

枠組壁工法住宅工事共通仕様書（解説付）

《住宅金融公庫基準適合仕様確認書付き》

平成14年度版

（全国版）

この仕様書は、工事請負契約の際の設計図書の一部としてお使い
いただくとともに、工事監理の際にもご活用下さい

建 築 主	住 所
	氏 名 ⑩
施 工 業 者	住 所
	氏 名 ⑩
設 計 者	住 所
	氏 名 ⑩



財団
法人

住宅金融普及協会

目 次

仕 様 書 の 使 い 方.....	1
住宅金融公庫基準適合仕様確認書.....	5
〔I〕 工 事 概 要.....	7
〔II〕 共 通 仕 様 書.....	11
付 録.....	257

(参考) 4'×8' サイズの面材の使用を前提とした北米の合理的な設計・施工方法を取り入れた枠組壁工法住宅を建設する場合、本仕様書のほかに「北米型枠組壁工法住宅工事特記仕様書」が用意されています。

仕様書の使い方 (必ずお読み下さい。)

1. 仕様書の位置付け

仕様書は、設計図面に表せない事項を補足するものとして工事請負契約時の設計図書の一部として使用するものであり、きわめて重要なものです。工事がある程度進んだ段階や竣工した後で、発注者が考えていたものとは異なる仕様であったりすると、発注者・施工業者間のトラブルとなってしまうことがよくあります。このようなトラブル防止のためには、仕様書の使い方を十分理解したうえで、**建設する住宅の仕様について入念な打ち合わせを行ったうえで、仕様書を工事請負契約時に添付することが重要**です。以下に本仕様書の活用方法を列挙します。

①工事請負契約時の仕様書として

発注者と施工業者間の工事請負契約時には、配置図、平面図、立面図等の設計図面の他に仕様書を用意することが必要です。

本仕様書は材料・寸法・住宅性能など様々な場合を考慮し、「共通仕様書」として種々の標準的な仕様を列挙しているものです。従って、仕様が列挙されている箇所では、ご自分の工事内容に合わせて採用する仕様項目を選択したり、あるいは本仕様によらない部分がある場合は、当該仕様部分を適宜添削してご使用下さい。(P.3 参照)

②設計審査に提出する図面の一部として

公庫融資を利用する場合で、公共団体に設計審査を申請する際には、公庫の技術基準に適合している設計図書を提出する必要があります。**本仕様書には、公庫の基準に関係する仕様について整理した「住宅金融公庫基準適合仕様確認書」を添付しておりますので、この確認書を活用して、ご自分の設計仕様が公庫の基準に適合しているかを確認した上で設計審査に活用することができます。**

なお、設計審査申請時には、**本仕様書に他の独自の特記仕様書を添付したり、本仕様書以外の別の仕様書を用いることも可能です。**

③公庫建設基準等の解説書として

工事請負契約の際には、住宅の仕様について発注者と施工業者が十分な打ち合わせを行うことが必要ですが、その際の技術的な事項の理解を深めるために用語解説、参考図、付録等を合わせて掲載していますので参考にして下さい。

注1) 枠組壁工法で共同住宅を建設する場合には、別冊で「枠組壁工法住宅(共同住宅)特記仕様書」が用意されています。

注2) 北米の合理的な設計・施工方法を取り入れた枠組壁工法住宅を建設する場合、「北米型枠組壁工法住宅工事特記仕様書」が用意されています。

2. 本仕様書の使用にあたっての留意事項

この仕様書は、建築基準法に基づく平成13年国土交通省告示第1540号(以下、「告示1540号」という。)、同告示第1541号(以下、「告示1541号」という。)、公庫住宅等基礎基準及び公庫住宅等政策融資技術基準(以下、「公庫基礎基準等」という。)に適合する枠組壁工法住宅の工事共通仕様書として、以下の3つのパートから構成されています。なお、上記告示及び公庫基礎基準等に該当する箇所には、次表のように記号を付して表現しています。

- ①住宅金融公庫基準適合仕様確認書(公庫基礎基準等に関連する仕様部分を整理した一覧表)
- ②工事概要(住宅の概要や内外部の仕上げ表など、工事の概要を明記する欄)
- ③共通仕様書(公庫基礎基準等を含め、建物の工事一式について標準的な仕様を掲載)

記 載 内 容		表 記 方 法
告示本文に係る仕様		該当箇所を_____で表示
告示のただし書き等に対応する仕様		該当箇所を_____で表示
公庫住宅等基礎基準に係る仕様	融資を受けるための必須要件	該当箇所を_____で表示
	耐久性に係る基準事項*	該当箇所を_____で表示
公庫住宅等政策融資技術基準に係る仕様	その他の基準事項	該当箇所の項目に※印で表示

*耐久性に係る基準…公庫住宅等基礎基準第11条第2項第3号（かつ、公庫住宅等政策融資技術基準第4章第2節）に規定する基準であり、適用する融資条件が基準金利適用住宅ではない「省令準耐火構造の住宅」、「1時間準耐火構造の住宅」又は「45分準耐火構造の住宅」とする場合は、適合させる必要はない。

なお、本仕様書は告示1540号の第1から第8及び告示1541号の第1から第2までの内容に基づいて記載しています。したがって、告示1540号の第9及び告示1541号の第3の規定に基づく構造計算によって、構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、本仕様書以外の仕様とすることができません。

【共通仕様書】

- (1) 「_____部分」を添削すると、違法建築物となって融資が受けられない場合があります。ただし、国土交通大臣の認定を受けた場合はこの限りではなく、添削することが可能です。
- (2) 「_____部分」を実験や構造計算等により安全性を確かめずに訂正すると、違法建築物となって融資が受けられない場合があります。
- (3) 「_____部分」、「_____部分」を訂正すると、公庫基礎基準等に適合しないことがあるため、融資が受けられない場合があります。ただし、適用を受ける融資条件によって（省令準耐火構造、1時間準耐火構造又は45分準耐火構造）は、「_____部分」であっても、4ページの「住宅金融公庫・融資条件別遵守基準整理表」において○印が付されていなければ、訂正（添削）が可能です。
- (4) 共通仕様書中の本文の※印を付した項目は、公庫住宅等政策融資技術基準（基準金利や割増融資の優遇を受ける場合の技術基準）に係る項目ですので、訂正すると基準金利の適用や割増融資の優遇を受けられない場合があります。

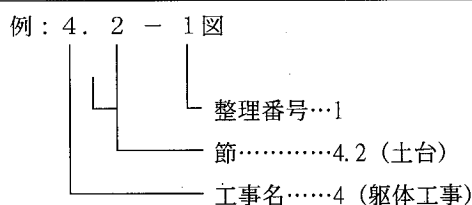
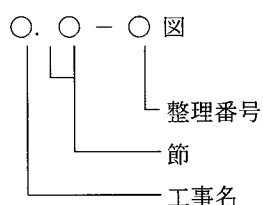
なお、基準金利の適用を受ける場合は、併せて全ての「_____」「_____」部分を訂正（添削）することはできません。

- (2) アンダーラインや※印がない部分については、発注者と施工業者双方の協議の上、性能等を確認することによって添削することができます。

枠線欄外の解説は、仕様書の内容をご理解いただき、建築工事現場をご覧になる際などの参考にさせていただくために作成したものです。この解説欄には、仕様書の各項目について直接解説を加えたもののほかに、建築に関する一般知識や関連資料等も併せて掲載しております。

仕様書は、工事請負契約の内容の一部になるものですが、この解説部分は、通常、工事請負契約の内容とはなりませんのでご注意ください。

（注）参考図の数字は、下記に示すように工事名と節の数字を表わし、本文のどの節に該当する参考図であるかがわかるようになっています。



○共通仕様書本文における工事内容に合わせた添削例

①本仕様書の工事項目が当該住宅工事でない場合

建設する住宅に「厚形スレートぶき」がない場合、当該工事内容である本仕様書中「5.4 厚形スレートぶき」を次のように添削（削除）する。

5.4 厚形スレートぶき	5.4.1 材 料 5.4.2 工 法 5.4.3 谷ぶき及び壁との取合い	1. 厚形スレートの品質は、JIS A5402（厚形スレート）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもので、特記がなければ、和形厚形スレートとする。なお、やく物その他は出来合い形とし、いずれも留めつけ穴付きとする。 2. 釘及び緊結線は 5.3.1（材料）の 4.項による。 1. 和形厚形スレートの工法は、5.3（粘土がわらぶき）の項による。 2. その他の厚形スレートの工法は、次のイ～ハによる。なお、イ～ハに定めのない事項は 5.3（粘土がわらぶき）の項による。 イ. 平型厚形スレートは、1 枚ごとに釘 2 本以上で留め付け、むね峠までぶき詰める。 ロ. 谷縁スレートは、1 枚ごとに釘及び緊結線 2 条ずつで留め付ける。 ハ. むねおおいは、モルタルを飼い、なじみよく伏せ渡し、1 枚ごとに地むねに取り付けた緊結線 2 条ずつで引き締め、こうがい釘差しモルタル押えとする。 5.3.3（谷ぶき及び壁との取合い）の項による。
5.5 屋根用化粧スレートぶき	5.5.1 材 料	屋根用化粧スレートの品質は、JIS A5423（住宅屋根用化粧スレート）に適合するもの、又

②本仕様書の仕様が「～は、次のいずれかによる。」のように選択できる場合

床下張り材の品質において、「4.6.9 床下張り」の 1.のイ. を採用する場合は、採用する仕様（イ）に○印（もしくは、不採用の仕様（ロ～ニ）に「消し線」）を記載する。

4.6.9 床下張り	1. 床下張り材の品質は次のいずれかによる。 ① 構造用合板の JAS に適合するもので厚さ 12mm 以上のもの ロ. JIS A5908（パーティクルボード）に適合するもののうち 18M 若しくは 18P タイプ、13M 若しくは 13P タイプ、24 10M 若しくは 24 10P タイプ、17.5 10.5M 若しくは 17.5 10.5P タイプ又は 30 15M 若しくは 30 15P タイプで厚さ 15mm 以上のもの ハ. 構造用パネルの JAS に適合するもので 1 級、2 級又は 3 級のもの（床根太相互又は床根太と側根太の間隔が 31cm を超える場合は 1 級又は 2 級のもの） ニ. JIS A5404（木質系セメント板）に適合する硬質木片セメント板で厚さ 18mm 以上のもの（ただし、床根太の間隔が 31cm 以下の場合に限る。）
------------	---

③本仕様書によらず、独自の特記仕様書等を用いる場合

建設される住宅において、といを本仕様書の仕様によらず、独自の仕様（別冊の特記仕様書）による場合、次のように、該当する項目を添削（削除）し、採用する仕様（添付する特記仕様書の名称）を特記する。

5.8 と	い → といについては、(株)〇〇発行の「△△特記仕様書」の仕様による。	
5.8.1 材 料	1. といに用いる硬質塩化ビニル雨どいの品質は、特記による。 2. といに用いる金属板の品質は、5.2.1（材料）に定めるものとする。なお、このうち塗装溶融亜鉛めっき鋼板については同規格中の屋根用（記号 R）、ポリ塩化ビニル（塩化ビニル樹脂）金属積層板については同規格中の高耐食耐候性外装用（A 種）とし、塗装ステンレス鋼板を含め、いずれも両面塗装品とする。 3. といの板厚は、特記のないかぎり 0.35mm 以上とする。	5.8.2 硬質塩化ビニル雨どい 1. 軒どいの工法は、次による。 イ. 軒どいは、専用の継手を用い、接着剤を併用して接合する。接合した軒どいの長さは 10m 以内とし、10m を超える場合は、有効な伸縮継手を設ける。 ロ. 軒どいの受金物は、軒どいに合った形状寸法のもを間隔 700mm 程度に、たる木または鼻かくしに取りつける。受金物の鉄部は溶融亜鉛めっきを行なう。 ハ. 軒どいの取付勾配は 1/200 以上とする。

住宅金融公庫・融資条件別遵守基準整理表

【この早見表の見方】

- ・「適用を受ける融資条件」ごとに、実施しなければならない遵守基準（必須条件）を○印で示しています。つまり、○印を付した項目に該当する仕様書本文中の「_____」、「_____」及び※印の部分が遵守しなければならない基準となります。
- ・「適用を受ける融資条件」が複数ある場合（例えば、「木造（耐久性）」と「基準金利適用住宅（バリアフリー）」の融資を受ける場合）は、それぞれの○印の付してある全ての基準を満たしてください。
- ・この整理表を参考に、「住宅金融公庫基準適合仕様確認書」に必要事項を記入してください。

基準項目	適合工事仕様	ページ	適用を受ける融資条件						
			基準金利適用住宅		木造（耐久性）	省令準耐火構造	1時間準耐火構造	45分準耐火構造	高性能準耐火構造
			バリアフリー	省エネルギー					
基礎の構造	仕様書 3.4.1	18	○	○	○				○
基礎の高さ（注1）	仕様書 3.4.2、3	18	○	○	○	*	*	*	○
床下換気措置	仕様書 3.4.10	19	○	○	○				○
床下防湿措置	仕様書 3.4.14	20	○	○	○				○
基礎断熱工事（基礎断熱工法に限る）	仕様書 3.5	25	○	○	○				○
土台の防腐・防蟻措置	仕様書 4.4.1	42	○	○	○	○	○	○	○
木部の防腐・防蟻措置	仕様書 4.4.2	42	○	○	○				○
床下地面の防蟻措置	仕様書 4.6	43	○	○	○				○
浴室等の防水措置	仕様書 4.7	44	○	○	○				○
外壁下張材	仕様書 4.10.9	74	○	○	○				○
住戸間の界壁（連続建に限る）	仕様書 4.10.14	78	○	○	○	○	○	○	○
小屋裏換気措置	仕様書 4.13.1	101	○	○	○				○
点検口の設置（給排水設備）	仕様書 6.1	116	○	○	○	○	○	○	○
点検口の設置（ガス設備等）	仕様書 7.1	123	○	○	○	○	○	○	○
断熱工事（注2）	仕様書 9.1～9.8	130	△	○	△	△	△	△	△
	仕様書 9.9	157	○		○	○	○	○	○
公社分譲住宅・優良分譲住宅・建売住宅の付加基準の仕様（注3）	仕様書 11.5	182	○	○					
換気設備の設置（浴室等）	仕様書 13.4.1	186	○	○	○	○	○	○	○
省令準耐火構造	仕様書 14	190				○			
1時間準耐火構造	仕様書 16.1	202					○		
45分準耐火構造	仕様書 16.2	209						○	
高性能準耐火構造	仕様書 17	212							○
バリアフリー住宅	仕様書 18	215	○						

（注1） 公庫住宅等基礎基準事項である「基礎の高さ」において、*印が付されている場合は、地面からの基礎の立ち上がりは「400mm以上」ではなく、「300mm以上」とすることができます。（「300mm以上」とする場合は、仕様書の該当部分を添削してください。）

（注2） 仕様書 9.9において断熱工事を行う場合は、断熱材の施工部位、地域区分等については△印の項を参照すること。

（注3） 公社分譲住宅融資、優良分譲住宅融資、建売住宅融資を受ける場合のみ適用する。

住宅金融公庫基準適合仕様確認書

基準項目		適合工事仕様	ページ	適合確認欄	特記欄・備考欄
基礎基準事項	基礎の構造	仕様書 3.4.1	18		
	基礎の高さ	仕様書 3.4.2、3	18		
	床下換気措置	仕様書 3.4.10	19		
	床下防湿措置	仕様書 3.4.14	20		
	基礎断熱工事（基礎断熱工法に限る。）	仕様書 3.5	25		
	土台の防蟻・防蟻措置	仕様書 4.4.1	42		
	木部の防蟻・防蟻措置	仕様書 4.4.2	42		
	床下地面の防蟻措置	仕様書 4.6	43		
	浴室等の防水措置	仕様書 4.7	44		
	外壁下張材	仕様書 4.10.9	74		
	住戸間の界壁（連続建に限る。）	仕様書 4.10.14	78		
	小屋裏換気措置	仕様書 4.13.1	101		
	点検口の設置（給排水設備）	仕様書 6.1	116		
	点検口の設置（ガス設備等）	仕様書 7.1	123		
	断熱工事	施工部位	仕様書 9.2	134	
		断熱性能	仕様書 9.3	136	
	換気設備の設置（浴室等）		仕様書 13.4.1	186	
準耐火構造	省令準耐火構造	仕様書 14	190		
	1 時間準耐火構造	仕様書 16.1	202		
	4 5 分準耐火構造	仕様書 16.2	209		
	高性能準耐火構造	仕様書 17	212		
基準金利適用住宅	バリアフリータイプ	仕様書 18	215		
	省エネルギータイプ	仕様書 9.1～9.8	130		
	公社分譲住宅・優良分譲住宅・建売住宅の付加基準の仕様	仕様書 11.5	182		
割増融資工事	高規格住宅（環境配慮型）工事	仕様書 20	250		
	バリアフリー住宅工事	仕様書 18	215		
	省エネルギー住宅工事（一般型）	仕様書 9.1～9.8	130		
	省エネルギー住宅工事（次世代型）	仕様書 19	231		

（注 1）この確認書を使う際には、次ページの「住宅金融公庫基準適合仕様確認書の使い方」をお読みになった上でお使いください。

（注 2）実施する仕様の「適合確認欄」に○印を付してください。なお、公庫融資を受ける際には、各融資条件に応じて前ページの「住宅金融公庫・融資条件別遵守基準整理表」にある項目の全ての適合確認欄に○印が付していないと、その融資条件での公庫融資の対象とならない場合があります。

（注 3）基礎基準事項は「公庫住宅等基礎基準」に基づく仕様を示しています。また、基準金利適用住宅工事、割増融資工事は「公庫住宅等政策融資技術基準」に基づく仕様を示しています。

（注 4）平成 14 年度中の経過措置（本文中「 」で掲載）を適用する場合は、「特記欄・備考欄」にその旨（記載例：経過措置を適用）記載してください。

住宅金融公庫基準適合仕様確認書の使い方

この「住宅金融公庫基準適合仕様確認書」は、本仕様書の内容のうち、公庫基礎基準等に該当する仕様項目を整理した表です。建設される住宅について、公庫基礎基準等に適合しているかどうかをこの確認書の仕様項目に基づき確認し、実施する仕様の確認欄に○印を記入して下さい。

また、仕様書の当該部分を添削した場合には、特記欄・備考欄に「添削」と記入して下さい。また、添削をした場合には、その箇所が※印部分かアンダーライン部分でないことを確認して下さい。※印部分、アンダーライン部分を訂正すると、融資が受けられない場合があります。

なお、基礎基準事項の「基礎の高さ」において、「300mm 以上」とできる場合で、実際に 400mm 未満に本文を添削した場合は、必ず特記欄・備考欄に「添削」と記入して下さい。

〔Ⅰ〕 工 事 概 要

(設計図面に記載した場合は、ここに記入する必要はありません)

1. 工 事 内 容

- (1) 構 造：(高性能準耐火構造、準耐火構造、省令準耐火構造、
その他_____)
- (2) 階 数：(平屋建、2階建、3階建)
- (3) 床 面 積：1階_____㎡、2階_____㎡、3階_____㎡、計_____㎡
- (4) 戸 建 型 式：(1戸建、連続建、重ね建)
- (5) 附帯設備工事：(電気、給排水、衛生、ガス、その他_____)
- (6) 別 途 工 事：_____

2. 外 部 仕 上 表

各部名称	仕 上	備 考
基 礎		
外 壁		
屋 根		
軒 裏		
ひ さ し		
と い		
塗 装 木 部 鉄 部		

3. 内部仕上表

室 名		床	幅 木	壁
玄 関				
居 住 室				
押 入				
台 所				
便 所				
洗面・脱衣室				
浴 室				
縁 側				
廊 下				
階 段				

(注)

1. 塗装仕上げはそれぞれの欄に記入すること。
2. 備考欄には設計に含まれているもの（造り付け棚、下駄箱類、天袋、なげし、カーテンレール、台所流し、コンロ台、浴槽、大小便器、手洗器、洗面器など）を記入すること。

4. 附 帯 設 備 表

室 名		電 灯	スイッチ	コンセント	水 栓	ガ ス 栓	電話用配管	電 話 機
玄 関		灯	個	個			個	個
居 住 室		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
台 所		灯	個	個	個	個	個	個
便 所		灯	個	個	個			
洗面・脱衣室		灯	個	個	個	個	個	個
浴 室		灯			個	個		
縁 側		灯	個	個			個	個
廊 下		灯	個	個			個	個
階 段		灯	個	個				
		灯	個	個	個	個	個	個
		灯	個	個	個	個	個	個

(注) 電灯欄は、直付、埋込み、コード吊、ブラケットなどそれぞれ記入のこと。

〔Ⅱ〕 共通仕様書

1. 一般事項	14
1.1 総則	
1.2 施工一般	
2. 仮設工事	16
2.1 なわ張り等	
2.2 足場・仮囲い・設備	
3. 土工事・基礎工事	17
3.1 土工事	
3.2 地業	
3.3 地下室の基礎壁	
3.4 平屋建又は2階建の基礎	
3.5 基礎断熱工事	
3.6 埋戻し及び地ならし	
4. 躯体工事	29
4.1 一般事項	
4.2 材料	
4.3 断面寸法等	
4.4 木部の防腐・防蟻措置	
4.5 薄板軽量形鋼の防錆措置	
4.6 床下地面の防蟻措置	
4.7 浴室等の防水措置	
4.8 平屋建又は2階建の土台	
4.9 平屋建又は2階建の床枠組	
4.10 平屋建又は2階建の壁枠組	
4.11 支持柱	
4.12 平屋建又は2階建の小屋組	
4.13 小屋裏換気・軒裏換気	
5. 屋根工事	103
5.1 屋根工事一般	
5.2 下ぶき	
5.3 金属板ぶき	
5.4 粘土がわらぶき	
5.5 厚形スレートぶき	
5.6 屋根用化粧スレートぶき	
5.7 むねと壁との取合い、軒先、けらば及び谷ぶき	
5.8 水切り・雨押え	
5.9 とい	
6. 給排水設備工事	116
6.1 一般事項	
6.2 給水・給湯設備工事	
6.3 排水設備工事	
7. ガス設備工事・ガス機器等設置工事	123
7.1 一般事項	
7.2 ガス設備工事	
7.3 ガス機器等	

8. 電 気 工 事	126
8.1 一 般 事 項	
8.2 電力設備工事	
8.3 弱電設備工事	
9. 断 熱 工 事	130
9.1 一 般 事 項	
9.2 施 工 部 位	
9.3 断 熱 性 能	
9.4 断熱材等の施工	
9.5 日射の遮蔽措置	
9.6 気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
9.7 気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
9.8 開口部の断熱性能	
9.9 省エネルギータイプ等に適合しない住宅	
10. 内 外 装 工 事	160
10.1 左 官 工 事	
10.2 タ イ ル 張 り	
10.3 仕上塗材仕上げ	
10.4 サイディング張り等	
10.5 開口部廻りのシーリング処理	
10.6 せっこうボード張り	
10.7 内 装 工 事	
11. 建 具 造 作 工 事	177
11.1 外 部 建 具	
11.2 内 部 建 具	
11.3 建 具 金 物	
11.4 階 段	
11.5 公社分譲住宅・優良分譲住宅・建売住宅の付加基準の仕様	
12. 塗 装 工 事	183
12.1 一 般 事 項	
12.2 工 法	
13. 衛 生 設 備 工 事 ・ 雑 工 事	186
13.1 衛 生 設 備 工 事	
13.2 し尿浄化槽工事	
13.3 便 槽 工 事	
13.4 換気設備工事	
13.5 雑 工 事	
14. 省令準耐火構造の住宅の仕様	190
14.1 一 般 事 項	
14.2 外 壁 ・ 軒 裏 等	
14.3 界 壁	
14.4 界 床	
14.5 界壁及び界床以外の部分の内壁、天井	
14.6 そ の 他	
15. 3 階 建 の 仕 様	193
15.1 一 般 事 項	
15.2 基 礎 工 事	
15.3 土 台	

15.4	床 枠 組	
15.5	壁 枠 組	
15.6	小 屋 組	
15.7	防 火 仕 様	
15.8	避 難 措 置 等	
16.	準耐火構造の住宅の仕様	202
16.1	1時間準耐火構造の住宅の仕様	
16.2	45分準耐火構造の住宅の仕様	
17.	高性能準耐火構造の住宅の仕様	212
17.1	総 則	
17.2	耐久性向上措置	
17.3	防 火 仕 様	
18.	バリアフリー住宅工事の仕様	215
18.1	一 般 事 項	
18.2	部 屋 の 配 置	
18.3	住戸内の段差の解消	
18.4	住 戸 内 階 段	
18.5	手 す り	
18.6	廊下及び出入口の幅員	
18.7	寝室、便所及び浴室	
18.8	その他の配慮	
19.	省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様	231
19.1	一 般 事 項	
19.2	施 工 部 位	
19.3	断 熱 性 能	
19.4	断熱材の施工	
19.5	気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
19.6	気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）	
19.7	開口部の断熱性能	
19.8	開口部の日射侵入防止措置	
19.9	換気設備工事	
20.	高規格住宅（環境配慮型）の仕様	250
20.1	総 則	
20.2	計 画 一 般	
20.3	基 礎 の 構 造	
20.4	床下換気措置	
20.5	床下防湿措置	
20.6	材 料	
20.7	防 腐 ・ 防 蟻 措 置 等	
20.8	外 壁 下 張 り	
20.9	外壁内通気措置	
20.10	小屋裏換気措置	
20.11	設 備 工 事	
20.12	外構工事（建設される住宅の戸数が3戸以上である場合のみ適用）	
20.13	環境負荷の低減に有効な資材	

1. 一 般 事 項

1.1 総 則

- 1.1.1 範 囲 本仕様書は、平成13年国土交通省告示第1540号（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件。以下「告示1540号」という。）の第1から第8及び平成13年国土交通省告示第1541号（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件。以下「告示1541号」という。）の第1から第2までの内容に基づいている。告示1540号の第9の規定及び告示1541号の第3の規定に基づいて構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合、本仕様書によらず特記とする。
- 1.1.2 工 事 範 囲 工事範囲は、本仕様書及び図面の示す範囲とし、特記のないかぎり、電気工事については引込口までの工事、給水・ガス工事については本管接続までの工事、排水工事については流末接続までの工事とする。
- 1.1.3 疑 義 図面と仕様書との記載内容が相違する場合、明記のない場合又は疑義の生じた場合は、建築主又は工事監理者と協議する。
- 1.1.4 軽微な設計変更 現場のおさまり、取合せその他の関係で、材料の取付け位置又は取付け工法を多少かえるなどの軽微な変更は、建築主又は工事監理者の指示により行う。
- 1.1.5 別契約の関係工事 別契約の関連工事については、関係者は相互に協議のうえ、工事完成に支障のないように処理する。ただし、工事監理者がいる場合は、その指示による。

1.2 施 工 一 般

- 1.2.1 材 料 等
1. 躯体工事に用いる材料は、建築基準法及びそれに基づく告示等による。
 2. 各工事に使用する材料等で、日本工業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）の制定されている品目については、その規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものを使用する。また、認証木質建材（AQ）として認証の対象となっている品目については、AQマーク表示品又はこれと同等以上の性能を有するものを使用する。
 3. 内装仕上げ材、下地材等の室内空気への影響が高い部分には、ホルムアルデヒド及び揮発性の有害化学物質を放散しない材料若しくは放散量の少ない材料を使用する。
 4. 各工事に使用する材料等について品質又は等級の明記のないものは、それぞれ中等品とする。
 5. 建築部品、仕上材の材質、色柄などで建築主又は監督者と打合せを要するものは、見本を提出し、十分打合せを行うものとする。
- 1.2.2 養 生 工事中に汚染や損傷のおそれのある材料及び箇所は、適当な方法で養生する。
- 1.2.3 解体材、発生材等の処理
1. 解体材及び発生材等の処理は、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関連法令に従って適正に処理する。
 2. 解体材のうち、耐久年限を考慮した上で現場において再利用を図るものは特記による。
 3. 解体材、発生材のうち、耐久年限を考慮した上で再生資源としての利用を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。
 4. 2及び3以外の解体材、発生材については、場外処分とする。
- 1.2.4 注 意 事 項
1. 工事の施工に必要な諸届・諸手続で、請負者が処理すべき事項はすみやかに処理する。
 2. 工事現場の管理は関係法規に従い、危険防止、災害防止に努め、とくに火災には十分注意する。また、石綿スレート等の加工又は解体作業にあたっては、専用工具を使用する等十分な配慮を行う。
 3. 工事現場はつねに整理し、清潔を保ち、工事完了に際しては建物内外を清掃する。
 4. 工程表及び工事チェックリストを作成し各段階ごとに検査を行う。

平成13年国土交通省告示第1540号

枠組壁工法の旧技術基準であった昭和57年建設省告示第56号の全部が改正され、国土交通省告示第1540号及び関連告示1541号となった。新告示は枠組壁工法と木質プレハブ工法建築物を対象としているが、本仕様書においては、枠組

壁工法建築物のみを対象とし、接着パネルによる木質プレハブ工法及び関連構造材である木質接着複合パネル等に関しては対象とはしていない。

JS Japanese Industrial Standard の略称

鉱工業品の品質を全国的に統一単純化して生産、消費の合理化を行うことを目的として定められた工業標準化法（昭和 24、法 185 号）に基づいて、各品目について経済産業、国土交通など各大臣が日本工業標準調査会（経済産業省内に設置）にはかつて定めた国家規格。

JAS Japanese Agricultural Standard の略称

農林物資の品質改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用の合理化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25、法 175 号）の規定に基づいて制定された規格。農林水産省告示をもって告示施行される。

A Q Approved Quality の略称

安全性及び耐久性の優れた木質建材の供給の確保を図るため、JAS 規格では対応できない新しい木質建材について（財）日本住宅・木材技術センター（以下、「住・木センター」という。）が優良な製品の認証を行うものである。認証されたものには、AQ マークが表示される。

室内空気汚染の低減のための工夫 近年になって住宅の室内での空気汚染問題、特にホルムアルデヒドや揮発性の有害化学物質等によって健康被害があったとする例が報告されている。化学物質による健康への影響については個人差が大きく、また、住宅内外の条件によっても変化するものとされているが、有害物質の濃度を低減するためには、内装仕上げ材、下地材等の室内空気への影響が高い部分に有害化学物質を放散しない材料若しくは放散量の少ない材料を使用する工夫や適切な換気量の確保等が有効である。

解体材・発生材等の処理 住宅の新築、解体工事に伴って生ずる建設系廃棄物等の処理については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、適切な分別、保管、収集、運搬、中間処理、再生利用、最終処分等を図る必要がある。

特に、平成 12 年 5 月 31 日に公布された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のうち、「第 3 章 分別解体等の実施」及び「第 4 章 再資源化等の実施」は、平成 14 年 5 月 31 日までに施行されることとなっており、一定規模以上の建築物の解体工事や新築工事等については、一定の基準に従って、その建築物等に使用されているコンクリート、アスファルト、木材を現場で分別することが義務付けられるとともに、分別解体をすることによって生じたコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材について、再資源化が義務付けられることとなり、従来以上に分別解体や再資源化に向けた取組が必要となってくる。

既存建築物の適正な解体 産業廃棄物の不法投棄の多くが建設廃棄物と言われ、その中でも木くず等の戸建住宅の解体工事に伴い排出される「建設解体廃棄物」の割合が多くを占めている。

適切な解体や処理を行うにあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく必要があり、最終的に処分業者が適切に処理したことは、マニフェスト制度に基づき廃棄物の排出業者（建設業者）が処分業者から回収する「産業廃棄物管理票（マニフェスト）E 票」により確認できる。

2. 仮 設 工 事

2.1 なわ張り等

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 2.1.1 | 地 な わ 張 り | 建築主又は工事監理者の立会いのもとに、敷地境界など敷地の状況を確認のうえ、図面に基つき建築位置のなわ張りを行う。 |
| 2.1.2 | ベンチマーク | 木杭、コンクリート杭などを用いて移動しないよう設置し、その周囲を養生する。ただし、移動の恐れのない固定物がある場合は、これを代用することができる。なお、工事監理者がいる場合は、その検査を受ける。 |
| 2.1.3 | や り か た | やりかたは、適切な材料を用い、建物の隅部その他の要所に正確堅固に設け、建物位置、水平の基準その他のすみ出しを行う。なお、工事監理者がいる場合は、その検査を受ける。 |

2.2 足場・仮囲い・設備

- | | | |
|-------|-------------|---|
| 2.2.1 | 足 場 ・ 仮 囲 い | 足場及び仮囲いは、関係法令等にしがいい適切な材料、構造とする。 |
| 2.2.2 | 設 備 | 工事用水道、工事用電力などの関係法令等にもとづく手続および設備は、施工業者が行う。 |

3. 土工事・基礎工事

3.1 土工事

- 3.1.1 地 盤 敷地地盤の状態については、工事計画に支障のないように、地盤調査を実施するか、あるいは近隣の地盤に関する情報資料等により検討する。
- 3.1.2 根 切 り 根切りの幅及び深さは、やりかたに従い正確に行う。なお、必要がある場合は、のり面をつけるか土留めを設ける。根切り底の仕上げは平滑に施工し、工事監理者が確認を行う。

3.2 地 業

- 3.2.1 割 栗 地 業 割栗地業は次による。ただし、地盤が比較的良好な場合は、割栗によらず碎石による地業とすることができる。また、地盤がとくに良好な場合は、これらを省略できる。
- イ. 割栗石は硬質なものを使用する。なお、割栗石の代用として玉石を使用する場合も同様とする。
- ロ. 目つぶし砂利は、切り込み砂利、切り込み碎石又は再生碎石とする。
- ハ. 割栗石は、原則として一層小端立てとし、すき間のないようにはり込み、目つぶし砂利を充てんする。
- ニ. 締め固めは、ランマー 3 回突き以上、ソイルコンパクター 2 回締め以上又は振動ローラー締めとし、凹凸部は、目つぶし砂利で上ならしする。
- 3.2.2 く い 打 ち 地 業 くい打ち地業を必要とする場合は、特記による。

3.3 地下室の基礎壁

- 3.3.1 一 般 事 項 地下室は、良好な設計・施工によることとし、各部の仕様は特記による。
- 3.3.2 地 階 の 壁 1. 地下室の壁（以下「地階の壁」という。）は、基礎と一体の鉄筋コンクリート造（部材相互を緊結したプレキャストコンクリート造を含む。）とする。ただし、地上階数 2 以下の場合は、直接土に接する部分及び地面から 30cm 以内の外周の部分以外の壁を、木造の壁とすることができる。
2. 外周部基礎壁沿いには結露防止のため厚さ 25mm 以上の発泡プラスチック系断熱材を基礎天端から貼り付ける。凍上のおそれのある場合の断熱材の厚さは 50mm 以上とし凍結深度以上から貼り付ける。
- 3.3.3 地階の壁の一部を木造の壁とする場合 1. 3.3.2（地階の壁）のただし書きにより一部を木造の壁とする場合の地階の壁の構造は、別途構造計算により安全を確かめる。
2. 木造の壁の構成等は次による。
- イ. 土台（下枠兼用）、たて枠、上枠及び頭つなぎには、すべて寸法型式 206 以上の製材又は集成材を用いる。なお、たて枠の間隔は、500mm 以内とする。
- ロ. アンカーボルトは、3.4.9（アンカーボルト）の 1 及び 2 の項による他、埋込み位置は、住宅の隅角部附近、土台の継手附近、開口部の両端部 150mm 内外とし、その他の部分は間隔 1,370mm 以内とする。
- ハ. 隅角部及び開口部の両端部は土台とたて枠とをかど金物で緊結する。
3. 木造の壁に開口部を設ける場合は、次による。
- イ. 隅角部から 900mm 以内は、次の 5 による構造用合板を張った壁とする。
- ロ. たて枠、土台、上枠及び頭つなぎは切断しない。
- ハ. 開口部を連続して設ける場合、その幅の合計を 1 m 以下とする。
- ニ. 一の壁面に設けることができる開口部の幅の合計は、当該壁面の長さの 30% 以下とする。
4. 木造の壁の頭つなぎと一階の床枠組との緊結は次による。
- イ. 側根太、添え側根太及び端根太から C N 75 を 250mm 以内に斜め打ちする。
- ロ. 端根太ころび止めから床根太相互間に 2 本の C N 75 を斜め打ちする。
5. 木造の壁には、厚さ 9 mm 以上の構造用合板（特類）を土台、側根太又は端根太まで張りつめる。釘打ちは、C N 50 を使い、合板の外周部及び頭つなぎ又は上枠に対しては、100mm 間隔以下、中間部は 200mm 間隔以下とする。

3.4 平屋建又は2階建の基礎

- 3.4.1 一般事項
1. 基礎は、1階の外周部耐力壁及び内部耐力壁の直下に設ける。
 2. 基礎の構造は地盤の長期許容応力度に応じて、次のいずれかとする。ただし、1階の内部耐力壁直下の基礎は、床梁に代えることができる。
 - イ. 布基礎（長期許容応力度 30kN/m²以上）
 - ロ. 腰壁と一体となった布基礎（長期許容応力度 30kN/m²以上）
 - ハ. べた基礎（長期許容応力度 20kN/m²以上30kN/m²未満）
 - ニ. 基礎ぐいを用いた構造（長期許容応力度 20kN/m²未満）
- 3.4.2 布基礎
- 布基礎の構造は、次による。
1. 布基礎の構造は、一体の鉄筋コンクリート造（部材相互を緊結したプレキャストコンクリート造を含む。）とする。
 2. 地面からの布基礎の立上がりは、400mm以上とする。
 3. 布基礎の立上がりの厚さは120mm以上とし、底盤の厚さは150mm以上、幅は450mm以上とする。また、根入れ深さは、地面より240mm以上とし、かつ、建設地域の凍結深度よりも深いもの、もしくは、凍結を防止するための有効な措置を講ずるものとする。
 4. 基礎の配筋は、次による。
 - イ. 立上がり部分の主筋として径12mm以上の異形鉄筋を、立上がり部分の上端及び立上がり部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結させる。
 - ロ. 立上がり部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を縦に300mm以下の間隔で配置する。
 - ハ. 底盤部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を300mm以下の間隔で配置し、底盤の両端部に配置した径9mm以上の鉄筋と緊結させる。
 - ニ. 換気孔を設ける場合は、その周辺に径9mm以上の補強筋を配置する。
- 3.4.3 べた基礎
- べた基礎の構造は、3.4.2（布基礎）の規定による。ただし、根入れ深さは120mm以上、底盤の厚さは120mm以上とし、底盤部分の補強筋は構造計算により決定する。
- 3.4.4 基礎ぐい
- 基礎ぐいを用いた構造は、構造計算によるものとし、特記による。
- 3.4.5 腰壁
1. 1階の浴室廻り（当該浴室に浴室ユニットを使用した場合を除く。）には、布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁若しくは鉄筋コンクリート造による腰高布基礎を設けるか、又は、壁枠組に対して防水上有効な措置を講ずるものとする。
 2. 便所、浴室廻り等で布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げ、腰壁とする場合は次による。なお、鉄筋コンクリート造とする場合は、特記による。
 - イ. ブロックの品質は、JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
 - ロ. ブロックの厚さは、布基礎の幅120mm以上の場合は100mm以上、布基礎の幅150mm以上の場合は120mm以上とする。
 - ハ. 目地及び空洞の充てん用のモルタルのセメント、砂の調合は1：3を標準とする。
 - ニ. ブロックは3.4（平屋建又は2階建の基礎）の布基礎の上に積み上げるものとし、積上げ高さは6段以内とする。
 - ホ. ブロックを補強する鉄筋の太さはD10又は9φとし、縦筋については、隅角部及び間隔800mm以内に、横筋については上端部及び間隔400mm以内に配筋する。なお、縦筋の布基礎への埋込み長さは、異形鉄筋にあっては400mm以上、丸鋼にあっては405mm以上とする。
 - ヘ. 寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。
- 3.4.6 土間コンクリート床
- 1階床組を行わず、1階全面を土間コンクリート床で形成する場合は次による。
 - イ. 土間コンクリート床の高さは、地面より400mm以上とする。
 - ロ. 外周部布基礎沿いには、結露防止のため厚さ25mm以上の発泡プラスチック系断熱材を布基礎天端から下方、底盤の上端まで施工する。ただし、温暖地等においては、断熱材を省略できる。
 - ハ. 凍上のおそれのある場合は、上記ロ.の断熱材の厚さを50mm以上とし、凍結深度以上に貼り付ける。

二、土間コンクリートの床の下層の盛土については、地面より2層にわけて盛土をし、それぞれ十分突き固める。なお、盛土は、有機性又は活性の粘土及びシルト類以外の土を使用する。

ホ、盛土の上に目つぶし砂利を厚さ 50mm 以上敷きつめ十分突き固める。その上に JIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）、JIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）若しくは JIS K 6781（農業用ポリエチレンフィルム）に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ 0.1mm 以上のものを全面に敷く。

ヘ、土間コンクリート床は、厚さ 120mm 以上とし、その中央部にワイヤーメッシュ（径 4mm 以上の鉄線を縦横に間隔 150mm 以内に組み合わせたもの）を配する。

3.4.7 コンクリートの
調合及び強度等

基礎に用いるコンクリートの調合及び強度等は、次による。

1. コンクリートは JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に規定されたレディーミクストコンクリートとする。
2. 呼び強度及びスランプは、特記による。ただし、特記がない場合のスランプは 18cm とし、呼び強度は、下表により指定する。

コンクリートの打ち込みから28日後 までの期間の予想平均気温（℃）	10以上	2以上 10未満
呼 び 強 度 (N/mm ²)	24	27

3. 打込みに際しては、空げきの生じないように十分な突き、たたきを行う。

3.4.8 鉄 筋 材 料

1. 異形鉄筋及び丸鋼は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）又は JIS G 3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）の JIS 規格品とし、その種類及び径などは特記による。

2. 鉄筋の径（d）は、異形鉄筋では呼び名に用いた数値、丸鋼では径とする。

3.4.9 アンカーボルト

1. アンカーボルト及び座金は、品質及び性能が明示された良質なものとする。
2. アンカーボルトの埋設位置は、次による。

イ、住宅の隅角部付近、土台の継手付近とし、その他の部分は間隔 2.0 m 以内とする。ただし、3 階建ての場合は、上記以外に 1 階の床に達する開口部（以下「掃き出し窓」という）のたて枠から 150mm 以内の位置に配置する。

ロ、1 階床を土間コンクリート床で構成する場合で、掃き出し窓を設けた場合は、イの他まぐさ受けがとり付くたて枠の 150mm 以内の部分。

3. アンカーボルトの心出しは、型板を用いて基準墨に正しく合わせ、適切な機器などで正確に行う。
4. アンカーボルトのコンクリートへの埋込み長さは 240mm 以上とする。なお、アンカーボルトの先端は、土台の上端よりナットの外ねじが 3 山以上出るように固定する。
5. アンカーボルトの保持は、型板を用いるなどして正確に行い、移動、下部の揺れなどのないように、十分固定する。
6. アンカーボルトの保持及び埋込み工法の種別は、特記による。特記がない場合は、アンカーボルトを鉄筋などを用いて組み立て、適切な補助材で型枠の類に固定し、コンクリートの打ち込みを行う。

7. アンカーボルトは、衝撃などにより有害な曲がりを生じないように取り扱う。また、ねじ部の損傷、さびの発生、汚損を防止するために布、ビニルテープなどを巻いて養生を行う。

3.4.10 床 下 換 気

床下空間が生じる場合の床下換気措置は次による。ただし、3.5（基礎断熱工事）の項により基礎の施工を行う場合は、床下換気孔は設置しないこととする。

イ、外周部の基礎には有効換気面積 300cm² 以上の床下換気孔を間隔 4 m 以内ごとに設ける。

ロ、床下換気孔にはねずみ等の侵入を防ぐため、スクリーンなどを堅固にとりつける。

ハ、外周部以外の室内の布基礎には、適切な位置に通風と点検に支障のない寸法の床下換気孔を設ける。

3.4.11 配 管 ス リ ー プ

基礎貫通の配管スリーブは、基礎のひび割れや雨水が流入しない位置に設ける。

3.4.12 養 生

1. コンクリート打込み終了後は直射日光、寒気、風雨などをさけるため、シートなどにより

養生する。

2. 普通ポルトランドセメントを用いる場合の型枠の存置期間は、気温 15℃ 以上の場合は 3 日間以上、5℃ 以上 15℃ 未満の場合は 5 日間以上とする。
3. 寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。なお、工事監理者がいる場合は、その指示を受ける。

3.4.13 天 端 な ら し やりかたにならない陸ズミを出し、布基礎の天端をあらかじめ清掃、水湿し、セメント、砂の調合が 1 : 3 のモルタルなどを水平に塗りつける。

3.4.14 床 下 防 湿 床下防湿措置は、次の 1、2 のいずれかによる。ただし、基礎の構造をべた基礎とした場合は、この限りではない。

1. 防湿用のコンクリートを施工する場合

イ. 床下地面全面に、厚さ 60mm 以上のコンクリートを打設する。

ロ. コンクリートの打設に先だち、床下面積は盛土し、十分突き固める。

2. 防湿フィルムを施工する場合

イ. 床下地面全面に JIS A 6930 (住宅用プラスチック系防湿フィルム)、JIS Z 1702 (包装用ポリエチレンフィルム) 若しくは JIS K 6781 (農業用ポリエチレンフィルム) に適合するもの又はこれらと同等以上の効果を有する防湿フィルムで厚さ 0.1mm 以上のものを敷きつめる。

ロ. 防湿フィルムの重ね幅は 150mm 以上とし、防湿フィルムの全面を乾燥した砂、砂利又はコンクリート押さえとする。

基礎の立上りの高さ

3.4.2 (布基礎) 及び 3.4.3 (べた基礎・基礎ぐい) における立上りの高さ「400mm 以上」については、適用を受ける融資条件によっては、「300mm 以上」とすることができる場合があります。詳しくは、4 ページの「住宅金融公庫・融資条件別遵守基準整理表」をご覧ください。

割 栗 地 業 割られた石が相互にかみ合い一つの版ようになって定着地盤の突固めを効果的に行なうことを目的とする。割られた石とは、玉石の割られたもの及び碎石で、大きいものを表わしている。ただし、良質地盤においては、この地業を施すことにより地盤を乱し、かえって耐力を減ずることがあるから注意すること。

地下室の設計・施工

地下室の設計、施工にあたっては、平成 12 年 6 月 1 日施行の建築基準法施行令第 22 条の 2 及び平成 12 年 5 月 31 日付け建設省告示第 1430 号「地階における住宅等の居室に設ける開口部及び防水層の設置方法を定める件」において、下記のとおり技術的基準が定められているので、それに従い具体的な仕様を特記する必要がある。

1. 居室が次の (1) から (3) のいずれかに適合しているもの

(1) 開口部が次の①、②のいずれかの場所に面しているとともに、換気に有効な部分の面積が、当該居室の床面積に対して 1/20 以上であること。

①イからニの全てに適合するからばり

イ 底面が開口部より低い位置にあり、雨水を配水する設備が設けられているもの

ロ 上部が外気に開放されているもの

ハ 地下室の外壁から、その壁に面するからばりの周壁までの水平距離が 1 m 以上で、開口部の下端からからばりの上端までの垂直距離の 4/10 以上であること

ニ 地下室の壁に沿った水平方向の長さが 2 m 以上であり、かつ、開口部からの高さ以上であること

②開口部の前面に、当該住宅の建設敷地内で開口部の下端よりも高い位置に地面がない場所

(2) 換気設備 (建築基準法施行令第 20 条の 2 に規定するもの) を設置する。

(3) 湿度調節設備を設置する。

2. 直接土に接する外壁、床、屋根には、次の①又②のいずれか (屋根は①) に適合する防水措置を講じる。(ただし、常水面以上の部分にあつては、耐水材料で造り、かつ、材料の接合部及びコンクリートの打継ぎをする部分に防水措置を講ずる場合を除く。)

①埋戻しその他工事中に防水層がき裂、破断等の損傷をしないよう保護層を設けた防水層を設ける。また、下地の種類、土圧、水圧の状況等に応じ、防水層に割れ、すき間が生じないよう、継ぎ目等に十分な重ね合わせをする。

②直接土に接する部分を耐水材料で造り、かつ、直接土に接する部分と居室に面する部分の間に居室内への水の浸透を防止するための空隙 (当該空隙に浸透した水を排水する設備が設けられているもの) を設ける。

基礎の構造

住宅の基礎については、建築基準法施行令第38条第3項において「建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して建設大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。」と規定されており、平成12年5月23日付け建設省告示第1347号「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」において、基礎の寸法、形状、鉄筋の配置の方法等が定められた。

本告示においては、下表のとおり、地盤に対応して基礎の種類を次のとおり定めているところであり、地震時のみならず通常の使用時においても基礎の不同沈下を防止するためには、地盤の許容応力度、土質、建設地の積雪条件等を十分考慮して慎重に設計を行い、基礎の種類、鉄筋の配置方法等を決定する必要がある。

地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度	基礎の種類
20kN/m ² 未満	基礎ぐいを用いた構造
20kN/m ² 以上 30kN/m ² 未満	べた基礎又は基礎ぐいを用いた構造
30kN/m ² 以上	布基礎、べた基礎又は基礎ぐいを用いた構造

なお、本仕様書では、基礎ぐいを用いた構造、べた基礎を採用する場合にあたっては、建設地の状況や荷重条件を個別に把握し、構造計算等によって基礎の形状、鉄筋の配置方法等を決定し、その仕様を特記することとしている。

凍結深度 地中のある深さで土の温度がほぼ0℃となり、地盤の凍結が停止する位置を凍結線といい、地表から凍結線までの深さを凍結深度という。凍結深度については、建物の安全等を確保するため建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で定めている場合があるので寒冷地等においては建物の設計前に公共団体に照会する必要がある。

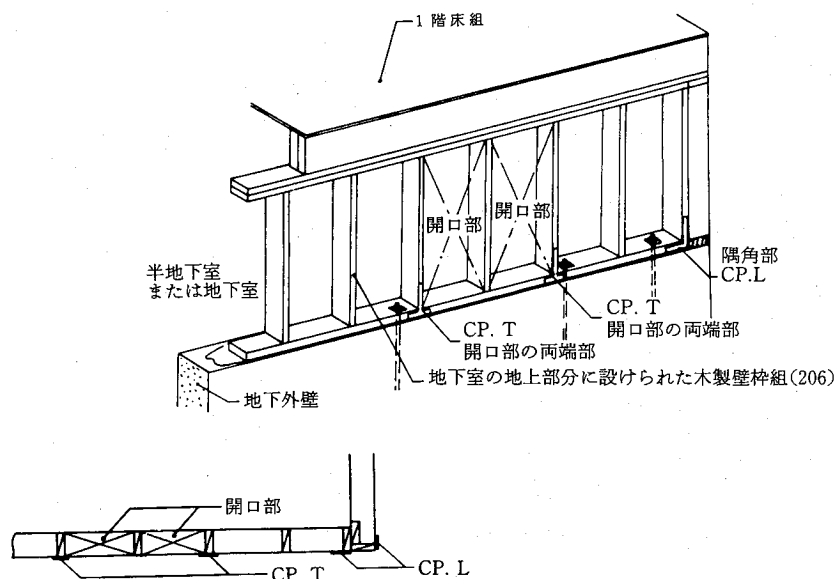
床下換気

床下は、地盤面からの湿気の蒸発等により湿気がたまりやすい場所となり、ナミダタケ（寒冷地）やワタグサレダケ（温暖地）による被害をもたらしている。これらの木材腐朽菌は、乾燥に弱いので床下の換気が十分できるように、下記の点に注意して換気孔を設ける必要がある。なお、基準の主旨は、4mの等間隔で機械的に換気孔を設けることでなく、まぐさ受けの位置にも配慮した上で4m以内の間隔で有効な床下換気が行えるようにバランス良く換気孔を設置することにある。

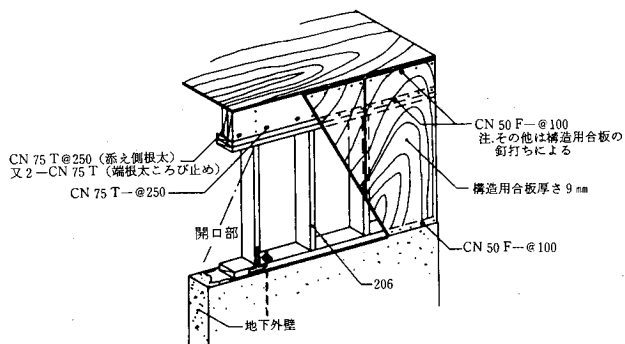
- (1) 床下のコーナー部は、換気不足（湿気のこもり）になりがちなのでその箇所に換気孔を設けるのが効果的である。
- (2) 床下が常に乾燥している状態を保つために換気孔はできるだけ高い位置に設ける。
- (3) 外周部布基礎の換気孔から雨水が流入しないように、換気孔下端は外下がり勾配をつける。
- (4) 間仕切壁の下部が布基礎の場合は、通風、点検のために換気孔を必ず設ける。
- (5) 基礎を強固に保つため、換気孔回りは斜め筋等により有効に補強する。

なお、床下換気孔の形状は所要面積が確保されていれば問わないが、ねこ土台によって床下換気孔を確保する場合には、構造上支障が生じないようねこ部分の間隔、アンカーボルトの位置等について十分検討することが必要である。また、ねこ部分の材料については性能及び品質が明らかなものを使用するよう注意が必要である。

3.3-1図 木造の壁の構造
(A) 隅角部及び開口部両端部の補強

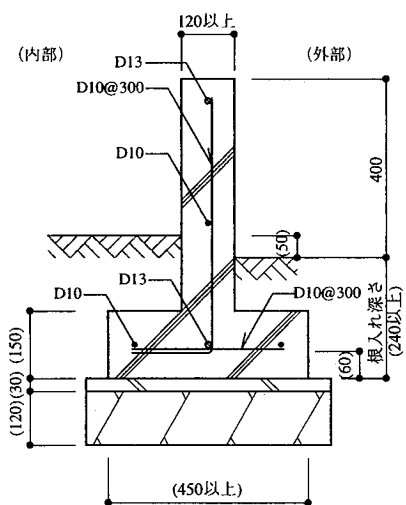


(B) 釘打ち及び面材のはり方



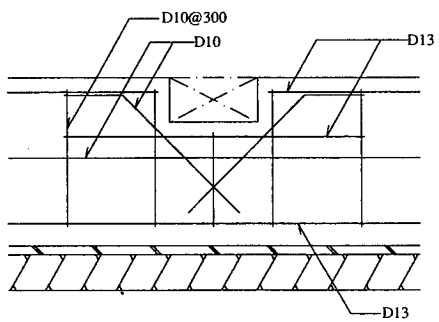
3.4-1 図 布基礎詳細

(A) 標準配筋図 (mm)



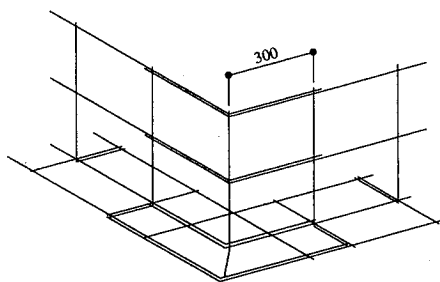
- (注) 1. 布基礎各部の寸法のうち()内の寸法は一般的な参考例である。底盤の幅の決定にあたっては荷重条件及び地盤の地耐力等を勘案して適切なものとする。
2. 横筋のうち上下主筋はD13その他の横筋及び縦筋はD10とし、鉄筋の間隔は300mmとすることを標準とする。

(B) 換気孔廻りの補強



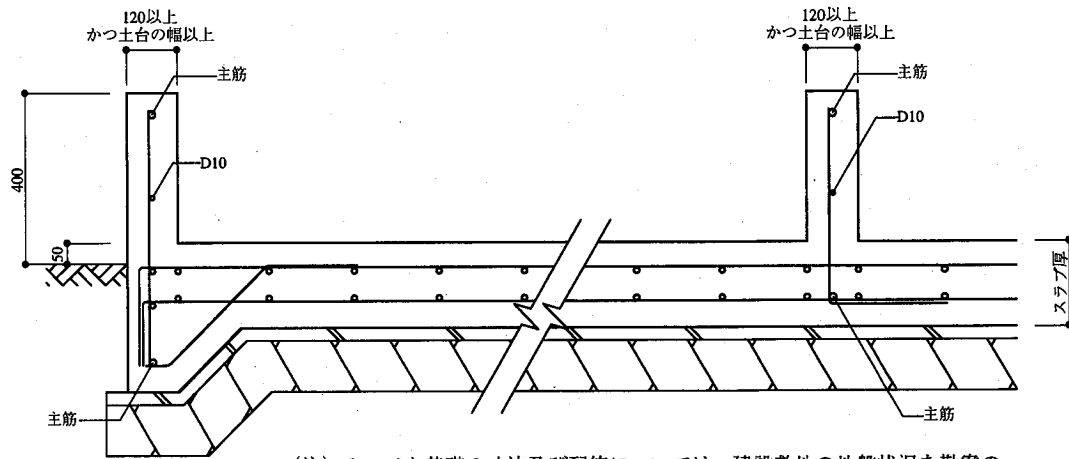
(注) 換気孔廻りはD13の横筋及びD10の斜め筋により補強する。

(C) コーナ一部補強



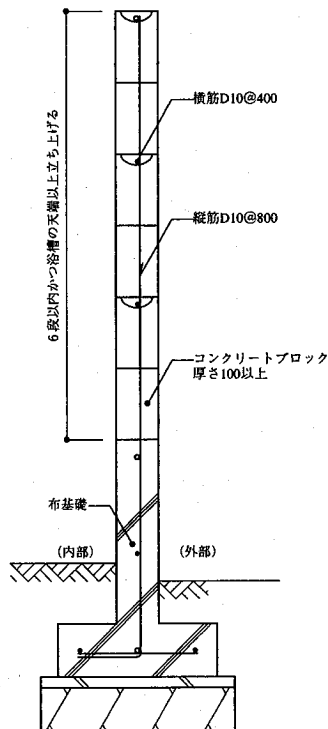
(注) 隅角部では各横筋を折り曲げた上直交する他方向の横筋に 300mm 以上重ね合せる。

3.4-2図 ベタ基礎詳細図 (mm)

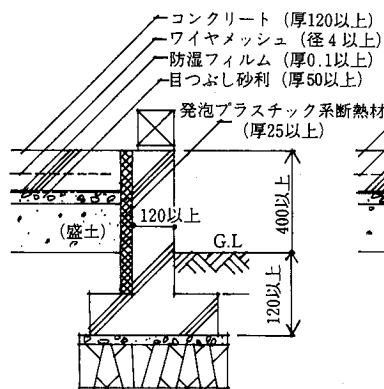


- (注) 1. ベタ基礎の寸法及び配筋については、建設敷地の地盤状況を勘案のうえ、構造計算により、決定すること。
2. 1階の床下地面は、建物周囲の地盤より50mm以上高くする。

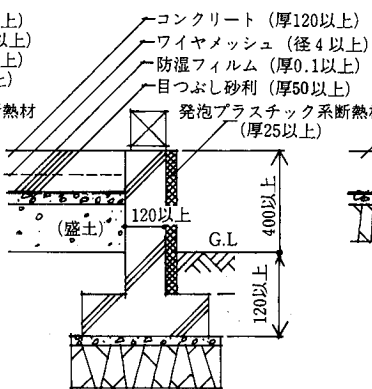
3.4-3図 腰壁詳細 (一般地例)



3.4-4図 土間コンクリート床

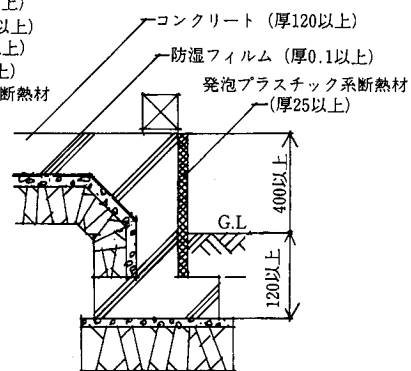


内断熱施工例



外断熱施工例

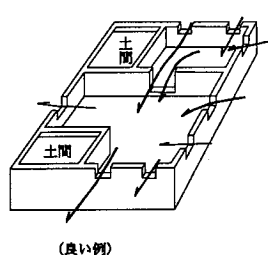
3.4-5図 床と一体の布基礎



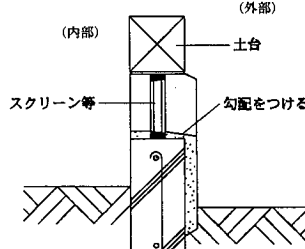
(注) 地中に埋めた断熱材は一般的にシロアリの被害を受けやすいため、建設地周辺におけるシロアリの生息状況や被害状況を十分勘案して詳細仕様を検討するよう注意が必要である。3.5 (基礎断熱工法) 解説 (断熱材の施工位置) を参照する。

3.4-6図 床下換気措置

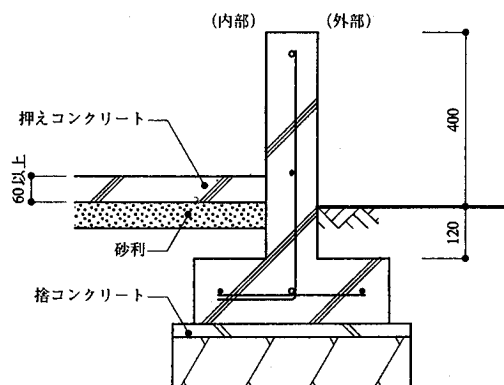
イ. 床下の換気計画



ロ. 床下換気孔断面図



3.4-7図 床下防湿層押えコンクリート



3.5 基礎断熱工事

- 3.5.1 一般事項 1. 基礎断熱工法（床に断熱材を施工せず、基礎の外側、内側又は両側に地面に垂直に断熱材を施工し、床下換気孔を設けない工法）に係る仕様はこの項による。
2. ※印を付した項目に掲げるもの以外の仕様とする場合は、公庫の認めたものとする。
- 3.5.2 基礎における断熱材の施工 1. 断熱材は吸水性を有しない材料を使い、原則として基礎底盤上端から基礎天端まで打込み工法により施工する。
2. 断熱材の継目は、すきまができないように施工する。型枠脱型後、すきまが生じているときは現場発泡断熱材などで補修する。
3. 基礎の屋外側に設ける断熱材が外気に接しないよう、外装仕上げを行う。
4. 基礎天端と土台との間にはすきまが生じないようにする。
- 3.5.3 断熱材の施工位置 基礎に施工する断熱材の施工位置は、次のいずれかとする。
イ. 基礎の内側
ロ. 基礎の外側
ハ. 基礎の両側（内側と外側両方）
- 3.5.4 断熱材の厚さ ※1. 基礎に施工する断熱材は、次の表の熱抵抗値を満たすものとし、特記による。特記のない場合の断熱材の厚さは、地域区分及び断熱材の種類（9断熱工事における地域区分及び断熱材の種類）ごとに次の表の数値以上とする。

地域区分	必要な熱抵抗値 ($\text{m}^2 \cdot \text{K/W}$)	断熱材の種類・厚さ (mm)					
		A-1	A-2	B	C	D	E
I	1.2	65	60	55	50	45	35
Ⅱ～Ⅴ	0.6	35	30	30	25	25	20

2. I～Ⅲ地域において基礎を鉄筋コンクリート造のべた基礎とし、断熱材を基礎の内側に施工する場合には、次の部分について吸水性を有しない断熱材により断熱補強の施工（長さ450mm程度以上、厚さ20mm程度以上）を行う
イ. 布基礎の立ち上がり部分とべた部分の取合い部において住宅内部に向かう部分（水平に施工）
ロ. 間仕切壁下部の布基礎において、外周部から住宅内部に向かう部分の両側（垂直に施工）

- 3.5.5 床下防湿措置 ※床下地面には次のいずれかの防湿措置を講ずる。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県以外の地域に建設する住宅では3又は4に限る。
- 床下全面に、JIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）、JIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）若しくは JIS K 6781（農業用ポリエチレンフィルム）に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ 0.1mm 以上のものを敷きつめる。なお、防湿フィルムの重ね幅は 300mm 以上とし、防湿フィルムの全面をコンクリート又は乾燥した砂で押え、押えの厚さは 50mm 以上とする。
 - 床下全面に厚さ 100mm 以上のコンクリートを打設する。
 - 鉄筋コンクリート造のべた基礎（厚さ 100mm 以上で防湿コンクリートを兼ねる）とする。
 - 布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリート（厚さ 100mm 以上で防湿コンクリートを兼ねる）で覆う。

基礎断熱工法における注意点

床断熱工法に替えて基礎断熱工法（床に断熱材を施工せず、基礎の外側、内側又は両側に地面に垂直に断熱材を施工し、床下換気孔を設けない工法）を採用する場合、次の点に注意する必要がある。

- (1) 床下換気孔が設置されなくなることから、床下空間に耐久性上支障が生ずるような水蒸気の滞留、結露の発生が起きないように、床下地面からの防湿を入念に行う。また、床下空間の空気質を室内と同質にし、床下における水蒸気の滞留を防止することも重要であり、例えば、床下に機械式強制排気設備を設置し、居室の空気を、床下経由で屋外に排出することなどは有効な手段のひとつである。

- (2) 地中に埋めた断熱材は一般的にシロアリの被害を受けやすいため、本工法の採用に当たっては、建設地周辺におけるシロアリの生息状況や被害状況等の実状を十分勘案の上決定する。
- (3) 床下空間の空気は外気ではなく、上部の居住空間の空気との交流が主となるため、床下空气中に防腐・防蟻薬剤が放散しないような工法、材料の選択をすることが望ましい。また、居住空間が高湿度となっている場合には、床下空間も高湿度となり、耐久性上支障となる結露やカビの発生が考えられるため、居住空間の温湿度の管理を適切に行う。
- (4) 排水管からの漏水や雨漏りによる雨水が床下空間に侵入した等の異常を認めた際には、速やかに対策を講ずる。
- (5) 床下の点検口等を使用して定期的に床下空間の点検を行う。

基礎における断熱材の施工

基礎の断熱材施工後、断熱材同士の間に隙間が生じていると熱的な弱点が生じ、耐久性上支障となる恐れのある結露が生ずる要因となる。したがって、型枠脱型後に、断熱材同士の間に隙間が生じている場合は、現場発泡ウレタン材などで補修することが必要である。

断熱材の施工位置

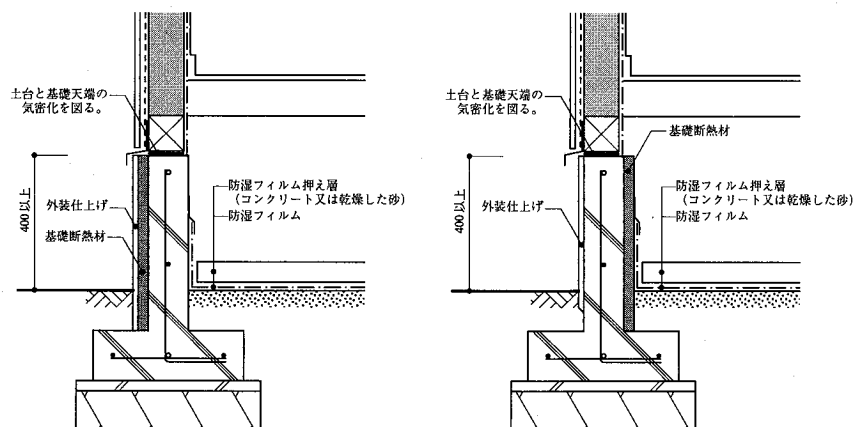
地中に埋めた断熱材は一般的にシロアリの被害を受けやすく、本工法の採用にあたっては、建設地周辺におけるシロアリの生息状況や被害状況等の実状を十分勘案して、採用・不採用や詳細仕様を決定するような十分な注意が必要である。仕様書本文では限定していないが、特に、イエシロアリの被害が想定される地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県以外）では、地中に埋め込んだ基礎の外側の断熱材が蟻道となる恐れが高いため、断熱材の施工位置を内側とする、あるいは何らかの工夫をした上で、基礎の外側に施工することが必要である。

一方、寒冷地でしるあり被害が想定されない地域においては、基礎の耐久性と熱橋防止、また基礎の熱容量を活用するうえで、断熱材の施工位置を外側又は両側とすることが望ましい。

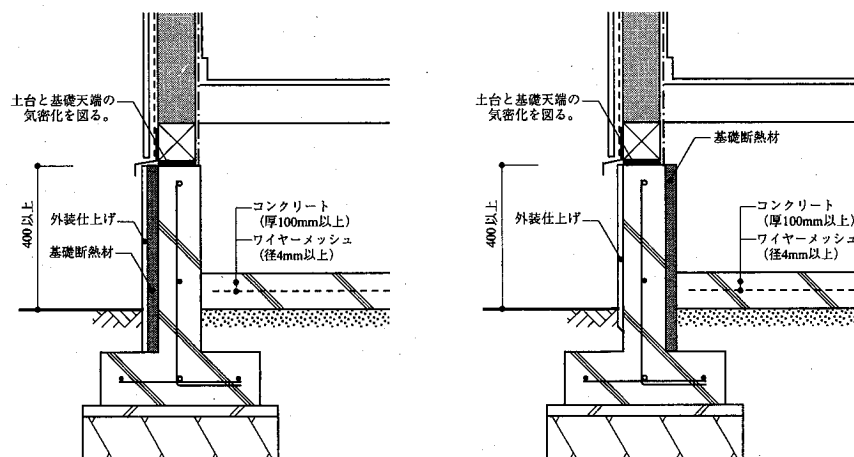
断熱材の厚さ

床下空間で耐久性上支障となる恐れのある結露が生ずる可能性を低くするため、基礎に施工する断熱材の熱抵抗値を設定している。なお、基準金利適用住宅（省エネルギータイプ）とする場合、または省エネルギー住宅（一般型又は次世代型）工事割増を利用する場合には、断熱材の厚さをより厚くすることが必要となる場合があるので、それぞれ該当する項目を参照して厚さを決定するよう注意が必要である。

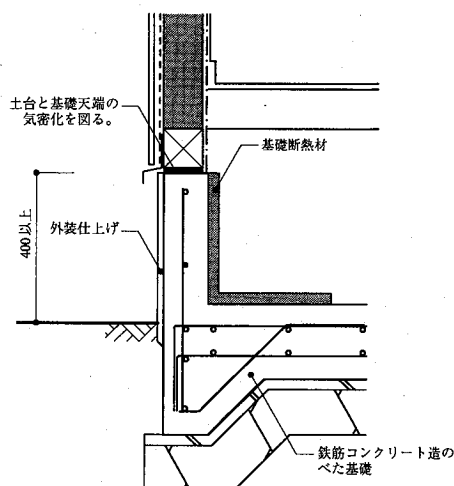
3.5-1 図 基礎断熱工法（床下防湿フィルムによる防湿仕様）〔床下地面の防蟻措置が不要な地域に限る。〕



3.5-2 図 基礎断熱工法（コンクリート打設による防湿仕様）〔床下地面の防蟻措置が不要な地域に限る。〕



参考図 3.5-3 基礎断熱工法（内側施工+べた基礎仕様）



べた基礎等による防蟻措置について

基礎断熱工法では、床下空間の空気は外気ではなく、上部の居住空間との交換が主となるため、シロアリの被害が想定される地域では薬剤による土壌処理と同等以上の効力を有する工法として、3.5.5（床下防湿措置）の3又は4とする。

防湿フィルムの押え

床下防湿措置において、防湿フィルムを乾燥した砂で押さえる場合は、次の点に留意する。

1) 設計・施工上の留意点

- ①防湿フィルムの施工にあたっては、あらかじめ地面に飛散する木片等を除去した上、地面を十分締め固め、平滑にし、フィルムの上に乾燥した砂を全面かつ均一に敷きつめる。
- ②配管工事、木工事など、床下空間で作業を行う場合は、敷きつめた砂を乱さないように、また防湿フィルムが破損しないように十分注意する。
- ③地面やフィルム面、押え砂に木くず等が混入しないように清掃を行う。
- ④施工時の天候に留意し、万一雨水等により地面や押え砂が濡れた場合は、十分乾燥させる。
- ⑤床組最下面と押え砂上面とは、300mm程度以上の床下空間を確保することが望ましい。

2) 維持管理上の留意点

- ①配管や床の修繕など、床下にて作業を行う際には、地盤防湿性能が低下しないよう、十分留意して行う。
- ②修繕等の工事で押え砂や防湿フィルムを取り除く場合は、工事施工後元通りに戻しておく。

コンクリートの乾燥

コンクリートを使用して床下防湿措置を講ずる場合、竣工直後はコンクリート中に含まれた水分が蒸発することにより床下空間の湿度が高くなり、結露やかび等が発生する危険性が高くなる。したがって、床下のコンクリートが十分乾燥してから床仕上げを行う等十分注意することが必要である。

3.6 埋戻し及び地ならし

- | | | |
|-------|---------|--|
| 3.6.1 | 埋 戻 し | 埋戻しは、根切り土のうち良質な土を利用し、厚さ 300mm 以内ごとにランマーなどで突き固める。 |
| 3.6.2 | 地 な ら し | 建物の周囲 1 mまでの部分は、水はけをよくするように地ならしをする。 |

4. 躯体工事

4.1 一般事項

躯体工事に係わる仕様は本項による。ただし、告示 1540 号の第 9 の規定及び告示 1541 号の第 3 の規定により行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、本項によらず特記による。

4.2 材料

4.2.1 構造材及び筋かい等

1. 構造耐力上主要な部分に用いる枠組材は、下表に掲げる規格に適合するものとする。なお、国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものについては、当該材料を使用することができ、特記による。

材料の規格

構造部材の種類		規 格
(1)	土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなぎ	甲種枠組材の特級、1 級、2 級 化粧ばり構造用集成柱 構造用単板積層材の特級、1 級、2 級 甲種たて継ぎ材の特級、1 級、2 級 機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材 構造用集成材
	(2) 床根太及び天井根太	(1)に掲げる規格 JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) の鋼板及び鋼帯 JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) の鋼板及び鋼帯 JIS G 3321 (溶融 55% アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) の鋼板及び鋼帯 JIS G 3322 (塗装溶融 55% アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) の鋼板及び鋼帯
(3)	壁の上枠及び頭つなぎ	耐力壁 (1)に掲げる規格 甲種枠組材の 3 級 乙種枠組材のコンストラクション、スタンダード 甲種たて継ぎ材の 3 級 乙種たて継ぎ材のコンストラクション、スタンダード
		耐力壁以外 (2)に掲げる規格 甲種枠組材の 3 級 乙種枠組材のコンストラクション、スタンダード 甲種たて継ぎ材の 3 級 乙種たて継ぎ材のコンストラクション、スタンダード
(4)	壁のたて枠	耐力壁 (3)の耐力壁に掲げる規格 (構造用集成材規格の非対称異等級構成集成材を除く) たて枠用たて継ぎ材
		耐力壁以外 (3)の耐力壁以外に掲げる規格 たて枠用たて継ぎ材
(5)	壁の下枠	耐力壁 (3)の耐力壁に掲げる規格 乙種枠組材のユティリティ 乙種たて継ぎ材のユティリティ
		耐力壁以外 (3)の耐力壁以外に掲げる規格 乙種枠組材のユティリティ 乙種たて継ぎ材のユティリティ
(6)	筋かい	(3)の耐力壁に掲げる規格 (構造用集成材規格の非対称異等級構成集成材を除く) 針葉樹の下地用製材の 1 級

- (注) 1. 上記の材料の規格に係る表記は、国土交通省告示第 1540 号 (平成 13 年 10 月 15 日制定) に基づくものである。
2. 厚さ 2.3mm 未満の鋼板又は鋼帯を床根太、天井根太、耐力壁以外の壁の上枠、頭つなぎ、耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合は、当該鋼板又は鋼帯の厚さを 0.4mm 以上のものとし、かつ、冷間成形による曲げ部分 (当該曲げ部分の内法の寸法を当該鋼板又は鋼帯の厚さの数値以上とする。) 又はかしめ部分を有するものとする。

2. 耐力壁の下張りに用いる製材は、針葉樹の下地用製材の JAS の 1 級に適合するものとする。

3. 構造材は、含水率 19% 以下の乾燥材又は含水率 25% 以下の未乾燥材とする。構造材以外の木材にあっても、十分に乾燥したものをを用いる。

4.2.2 各種ボード類

1. 構造用合板及び構造用パネルの品質は、それぞれ構造用合板の JAS、構造用パネルの JAS に適合するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放散量が JAS で定める F_{50} 等級レベル以下のものとする。

2. ハードボード、硬質木片セメント板、シーリングボード、せっこうボード、ラスシート、ミディアムデンシティーファイバーボード (以下「MDF」という。) 火山性ガラス質複層板等の品質は、それぞれの JIS に適合するものとする。

3. パーティクルボードの品質は、JIS A 5908 (パーティクルボード) に適合するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放出量が JIS に定める E_0 等級レベル以下のものとする。

1. 構造用桝組材を取付ける釘は、品質及び性能が明示された良質なものとする。JIS で規定する釘の種類は以下のものがある。

釘の種類及び寸法

釘の種類	長さ	胴部径	頭部径	備考
C N 50	50.8	2.87	6.76	JIS A5508
C N 65	63.5	3.33	7.14	
C N 75	76.2	3.76	7.92	
C N 90	88.9	4.11	8.74	
B N 50	50.8	2.51	6.76	
B N 65	63.5	2.87	7.54	
B N 75	76.2	3.25	7.92	
B N 90	88.9	3.43	8.74	
G N F 40	38.1	2.34	7.54	
S F N 45	45.0	2.45	5.60	
S N 40	38.1	3.05	11.13	

2. 釘打ちは、木口打ち(E)、斜め打ち(T)、平打ち(F)とし、木口打ちにはC N90 (又はB N 90) を、斜め打ちにはC N75 (又はB N75) を、平打ちには材料が厚さ 38mm の場合にC N90 (又はB N90)、筋かいの場合にC N65 (又はB N65) を用いることを原則とする。
 なお、B N釘を使用する場合の釘の種類、本数、間隔は付録3による。
3. G N F 40 又はS F N 45 は耐力壁となるせつこうボード張り等に、S N 40 は耐力壁となるシージングボード張りに、C N 50 は耐力壁となる構造用合板張り等に用いる。
4. 耐力壁となるせつこうボードを取りつけるねじの品質は、JIS B 1112 (十字穴付き木ねじ) 又は JIS B 1125 (ドリリングタッピンねじ) に適合するものとし、その種類は下表による。

ねじの種類

ねじの種類	
W S N	JIS B 1112 に定める呼び径 3.8mm で長さ 32mm 以上のもの
D T S N	JIS B 1125 に定める呼び径 4.2mm で長さ 30mm 以上のもの

5. 釘又はねじについて特記がない場合は、その釘又はねじの長さは打ち付ける板厚の 2.5 倍以上とする。
6. 釘打ち等には、打ちつける板等に割れが生じないよう適当な端あき及び縁あきを設ける。

4.2.4 諸 金 物

諸金物（接合金物）は、品質及び性能が明示された良質なものとする。

4.2.5 そ の 他

国土交通大臣が認定した材料である、木質接着成形軸材料、木質複合軸材料及び木質断熱複合パネルについては、本工事各項にかかわらず当該認定の範囲で使用するものとし、特記による。

構造耐力上主要な部分に使用することができる海外規格桝組材

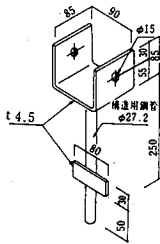
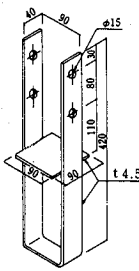
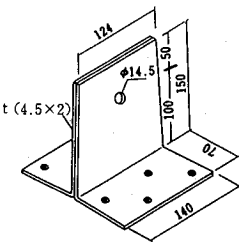
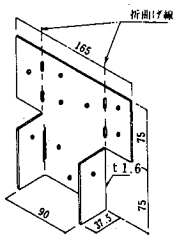
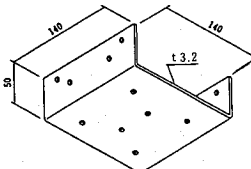
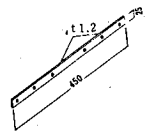
構造耐力上主要な部分に使用する材料は、告示1540号において日本農林規格（JAS）に規定する製材等を用いることとされているが、JAS材以外でも国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度を指定した材料については、構造耐力上必要な部分への使用も認められている。海外の規格品のうち、材料強度等の指定を受けた材料についての詳細は、付録7を参照すること。

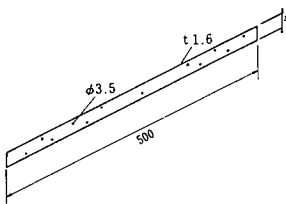
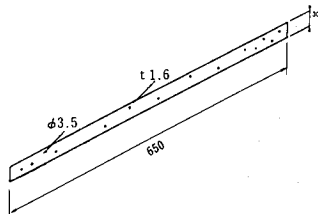
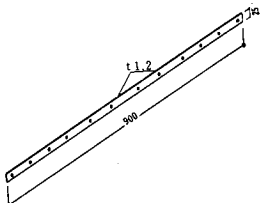
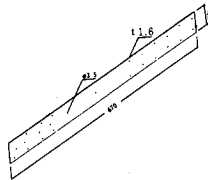
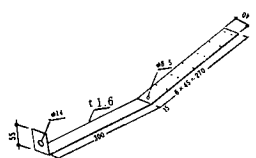
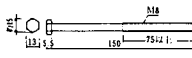
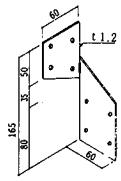
諸金物（接合金物）

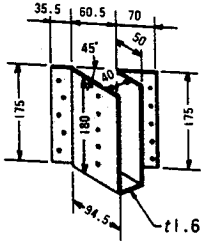
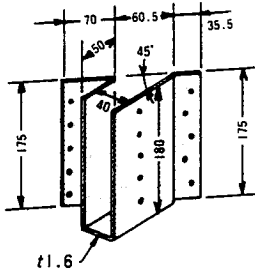
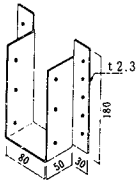
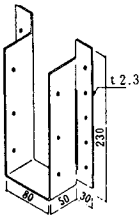
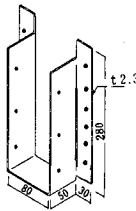
桝組壁工法において、接合金物や接合具で構造部材を緊結することは重要であり、告示1540号においても、躯体要所の金物等による緊結や構造計算時における接合部の耐力の確認が規定されている。

接合部に発生する存在応力を有効に伝達するためには、品質及び性能が明らかで良質な接合金物等を選択することが重要である。このような接合金物の一例として（財）日本在宅・木材技術センターが定める桝組壁工法用金物規格に適合するもの（Cマーク表示金物）及びその同等品があるが、これら以外にも昨今の技術開発により様々な金物が開発されているので、施主及び設計・施工者で打ち合わせの上、良質な金物を選択することが重要である。以下、Cマーク表示金物の一覧表を掲載するので参考にされたい。

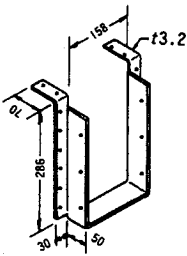
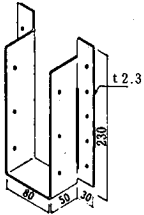
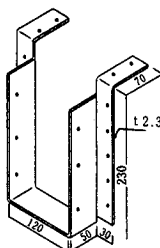
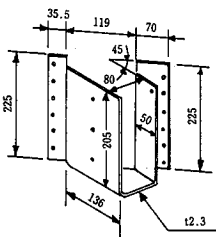
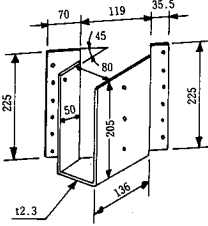
参考図4.2.4 住・木センター規格枠組壁工法用金物

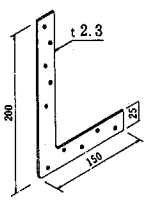
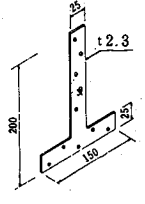
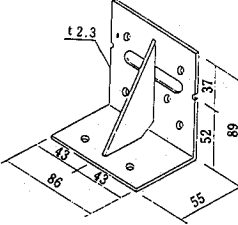
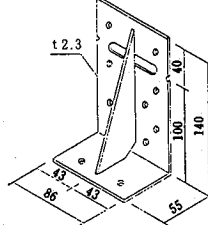
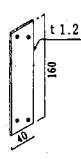
種類	記号	形状・寸法（単位：mm）	使用くぎの種類と本数	用途
柱 脚 金 物	PB-33		六角ボルトM12 六角ナットM12	独立柱の支持
	PB-42		全ねじボルト M12 六角袋ナット M12	
	GL-PB		床枠組に 8-Z N65 打込みピン 1-φ14×100	支持柱脚部と床枠組の緊結
柱 頭 金 物	PC		はりに6-Z N65 柱に6-Z N65	柱と梁の緊結
	GL-PC		はりに8-Z N65 柱に8-Z N65	支持柱頭部と梁の緊結
帯金物	S-45		太めくぎ 6-Z N40	根太、上枳又は頭つなぎの緊結

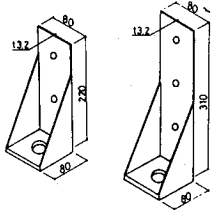
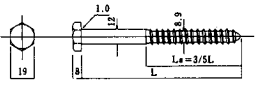
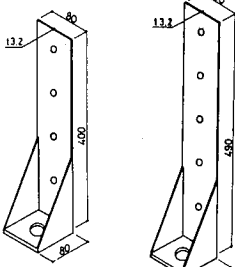
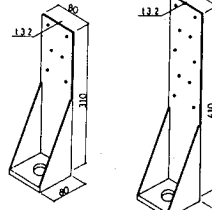
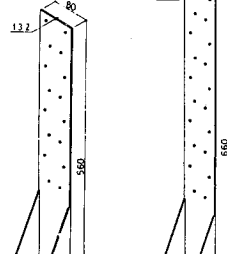
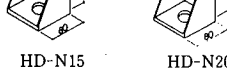
種類	記号	形状・寸法（単位：mm）	使用くぎの種類と本数	用 途
帯 金 物	S-50		太めくぎ 12-Z N65	壁と床枠組の緊結 2階に両面開口を設けたときの 隅柱、側壁のまぐさ受け及びた て枠と1階壁との緊結等
	S-65		太めくぎ 15-Z N65	
	S-90		太めくぎ 12-Z N40	棟部たるきの相互の緊結 オーバーハング等の隅角部の緊 結
	SW-67		太めくぎ 26-Z N65	両面開口を設けたとき側の壁の まぐさ受け及びたて枠と土台の 緊結
ストラップアンカー	SA-65		太めくぎ 12-Z N65 六角ボルト M8×150  小型角座金 W1.6×23  蝶ナット M8 	土間コンクリート床スラブで構 成し両面開口を設けた場合の隅 柱及びたて枠並びにまぐさ受け と土台の緊結
あおり止め金物	TS		たるきに 4-Z N40 頭つなぎに 2-Z N40 上枠に 2-Z N40	たるきまたはトラスと頭つな ぎ、上枠の緊結

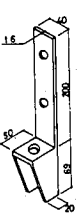
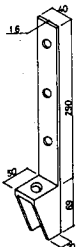
種類	記号	形状・寸法（単位：mm）	使用くぎの種類と本数	用 途
根 太 受 け 金 物	JHS 208・ 210R		(208 および 210 用右勝手) 端根太に 10-Z N65 根太に 6-Z N40	45° に根太を接合する場合の接 合部に支持点がない場合の緊結
	JHS 208・ 210L		(208 および 210 用左勝手) 端根太に 10-Z N65 根太に 6-Z N40	
梁 受 け 金 物	BH 2-208		(2-208 用) 受け材に 10-Z N65 はりに 6-Z N65	梁の接合部に支持点がない場合 の梁の緊結
	BH 2-210		(2-210 用) 受け材に 10-Z N65 はりに 6-Z N65	
	BH 2-212		(2-212) 受け材に 12-Z N90 はりに 6-Z N65	

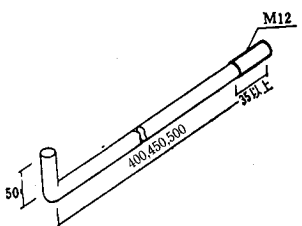
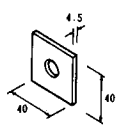
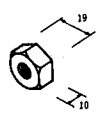
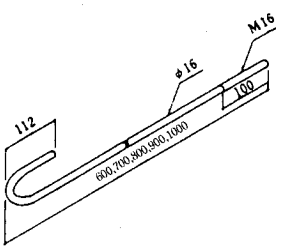
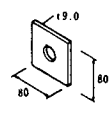
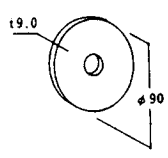
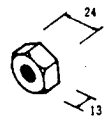
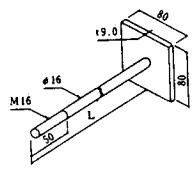
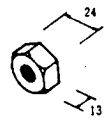
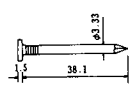
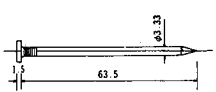
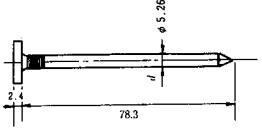
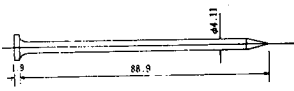
種類	記号	形状・寸法（単位：mm）	使用くぎの種類と本数	用 途
梁 受 け 金 物	BH 3-208		(3-208 用) 受け材に 14-Z N90 はりに 6-Z N90	梁の接合部に支持点がない場合 の梁の緊結
	BH 3-210		(3-210 用) 受け材に 14-Z N90 はりに 6-Z N90	
	BH 3-212		(3-212 用) 受け材に 16-Z N90 はりに 6-Z N90	
	BH 4-208		(4-208 用) 受け材に 14-Z N90 はりに 6-Z N90	
	BH 4-210		(4-210 用) 受け材に 14-Z N90 はりに 6-Z N90	

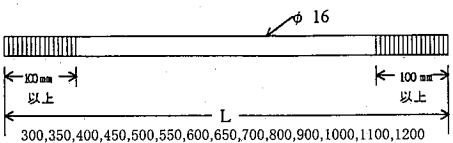
種類	記号	形状・寸法（単位：mm）	使用くぎの種類と本数	用 途
梁 受 け 金 物	BH 4-212		(4-212 用) 受け材に 16-Z N90 はりに 6-Z N90	梁の接合部に支持点がない場合 の梁の緊結
	BHH 2-210		(2-210 用) 受け材に 10-Z N80 はりに 6-Z N65	
	BHH 3-210		(3-210 用) 受け材に 14-Z N80 はりに 6-Z N90	
	BHS 2-210R		(2-210 用) 受け材に 12-Z N65 はりに 4-Z N65	45° に梁を接合する場合の接合 部に支持点がない場合の梁の緊 結
	BHS 2-210L		(2-210L 用) 受け材に 12-Z N65 はりに 4-Z N65	

種類	記号	形状・寸法（単位：mm）	使用くぎの種類と本数	用 途
か ど 金 物	CP・L		太めくぎ 10-Z N65	土間コンクリート床スラブの隅角部及び開口部両端の補強 半地下室のたて枠の隅角部及び開口部両端の補強
	CP・T		太めくぎ 10-Z N65	
ま ぐ さ 受 け 金 物	LH204		たて枠に 6-Z N65 まぐさに 2-Z N65	開口部の幅が1 m以下の場合のまぐさとたて枠の緊結
	LH206		たて枠に 10-Z N65 まぐさに 2-Z N65	
パイ プ ガ ー ド	PG		太めくぎ 4-Z N65	たて枠、床根太等の配線、配管の保護

種類	記号	形状・寸法（単位：mm）	使用接合具	用途
ホール ダウン 金物 （引き 寄せ 金物）	HD-B10		六角ボルト 2-M12 又は ラグスクリュー 2-L S12  L = 110, 125mm	たて枠と基礎（土台）又はたて枠相互の緊結
	HD-B15		六角ボルト 3-M12 又は ラグスクリュー 3-L S12	
	HD-B20		六角ボルト 4-M12 又は ラグスクリュー 4-L S12	
	HD-B25		六角ボルト 5-M12 又は ラグスクリュー 5-L S12	
	HD-N5		太めくぎ 6-Z N90	
	HD-N10		太めくぎ 10-Z N90	
	HD-N15		太めくぎ 16-Z N90	
	HD-N20		太めくぎ 20-Z N90	

種類	記号	形状・寸法（単位：mm）	使用接合具	用途
ホールダウン金物（引き寄せ金物）	HD-N25	 HD-N25	太めくぎ 26-Z N90	たて枠と基礎（土台）又はたて枠相互の緊結
	S-HD10	 S-HD10	六角ボルト 2-M12 又は ラグスクリュー 2-L S12	
	S-HD15	 S-HD15	六角ボルト 3-M12 又は ラグスクリュー 3-L S12	
	S-HD20	 S-HD20	六角ボルト 4-M12 又は ラグスクリュー 4-L S12	
	S-HD25	 S-HD25	六角ボルト 5-M12 又は ラグスクリュー 5-L S12	

種類	記号	形状・寸法（単位：mm）	使用くぎの種類と本数	用 途
アン カ ー ボ ルト	M12		角座金 W4.5×40  六角ナット M12 	基礎と土台の緊結
	M16		角座金 W9.0×80  又は 丸座金 RW9.0×90  六角ナット M16 	ホールダウン金物と基礎又は基礎と土台の緊結
座金付きボルト	M16W		六角ナット M16 	ホールダウン金物と土台の緊結
太 め く ぎ	ZN40			金物接合用の釘
	ZN65			
	ZN80			
	ZN90			

種類	記号	形状・寸法（単位：mm）	使用くぎの種類と本数	用 途
両ねじボルト	M16	 100mm 以上 100mm 以上 L 300,350,400,450,500,550,600,650,700,800,900,1000,1100,1200		引き寄せ金物接合用

（注）かど金物（CP・L及びCP・T）、アンカーボルト（M12、M16）、座金付きボルト（M16W）、角座金（W4.5×40、W9.0×80）、丸座金（RW9.0×90）及びZN釘は、住・木センターの規格によるZマーク表示金物とすることもできる。

また、図中に表示した金物の他にもCマーク表示金物及びその同等認定金物がある。

4.3 断面寸法等

4.3.1 製材及び集成材の断面寸法

製材及び集成材は、表面調整をほどこしたものとし、その寸法型式と寸法は下表のとおりとする。

製材又は集成材の寸法型式及び寸法（単位：mm）

区 分	寸 法 式	未乾燥材（含水率 25%以下） 厚さ×幅	乾燥材（含水率 19%以下） 厚さ×幅	備 考
製 材	104	20×90	19×89	
	106	20×143	19×140	
製 材 及 び 集成材	203	40×65	38×64	許容誤差はプラス、マイナス 1.5mm
	204	40×90	38×89	
	206	40×143	38×140	
	208	40×190	38×184	
	210	40×241	38×235	
	212	40×292	38×286	
	404	90×90	89×89	
集成材	406	—	89×140	
	408	—	89×184	
	410	—	89×235	
	412	—	89×286	
	414	—	89×336	
	416	—	89×387	
	606	—	140×140	
	610	—	140×235	
	612	—	140×286	

注 1. 上記寸法は JAS の格付け時の寸法を表わしており、現場搬入時での実寸法は乾燥の度合等で若干の誤差がある。

2. 集成材の含水率は 15% 以下とする。

4.3.2 継手及び仕口

継手及び仕口は、突付け又は胴付けとし、乱に配置する。

4.4 木部の防腐・防蟻措置

4.4.1 土台の防腐・防蟻措置

1. 土台の防腐・防蟻措置（北海道及び青森県にあっては防腐措置のみ。以下同じ。）は次のいずれかによる。（イについては、寸法型式 404、406 又は 408 に限る。）

イ. ひのき、ひば、べいひ、べいひば、くり、けやき、べいすぎ、台湾ひのき、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや又はウエスタンレッドシーダーを用いた枠組壁工法構造用製材、若しくは、これらの樹種を使用した構造用集成材、構造用単板積層材、又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材を用いる。

ロ. 枠組壁工法用製材の JAS に定める保存処理性能区分 K 3 相当以上の防腐・防蟻処理材（北海道及び青森県にあっては K 2 相当以上の防腐処理材）を用いる。

2. 土台に接する外壁の下端には水切りを設ける。

4.4.2 土台以外の木部の防腐・防蟻措置

1. 地面からの高さが 1 m 以内の外壁の枠組（土台を除く。）の防腐・防蟻措置は次のいずれかによる。

イ. 枠組に、ひのき、ひば、べいひ、けやき、台湾ひのき、すぎ、からまつ、べいすぎ、くり、ダフリカからまつ、ウエスタンレッドシーダー、べいひば、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、くぬぎ、みずなら、ダグラスファー（べいまつ）、アピトン、ウエスタンラーチ、カプール、ケンパス、セランガンバス、タマラック又はパシフィックコーストイエローシーダーを用いた枠組壁工法構造用製材、若しくは、これらの樹種を使用した化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材、構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材を用いる。

ロ. 外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造とし、その仕様は、特記による。特記のない場合は、4.9.10（外壁内通気措置）による。

ハ. 次の（イ）又は（ロ）の薬剤処理を施した枠組壁工法構造用製材、化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材を用いる。

（イ）4.4.3（薬剤の品質等）の 1 に掲げる防腐・防蟻処理材として工場で処理したもの

（ロ）4.4.3（薬剤の品質等）の 2 に掲げる防腐・防蟻薬剤を、現場で塗布、吹付け又は浸漬したもの

2. 地面からの高さが 1 m 以内の外壁下地材には、4.4.3（薬剤の品質等）の 1 に掲げる防腐・

防蟻処理材として工場で処理したもの、若しくは、4.4.3（薬剤の品質等）の2に掲げる防腐・防蟻薬剤を、現場で塗布、吹付け又は浸漬したものをを用いる。ただし、外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造とした場合は、この限りでない。

4.4.3 薬剤の品質等

1. 防腐・防蟻薬剤を用いて工場で処理した防腐・防蟻処理材を用いる場合は、次による。
 - イ. 枠組壁工法用製材のJISの保存処理（K1を除く。）の規格に適合するものとする。
 - ロ. JIS A 9108（土台用加圧式防腐処理木材）の規格に適合するものとする。
 - ハ. JIS K 1570に定める加圧注入用木材防腐剤を用いてJIS A 9002による加圧式防腐処理を行った木材とする。
- 二. (社)日本木材保存協会（以下「木材保存協会」という。）認定の加圧注入用木材防腐剤を用いてJIS A 9002による加圧式防腐処理を行った木材とする。
- ホ. イ、ロ、ハ又は二以外とする場合は、防腐・防蟻に有効な薬剤が、塗布、加圧注入、浸漬、吹き付けられたもの又は接着剤に混入された防腐・防蟻処理材で、特記による。（ただし、集成材においては接着剤に混入されたものを除く。）
2. 薬剤による現場処理を行う場合の防腐・防蟻薬剤の品質は次による。
 - イ. 木部の防腐措置に使用する薬剤の品質は、特記による。特記のない場合は、JIS K 1570（木材防腐剤）に適合するクレオソート油の規格品又は木材保存協会認定の防腐剤とする。
 - ロ. 木部の防腐措置及び防蟻措置に使用する薬剤の品質は、特記による。特記がない場合は、(社)日本しろあり対策協会（以下「しろあり協会」という。）又は木材保存協会認定の防腐・防蟻剤とする。
3. 薬剤による現場処理を行う場合の木材の処理方法は、特記による。特記がない場合は次による。
 - イ. 塗布、吹付け、浸漬に使用する薬剤の量は、木材及び合板の表面積1㎡につき300mlを標準とする。
 - ロ. 処理むらが生じることのないようイの薬剤の範囲内の量で、2回処理以上とする。
 - ハ. 木材の木口、仕口、継手の接合箇所、亀裂部分、コンクリート及び石などに接する部分は、特に入念な処理を行う。
- 4.2のロの薬剤を使用する場合の処理方法は、しろあり協会制定の標準仕様書に準じる。
5. 現場の加工、切断、穿孔箇所等は3に準じて、塗布あるいは吹付け処理を行う。

4.5 薄板軽量形鋼の防錆措置

構造耐力上主要な部分に薄板軽量形鋼を用いる場合の表面仕上げは、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）—1998に規定するめっきの付着量表示記号Z27相当以上の有効なさび止め及び摩損防止のための措置を講じたものとしなければならない。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- イ. 薄板軽量形鋼を屋外に面する部分（防水紙等で有効に防水されている部分をを除く。）及び湿潤状態となるおそれのある部分以外に使用する場合
- ロ. 薄板軽量形鋼に床材、壁材又は屋根下地材等による被覆その他これに類する有効な摩損防止のための措置を講じた場合

4.6 床下地面の防蟻措置

4.6.1 適用

1. 地面に講じる防蟻措置は、次のいずれかによる。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県においては、地面に講じる防蟻措置を省略することができる。
 - イ. ベタ基礎
 - ロ. 地面を一様に打設したコンクリート（布基礎と鉄筋により一体となったものに限る。）で覆う。
 - ハ. 4.6.2（薬剤による土壌処理）の1に掲げる薬剤を用い、布基礎内周部及び束石の周囲20cmの土壌処理を行う。

4.6.2 薬剤による土壌処理

1. 薬剤による土壌処理を行う場合は、次のいずれかによる。
 - イ. 土壌の防蟻措置に使用する薬剤の品質は、特記による。特記がない場合は、しろあり協会又は木材保存協会認定の土壌処理剤又はこれと同等以上の効力を有するものと

する。

- ロ. 土壌処理と同等以上の効力があるものとして、防蟻効果を有するシートを床下の土壌表面に敷設する工法、樹脂皮膜を形成する方法等を採用する場合は、特記による。
- 2. 薬剤を使用する場合の処理方法は、しるあり協会制定の標準仕様書に準じる。
- 3. 給排水用の塩化ビニル管の接する部分に防腐・防蟻措置を講ずる場合は、薬剤によって損傷しないよう管を保護する

4.7 浴室等の防水措置

浴室及び脱衣室の枠組（木質の下地材を含む。）、床組（浴室又は脱衣室が地上2階以上の階にある場合は下地材を含む。）並びに浴室の天井については、次のいずれかの防水措置を行う。ただし、1階の浴室廻りをコンクリートブロック造の腰壁又は鉄筋コンクリート造の腰高布基礎とした部分の枠組及び床組は除くことができる。

- イ. 防水紙、シーリングせっこうボード等の耐水性のある下地材を用いる、若しくは、ビニル壁紙等の耐水性のある材料で仕上げる。
- ロ. 浴室ユニットとする。（浴室部分のみ）
- ハ. 4.4.2（土台以外の木部の防腐・防蟻措置）の1のイ、ロ又はハ及び2による防腐・防蟻措置を行う。

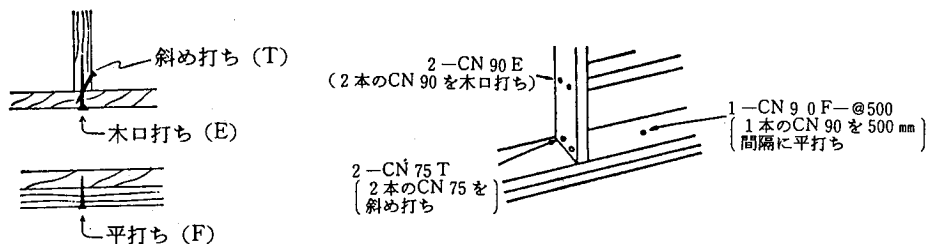
製材の定尺長さ 現在、我が国で使用されている枠組壁工法構造用製材は、北米産（アメリカ・カナダ）のものがほとんどであり、寸法型式ごとの定尺長さは次のとおりである。

（単位：mm）

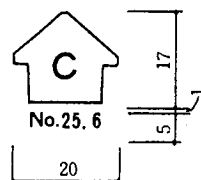
定尺長さ 寸法型式	2,440	3,050	3,660	4,270	4,880	5,490	6,100
204	○	○	○	○	○	○	○
206	—	○	○	○	○	○	○
208	—	○	○	○	○	○	○
210	—	○	○	○	○	○	○
212	—	○	○	○	○	○	○

（注）定尺長さはフィートをメートル法に換算した数値でmmの単位を4捨5入。

4.2.3-2図 釘の打ち方と表示



4.2.4図 Cマークの例



（注）

No. 25, 6
 { 25 → 承認製造者番号
 6 → 承認製造工場番号 }

木材の耐腐朽・耐蟻性 住宅に用いる木材は耐朽性は勿論のこと、耐蟻性の高いものを選択することが建物を長もちさせるための重要なポイントである。特に、土台は、その環境から考えると、日本の大部分の地域において、腐朽菌とシロアリの被害を常に受ける可能性をもっている。

加圧式防腐・防蟻処理木材 加圧式防腐・防蟻処理木材は、工場において、注薬罐中に置かれた木材に薬液を加圧して注入される方法によって製造する。この処理木材は、加圧式防腐・防蟻処理土台として市販されているが、JAS 製品については、つぎの4種類があり、それぞれ性能区分が示されている。

表示の方法	性能区分	性能の目安	使用する薬剤名（記号）
保存処理K 2	K 2	気候が比較的寒冷な地域における住宅部材用	クロム・銅・ひ素化合物（CCA） アルキルアンモニウム化合物（AAC） 銅・アルキルアンモニウム化合物（ACQ）
保存処理K 3	K 3	土台等住宅部材用	ナフテン酸銅（NCU） ナフテン酸亜鉛（NZN）
保存処理K 4	K 4	土台等住宅部材用	上記の他、クレオソート油（A）
保存処理K 5	K 5	屋外又は接地用（鉄道の枕木等の用途）	クレオソート油（A）、 クロム・銅・ひ素化合物（CCA）

この処理製材には、「格付機関名」、「構造材の種類」及び「等級」に加え、「性能区分」と「薬剤名（又は記号）」が表示されており、これを使用する場合には、使用する木材の使用環境や用途により、必要に応じて、使用者が選択できるようになっている。

保存処理K 4は、腐朽やしろありの激しい地域を対象にしている。

なお、保存処理K 1は、広葉樹防虫材用であり一般に防虫処理ラワンと呼ばれている。

また、枠組壁工法用製材のJASの保存処理（K 1を除く）の規格に適合する工場処理による防腐・防蟻処理材と同等の効力があるものに、認証木質建材（AQマーク表示品）として認証された保存処理材などがある。

木部防腐剤塗り 建築物の木材が腐朽し易い箇所に塗布して腐朽を防ぐのが目的であるから、目的外の所には塗らない方がよい。例えば、防腐・防蟻処理土台は、すでに防腐防蟻剤を注入してあるので、土台の木口等加工部分以外は塗る必要がなく、給排水の塩化ビニル管に接する箇所は、クレオソートが塩化ビニル管を侵すので塗らない方がよい。

表 4.4-1 建設地別の防腐・防蟻処理並びに防腐処理及び土壌処理の適用区分
(木造建築物等防腐・防蟻・防虫処理指針)

建設地		対象	木 材		土 壌
		区分	加圧注入処理木材	現場で行う処理	
I	沖縄、九州、四国、中国、近畿の各地方及び愛知、静岡の各県		製材の日本農林規格の保存処理K 3以上	塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	土壌処理を行う
II	関東地方及び岐阜、長野、山梨の各県		製材の日本農林規格の保存処理K 3以上、または JIS 規格による木材	塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	ほとんどの地域で土壌処理を行う
III	福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、岩手、宮城、福島各の各県			塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	一部の地域で土壌処理を行う
IV	北海道地方及び青森県		製材の日本農林規格の保存処理K 2以上、または JIS 規格による木材	塗布または吹付けによる防腐または防腐・防蟻処理	必要に応じて土壌処理を行う

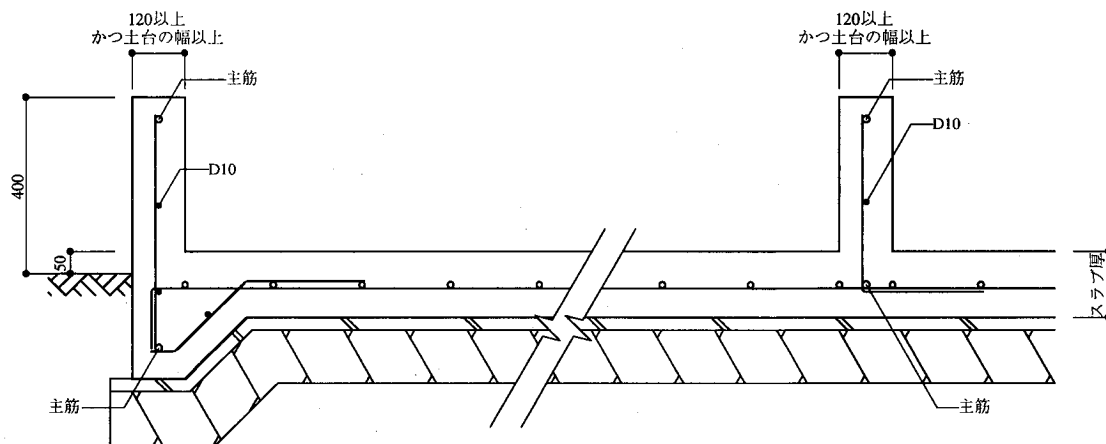
防蟻薬剤について 防蟻用に使用される有機リン系薬剤であるクロルピリホスについては、平成 12 年 11 月、（社）日本しろあり対策協会において、輸入、製造、販売、使用の自粛措置が決定されており、防蟻薬剤を用いる場合にあっては、クロルピリホスを用いないことが望ましい。

土 壌 処 理 ヤマトシロアリ、イエシロアリなどは、地中から基礎、床束及びその他の地面と建物とを橋渡しするものを伝わって建物内に侵入する。これを防ぐために地面の土壌を防蟻薬剤で処理することを土壌処理という。しかし建物の防蟻にとって有効な土壌処理も状況の判断を誤り施工すれば、薬剤によって井戸水あるいは地下水を汚染させることも引き起こしかねない。したがって、土壌処理を行う場合にあっては、敷地の状況、土質などを適切に判断し処

理薬剤の選択、処理方法を決定して水質汚染につながらないよう慎重な考慮が払われなければならない。

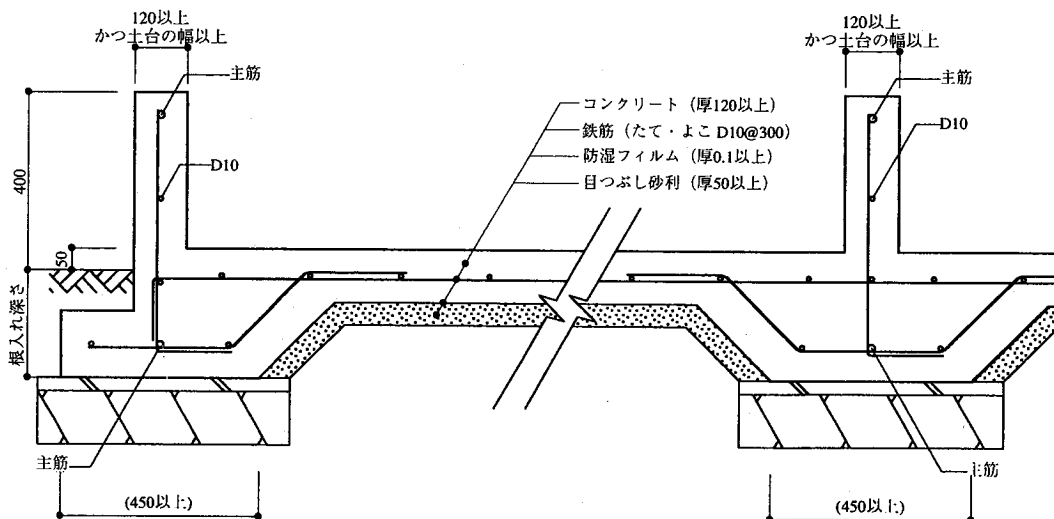
土壌処理と同等以上の効力を有するもの 薬剤による土壌処理と同等以上の効力があるものには、床下土壌面からのシロアリの侵入を阻止する防蟻効果を有するシートを床下の土壌表面に敷設する工法や樹脂皮膜を形成する方法などの他に、次の参考図のように地面を一樣に打設したコンクリート（布基礎と鉄筋により一体となったものに限る。）で覆う、又はべた基礎で鉄筋コンクリート造としたものがある。

4.6-1図 べた基礎の例（mm）



- (注) 1. べた基礎の寸法及び配筋については、建設敷地の地盤状況を勘案のうえ、構造計算により、決定すること。
 2. 1階の床下地面は、建物周囲の地盤より50mm以上高くする。
 3. 配管類のための穴の間隙には、防蟻性のある材料（ルーフィング用コルタルピッチ、ゴム状の瀝青シール）を充填する。

4.6-2図 防蟻用に打設したコンクリートの例（mm）



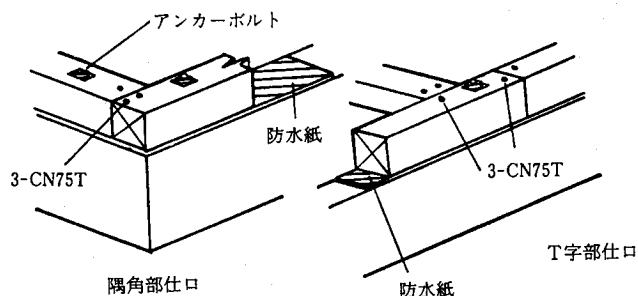
- (注) 1. 布基礎の寸法及び配筋については、建設敷地の地盤状況を勘案のうえ、決定すること。
 2. 1階の床下地面は、建物周囲の地盤より50mm以上高くする。
 3. 配管類のための穴の間隙には、防蟻性のある材料（ルーフィング用コルタルピッチ、ゴム状の瀝青シール）を充填する。

4.8 平屋建又は2階建の土台

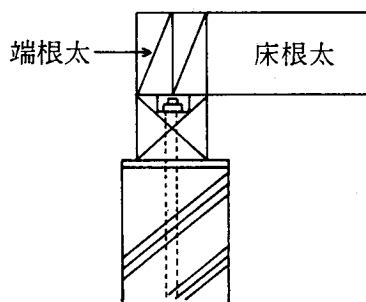
- 4.8.1 土台の寸法型式等
1. 土台の寸法は、寸法形式 204、206、208、404、406 若しくは 408 に適合するもの又は厚さ 38mm 以上 幅 89mm 以上で国土交通大臣による基準強度の指定を得たものであって、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないものとする。
なお、座金ぼりは、寸法型式 404、406 又は 408 の場合のみである。
 2. 土台が基礎と接する面には、防水紙、その他これに類するものを敷く等の防蟻措置を講ずる。
- 4.8.2 土台の継手、仕口
- 寸法型式 204、206 及び 404 の土台の隅角部又は T 字部の仕口及び継手には、寸法型式 204 及び 206 にあって 2 本の CN65 を、寸法型式 404、406 又は 408 にあっては 3 本の CN75 を斜め打ちする。
- 4.8.3 大引き、束を用いた床組
1. 1 階床組を大引き、束を用いて構成する場合は、次による。
 - イ. 土台には寸法型式 404、床根太には寸法型式 204 以上、大引きには寸法型式 404 を用い、床根太相互の間隔は 500mm 以内、大引き相互の間隔は 1,370mm 以内とする。
 - ロ. 土台には、座金ぼりを行う。
 - ハ. 土台と大引きとの仕口は、土台を 30mm 欠き込み大入れとし、3 本の CN75 を斜め打ちする。なお、土台と大引きとの仕口を大入れとしない場合は、土台と大引きを突き付けとし、3 本の CN75 を斜め打ちしたのち、大引の両面から根太受け金物を用いて取り付ける。
 - 二. 大引きの継手は、束の上で相欠き継ぎを行い、両面からそれぞれ 2 本の CN90 を平打ちする。
 - ホ. 束は、寸法型式 404 を大引き間隔に準じて入れ、大引きより 4 本の CN75 を斜め打ちする。根がらみは、寸法型式 104 を用い、すべての束に 2 本の CN65 を平打ちする。
2. 大引き、束及び根がらみは、4.4（木部の防腐・防蟻措置）の項の防腐・防蟻措置を講ずる。
- 4.8.4 大引き、束を用いた床組の床下張り
1. 床下張材は、4.9.9（床下張り）の項による。
 2. 布基礎及びアンカーボルトを 3 によるものとする場合の床下張りは次によることができる。
 - イ. 床下張材は化粧を施した厚さ 12mm 以上幅 300mm 以上の構造用合板とする。この場合、構造用合板は「日合連」で定める継手（本ぎね）加工の規格に適合するものを用い、住・木センター認定の床用現場接着剤を床根太部分及び本ぎね部分に塗布する。
 - ロ. 床下張材を壁枠組工事後に張る場合は、床組の周囲に床根太と同寸の床受け根太を設ける。壁枠組の取り付く部分には壁枠組と同じ幅で床下張材と同厚の構造用合板を事前に張っておくものとし、床根太への釘打ちは CN50 を 150mm 間隔以内で千鳥に平打ちする。
 - ハ. 床受け根太から床根太又は添え側根太には CN90 を 150mm 間隔以内に平打ちする。床受け根太から端根太ころび止めには 3 本の CN90 を平打ちする。
 - 二. 床下張材から床根太への釘打ちは 1 本の CN50 を斜め打ちする。床下張材から床受け根太へは見え隠れとなる部分で CN50 を 150mm 間隔以内に平打ちする。
3. 2 の床下張りを行う場合の布基礎及びアンカーボルトは次による。
 - イ. 布基礎の構造は鉄筋コンクリート造布基礎とする。
 - ロ. 布基礎の幅は 150mm 以上とし、土台の幅以上とする。
 - ハ. 布基礎の下部には厚さ 150mm 以上幅 450mm 以上の底盤を設ける。
 - 二. アンカーボルトの埋込み位置は、住宅の隅角部付近、土台の継手付近、1 階部分に掃き出し窓を設けた場合のまぐさ受け材がとりつくたて枠の下部 150mm 以内の部分とし、その他の部分は間隔 2.0mm 以内とする。

- 4.8.5 土間コンクリート床の土台
1. 土間コンクリート床の場合には、土台を壁枠組の下枠と兼ねることができる。
 2. 土台を下枠として使用する場合は、土台の継手は、たて枠の中央で行い、寸法型式 204、206 又は 208 の土台を用いる場合は、土台から 4 本の CN90 を木口打ち又はたて枠から 4 本の CN65 を斜め打ちとし、寸法型式 404 の土台を使用する場合は、たて枠から 4 本の CN75 を斜め打ちとする。

4.8-1図 寸法型式 404 の土台の仕口及び継手の釘打ち

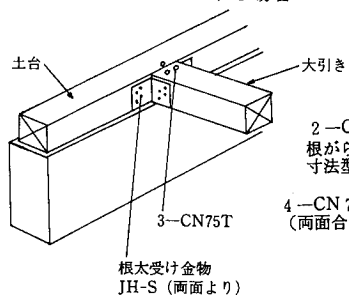
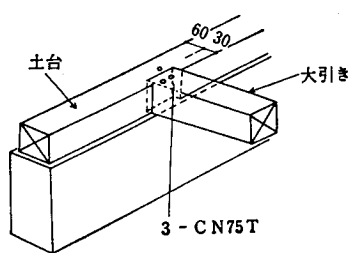


4.8-2図 座金ぼり

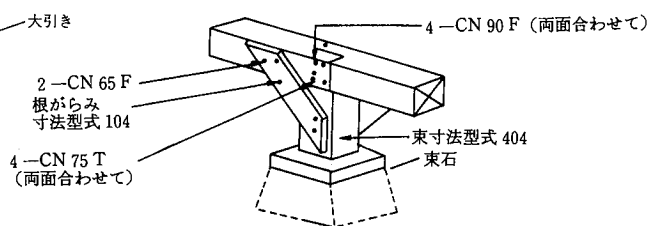


4.8-3図 土台と大引きの取合

(A) 仕口を大入れとする場合 (B) 仕口を突き付けとする場合

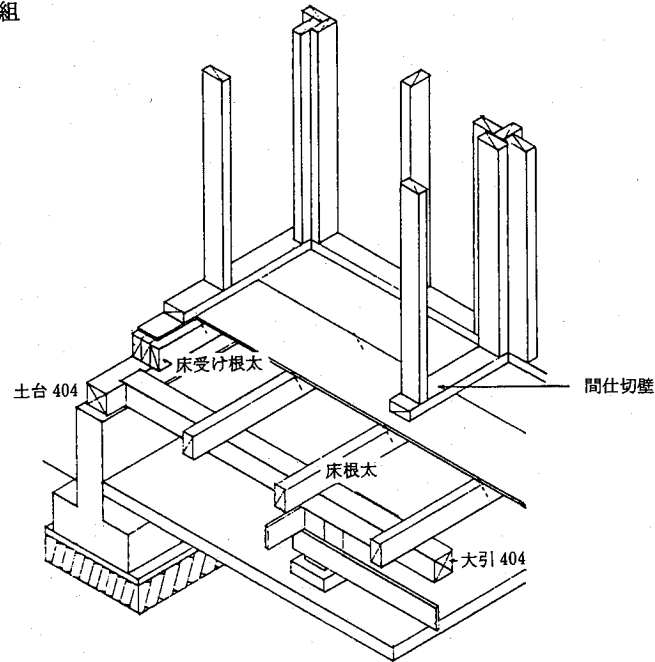


4.8-4図 大引きの継手

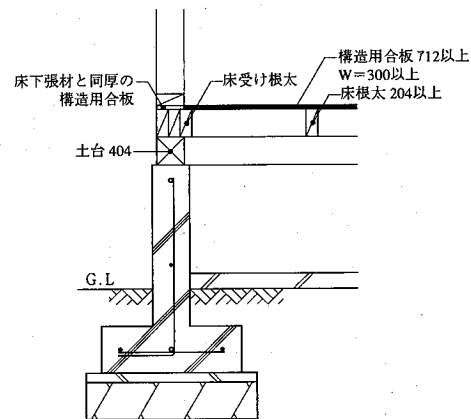


4.8-5図 化粧を施した構造用合板による床組

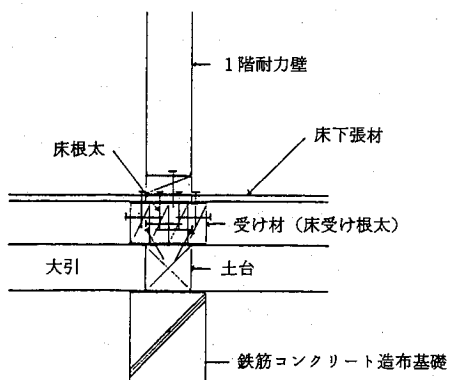
(A) 床組



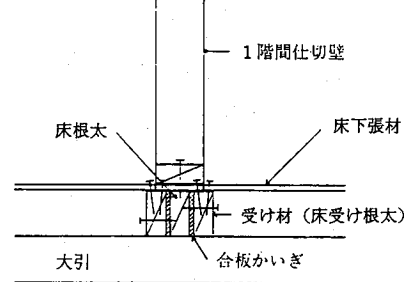
(B) 側根太と床受け根太



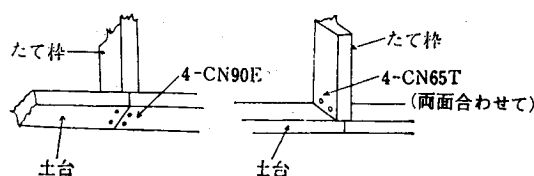
(C) 内部耐力壁下部の補強



(D) 内部間仕切壁下部の補強



4.8-6 図 土台を下枠として使用する場合の継手



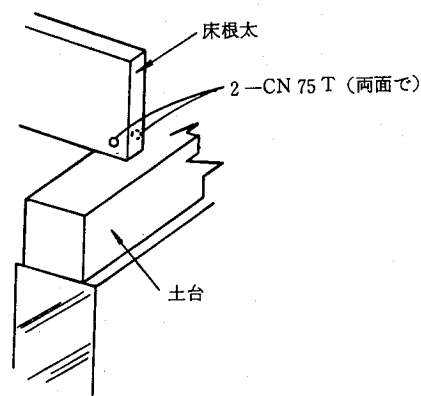
化粧を施した構造用合板 構造用合板の日本農林規格（昭和 44 年農林省告示第 1371 号）に規定する特類又は 1 類の構造用合板の表面に化粧単板張りもしくは印刷を行い、その上に塗装などを施した化粧仕上げを行ったものをいう。

4.9 平屋建又は 2 階建の床枠組

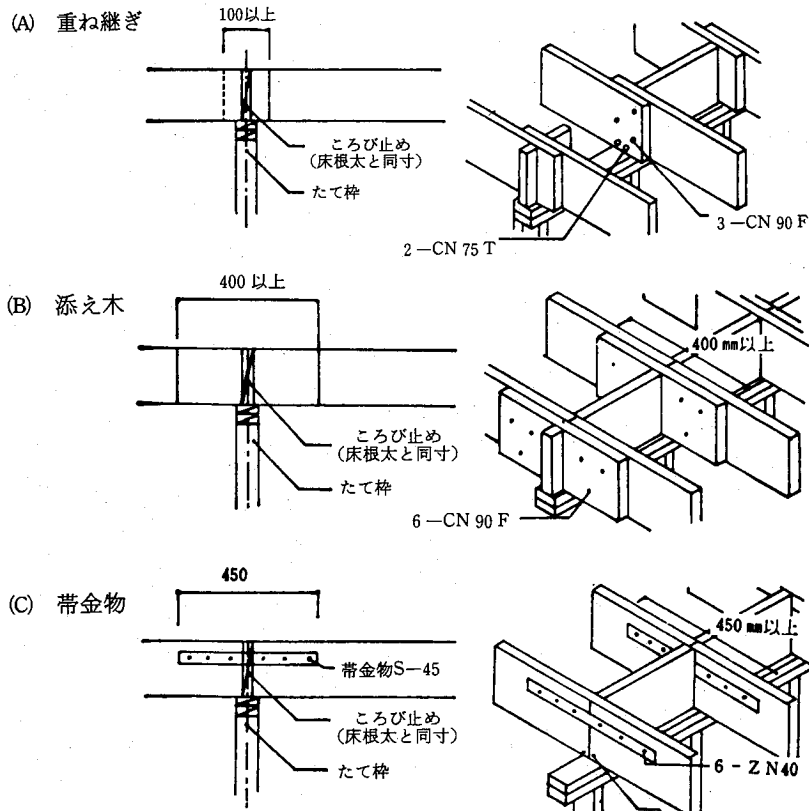
- 4.9.1 床 根 太
1. 床根太、端根太及び側根太の寸法は、寸法型式 206、208、210 若しくは 212 に適合するもの又は厚さ 38mm 以上 幅 140mm 以上で国土交通大臣による基準強度の指定を得たものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものを縦使いする。
 2. 床根太相互の間隔は 4.9.11（50cm を越える床根太間隔）による場合を除き 500mm 以内とする。
 3. 床根太の断面は、構造計算によるか、またはスパン表による。
 4. 床根太の釘打ちは、土台、頭つなぎ、床梁などに対して、2 本の CN75 を斜め打ちする。ただし、1,100N 以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。
 5. 床根太に、木質接着成形軸材料、木材複合軸材料、木質断熱複合パネル及び薄板軽量形鋼を使用する場合は、構造計算に基づき、特記による。
- 4.9.2 床 根 太 の 継 手
1. 床根太の継手は、土台、頭つなぎ又は床梁の上で行う。
 2. 床根太の継手は、次のいずれかによるものとし、床根太と同寸のころび止めを入れる。
 - イ. 重ね合わせて継ぐ場合は、床根太を 100mm 以上重ね、3 本の CN90 を平打ちする。
 - ロ. 添え木を用いて継ぐ場合は、床根太と同寸で長さは 400mm 以上とし、釘は 6 本以上の CN90 を平打ちする。
 - ハ. 金物を用いて継ぐ場合は、帯金物を用い、釘は 6 本の ZN40 を平打ちする。
 - 二. 厚さ 12mm 以上の構造用合板又は構造用パネル 3 級以上を用いて継ぐ場合は、床根太と同せいで長さ 400mm 以上とし、釘は 6 本以上の CN65 を平打ちする。
 3. 床根太の継手部分にはそれぞれの床根太から、土台、頭つなぎ又は床梁に対して 2 本の CN75 を斜め打ちする。
- 4.9.3 側根太と端根太
1. 側根太には、同寸の添え側根太を添え付け、釘打ちは、CN75 を両端部 2 本、中間部 300mm 間隔以内に千鳥に平打ちする。
 2. 端根太と側根太、添え側根太及び床根太との仕口は、それぞれ 3 本の CN90 を木口打ちする。
 3. 端根太部には、床根太間及び床根太と添え側根太の間に端根太と同寸のころび止め（以下、「端根太ころび止め」という。）を設け、それぞれ 4 本の CN75 を平打ちする。ただし、耐力壁線で囲まれる部分の床面積が 40 m² 以下の場合で、かつ、床下張り材を端根太の外側まで張りつめる場合、端根太ころび止めを省略することができる。この場合、端根太から土台又は頭つなぎへ CN75 を 150mm 間隔以内で斜め打ちする。
 4. 土台又は頭つなぎに対する釘打ちは、次による。
 - イ. 側根太及び端根太からは CN75 を間隔 250mm 以内に斜め打ちする。
 - ロ. 添え側根太からは CN75 を間隔 500mm 以内に、端根太ころび止めからは 1 本の CN75 を斜め打ちする。
 5. 側根太と添え側根太の継手は、500mm 内外離して配置し、継手の両側 200mm 内外の範囲内にそれぞれ 3 本の CN75 を平打ちする。
 6. 端根太の継手は、床根太間に設け、端根太と端根太ころび止めとの釘打ちは、継手の両側にそれぞれ 3 本の CN75 を平打ちする。

- 4.9.4 ころび止め 1. 床根太に、寸法型式212に適合するもの又は辺長比（当該床根太に使用する製材の厚さに対する幅の比をいう。）が286を38で除した数値より大きい数値の製材を使用する場合にあっては、3.0m以下ごとに転び止めを設けなければならない。ただし、当該床根太を2以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を4.5m未満とする場合は、転び止めを省略することができる。
2. 居住室の間仕切壁とその直上の床根太が直交する場合、又は平行するが間仕切壁の直上に床根太（床根太と同寸のころび止めを含む。）が配置されない場合は、床根太と同寸のファイアーストップ材を間仕切壁直上に設ける。
3. 床根太と同寸若しくは1サイズ小さい寸法のころび止め又は床根太と同寸のファイアーストップ材の釘打ちは、3本のCN75を斜め打ちするか、3本のCN90を木口打ちする。

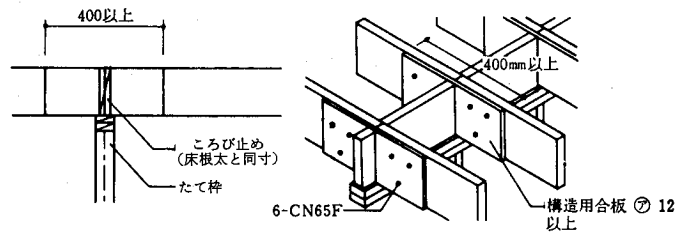
4.9-1図 床根太と土台と釘打ち



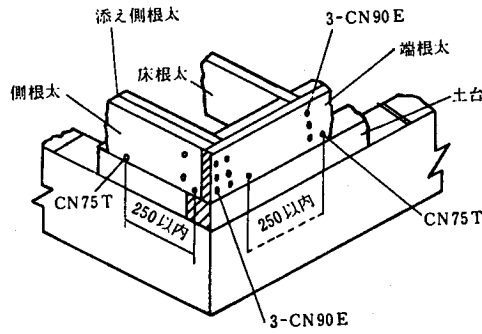
4.9-2図 床根太の継手



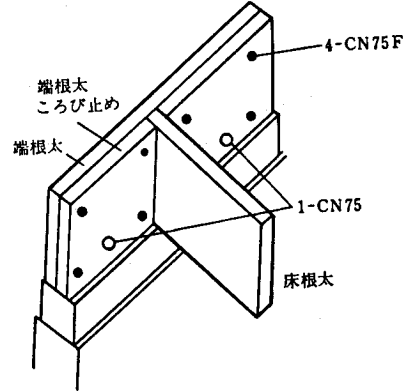
(D) 構造用合板



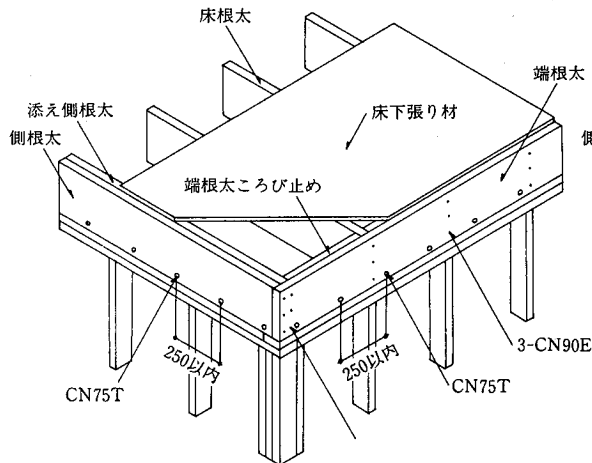
4.9-3図 端根太と側根太又は床根太との仕口



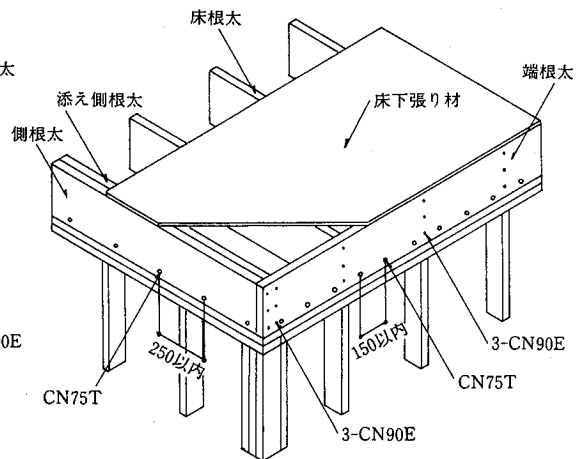
4.9-4図 床の補強



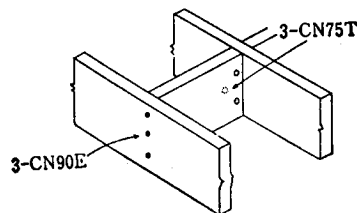
○端根太ころび止めを設ける場合



○端根太ころび止めを省略する場合



4.9-5図 床根太と同寸法によるころび止め



4.9.5 床開口部

4.9.5.1 一般事項

1. 床開口部を設ける場合の開口部の幅及び長さは、2.73m以下とし、床開口部の補強等はこの項による。ただし、これによらない場合は、別途、構造計算により安全を確かめる。
2. 床に矩形の開口部を設ける場合の開口部回りの構成は、次による。
 - イ. 開口部端根太
 - ロ. 開口部側根太
 - ハ. 尾根太（開口部端根太に直交する床根太）
3. 開口部を補強する開口部端根太及び開口部側根太は、これを構成する床根太と同寸以上の寸法型式のものとする。

4.9.5.2 開口部端根太 1. 開口部端根太は、開口部の幅により、下表に示す寸法型式以上のものとする。

開口部の幅	寸法型式
1.2m以下	206
1.82m以下	2-208
2.73m以下	2-210

2. 2枚開口部端根太の釘打ちは、4.9.7（床梁）の3と同様とする。

3. 開口部端根太と尾根太との取付けは、次による。

イ. 尾根太の長さが1.82m以下の場合は、開口部端根太から尾根太に3本のCN90を木口打ちしたのち、尾根太から開口部端根太へ2本のCN75を斜め打ちする。

ロ. 尾根太の長さが1.82mを超える場合は、4.9.7（床梁）の5の床梁と床根太の仕口と同様の手法で尾根太を開口部端根太に取り付ける。

4. 1枚開口部端根太と開口部側根太との取付けは、次による。

イ. 開口部端根太に取付く尾根太の長さが1.82m以下の場合は、開口部側根太から開口部端根太に3本のCN90を木口打ちしたのち、開口部端根太から開口部側根太へ2本のCN75を斜め打ちする。

ロ. 開口部端根太に取付く尾根太の長さが1.82mを超える場合は、4.9.7（床梁）の5の床梁と床根太の仕口と同様の手法で開口部端根太を開口部側根太に取り付ける。

5. 2枚合わせ開口部端根太は、開口部側根太に梁受け金物を用いて取付ける。ただし、耐力壁又は鉛直力を支持する壁（以下「支持壁」という。）を次により設ける場合は、開口部側根太から開口部端根太へ1枚につき3本のCN90を木口打ちすることができる。

イ. 開口部端根太の端部に耐力壁又は支持壁を設ける。

ロ. 耐力壁又は支持壁の端部のたて枠を合わせたて枠（3枚合わせとするか、又は寸法型式404にもう1枚たて枠を添えたもの）とし、開口部端根太及び開口部側根太を支持する。この場合、合わせたて枠の釘打ちは、CN90を上下端2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。

4.9.5.3 開口部側根太 1. 開口部側根太は、開口部の幅及び支点（耐力壁等）間の距離により下表に示す寸法型式以上のものとする。

開口部の幅	支 点 間 距 離	寸法型式
0.5m以下	—	206
0.91m以下	2.73m以下	2-208
	3.64m以下	2-210
1.82m以下	1.82m以下	2-208
	2.73m以下	3-208
	3.64m以下	2-210
2.44m以下	1.82m以下	2-208
	2.73m以下	2-210
	3.64m以下	3-210
2.73m以下	開口部端根太の端部がすべて耐力壁又は支持壁で支持される場合	206

2. 2枚又は3枚合せ開口部側根太の釘打ちは、4.9.7（床梁）の3による。

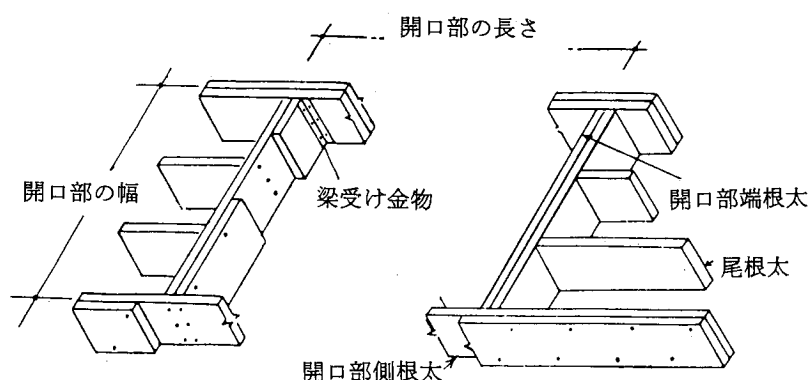
4.9.5.4 外壁に接する開口部端根太、開口部側根太

開口部を外壁に接して設ける場合の外壁面の補強は、次のいずれかによる。
イ. 外壁上にくる開口部の幅又は長さにより、外壁上にくる開口部端根太又は開口部側根太の枚数は下表による。

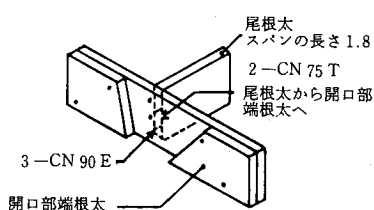
外壁上にくる開口部の幅又は長さ	外壁上にくる開口部端根太又は開口部側根太の枚数
1.82m以下	2 枚合わせ
1.82mを超え 2.73m以下	3 枚合わせとするか、寸法型式 408 又は 410 の集成材

ロ. 開口部に接する外壁を、4.10.13（階段、スキップフロアー回り等の壁構成）の手法による長いたて枠とする。

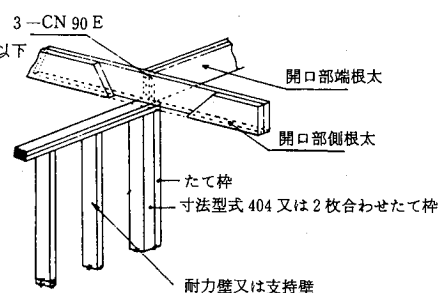
4.9-6図 床開口部回りの補強



4.9-7図 尾根太の釘打ち

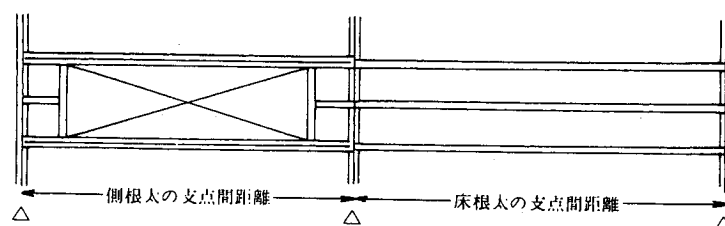


4.9-8図 開口部端根太端部の支持



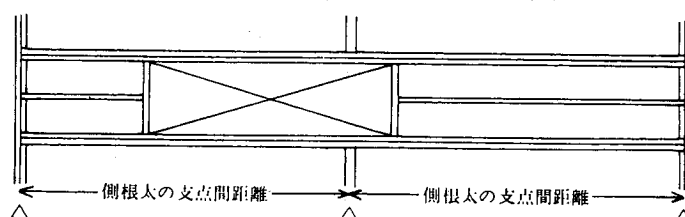
4.9-9図 側根太の支点間距離のとり方

(A) 開口部が支点間にある場合



△ 支点 (耐力壁等)

(B) 開口部が支点間にまたがる場合



4.9.6 床 枠 組 の 補 強

4.9.6.1 一 般 事 項

耐力壁のずれ等による床枠組の補強等は、この項による。なお、この項によらない場合は、別途、構造計算等により安全を確かめる。

4.9.6.2 耐力壁が一致している場合

床枠組上部の耐力壁と床枠組下部の耐力壁又は土台が一致している場合（以下「耐力壁が一致している場合」という。）の床枠組上部の耐力壁線直下の床枠組の補強は、次のいずれかによる。

イ. 耐力壁線に平行する直下の床根太は2枚合せ以上とし、頭つなぎ又は土台にそれぞれ C N 75 を 250mm 以内の間隔で斜め打ちする。

ロ. 耐力壁線に直交する直下の床根太の間には、4.9.4（ころび止め）の項による床根太と同寸のころび止めを設け、頭つなぎ又は土台に3本の C N 75 を斜め打ちする。

4.9.6.3 床根太と同せいのずれ

床枠組上部耐力壁と床枠組下部耐力壁又は土台が床枠組の床根太と同寸以内の範囲でずれて配置される場合（以下「床根太と同せいのずれ」という。）の床枠組の補強は、次のいずれかによる。

イ. 床枠組の上部耐力壁に平行する直下の床根太は、2枚合せ以上とする。また、床枠組の下部の耐力壁等に平行する直上の床根太の補強は、4.9.6.2（耐力壁が一致している場合）のイと同様とする。

ロ. 床枠組の上部耐力壁線に直交する直下の床根太の間には、4.9.4（ころび止め）の項による床根太と同寸のころび止めを設ける。また、床枠組の下部耐力壁線等に直交する直上の床根太の補強は、4.9.6.2（耐力壁が一致している場合）のロと同様とする。

4.9.6.4 オーバーハング

1. 床枠組上部の外壁が床枠組下部の外壁の位置より床根太のせい以上室外側にはりだす場合（以下「オーバーハング」という。）のはりだし幅は、910mm 以内とし、床枠組下部の外壁開口部まぐさ等の断面は、構造計算によるか、またはスパン表による。

2. オーバーハングした場合の床枠組の補強等は次による。

イ. 床枠組下部の外壁に平行する直上の床根太は、2枚合せ以上とし、それぞれ頭つなぎ及び床梁に C N 75 を 250mm 以内の間隔で斜め打ちする。

ロ. 床枠組下部の外壁に直交の床根太の間には、4.9.4（ころび止め）の項による床根太と同寸のころび止めを設け、頭つなぎに3本の C N 75 を斜め打ちする。

3. 屋根荷重を受けないバルコニー等を梁で支持する場合は、構造計算による。

4. 前2項及び3項の床枠組の隅角部は帯金物で補強する。

4.9.6.5 セットバック

1. 床枠組上部の外壁が床枠組下部の外壁の位置より床根太のせい以上室内側に後退する場合（以下「セットバック」という。）の床枠組上部の外壁の下部には、耐力壁線又は4.9.7（床梁）の項による床梁を設ける。なお、この場合耐力壁開口部まぐさ又は床梁の断面は、構造計算によるか、またはスパン表による。

2. 床枠組上部の外壁の下部に耐力壁線を設ける場合の床枠組等の構成は、次による。

イ. 床枠組と下部耐力壁との緊結は、4.9.3（側根太と端根太）の4と同様とする。

ロ. 下屋部分の天井部は、天井根太又はたるきによる構成とすることができる。

ハ. 下屋部分の天井根太を床根太とし、バルコニーとすることができる。

3. 床枠組上部の外壁の下部に床梁を設ける場合の床枠組等の構成は、次による。

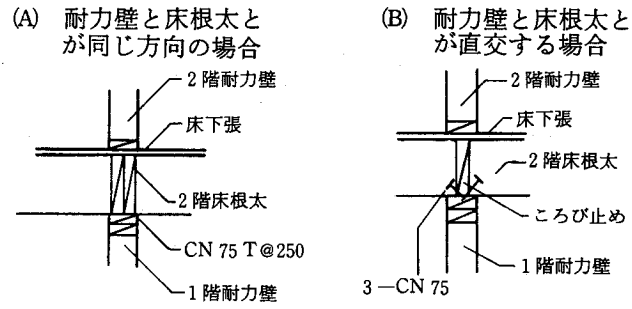
イ. 床枠組（床下張材を含む。）は、下屋部分の外壁までのばし、下屋部分の外壁との緊結は4.9.3（側根太と端根太）の4による。

ロ. 下屋部分の小室は、床下張材を張りつめた後、たるきがとりつく外周部に設けた補足上枠を用いて構成する。

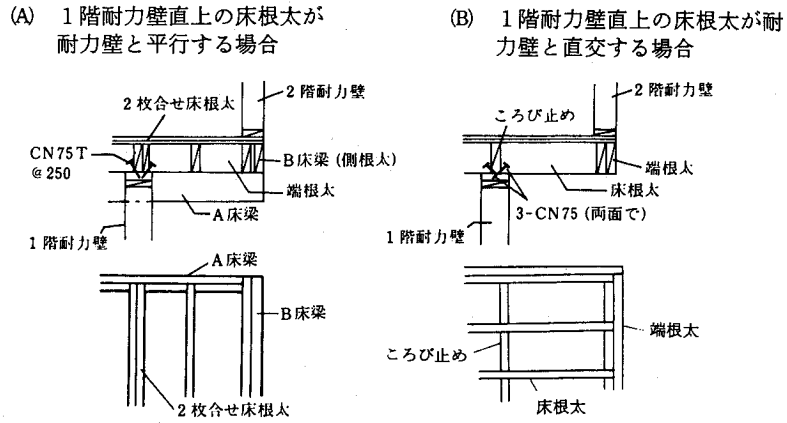
ハ. 補足上枠は、寸法型式 204 とし、C N 90 を間隔 250mm 以内に平打ちする。

ニ. 下屋部分をバルコニーとすることができる。

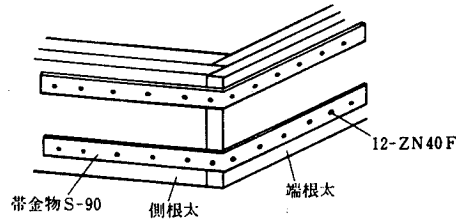
4.9-10図 2階耐力壁下部の補強



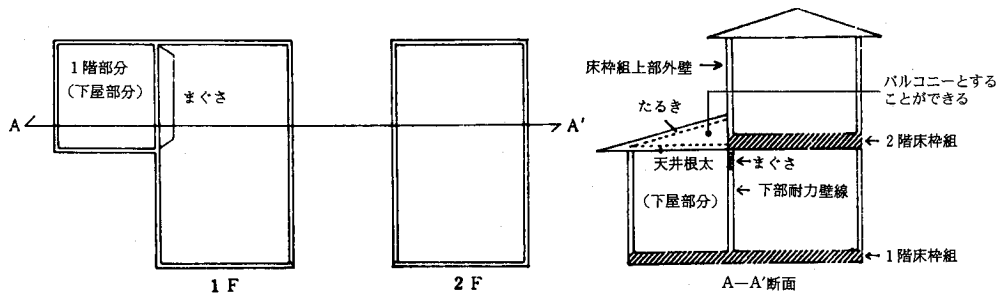
4.9-11図 オーバーハングした場合の床枠組と壁枠組の緊結



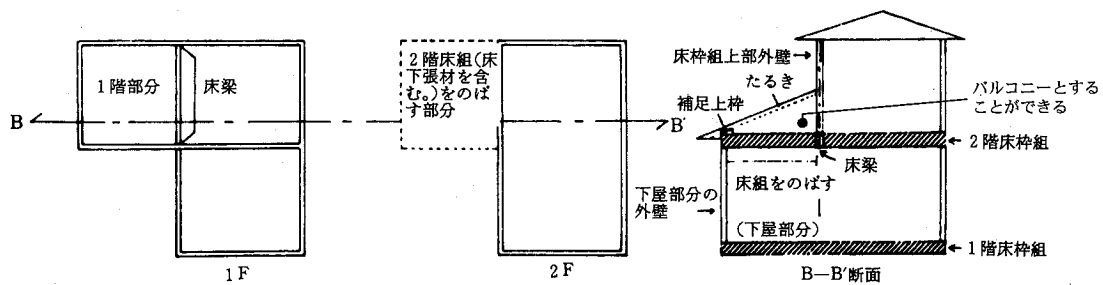
4.9-12図 隅角部の補強



4.9-13図 床枠組等の構成（下部に耐力壁を設ける場合）



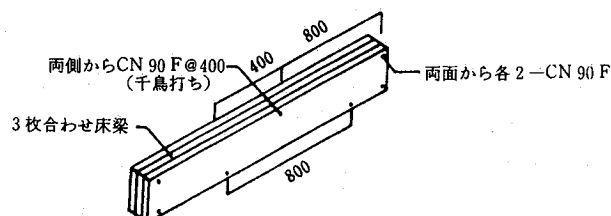
4.9-14図 床枠組の構成（床梁を設ける場合）



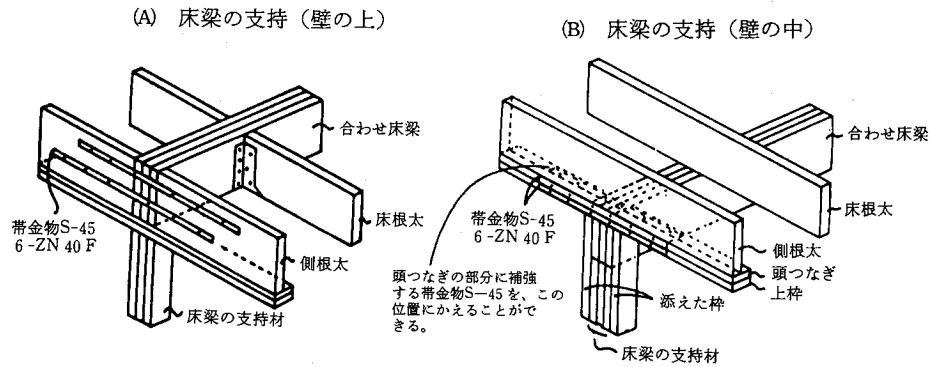
4.9.7 床

1. 床根太を支える床梁は、寸法型式 208、210 及び 212 のそれぞれ 2 枚合わせ若しくは 3 枚合わせ又は集成材の寸法型式 408、410 及び 412 とする。なお、集成材は寸法型式 412 を超える規格も用いることができる。
2. 床梁の断面は、構造計算によるか、またはスパン表による。
3. 2 枚合わせ床梁の釘打ちは、C N90 を両端部 2 本、中間部 200mm 間隔以内に千鳥に平打ちする。3 枚合わせ床梁の釘打ちは、床梁の両面から C N90 を両端部 2 本、中間部 400mm 間隔以内に千鳥に平打ちする。
4. 床梁の両端部の支持は、次のいずれかによるものとし、支点への掛りは、89mm 以上とする。
 - イ. 床梁を耐力壁及び支持壁の上で支持する場合は、床梁の下部に、床梁の合わせ枚数と同数のたて桟又は床梁と同じ幅のたて桟を床梁の支持材として設ける。
側根太は、2 本の帯金物で補強し、釘はそれぞれ 6 本の Z N40 を平打ちする。
合わせたて桟による床梁の受け材の釘打ちは、C N90 を上・下端 2 本、中間部 300mm 間隔以内に千鳥に平打ちする。
 - ロ. 床梁を耐力壁及び支持壁の中で支持する場合は、壁の頭つなぎ及び上桟を床梁の幅だけ欠き込んでおさめる。
頭つなぎ及び上桟は帯金物で補強し、釘はそれぞれ 6 本の Z N40 を平打ちする。
ただし、床梁をおさめるために欠き込んだ上桟又は頭つなぎを、外壁下張材に構造用合板を用いて、つなぐように張る場合には、帯金物を省略することができる。
床梁の直下の耐力壁内には、床梁の合わせ枚数と同数のたて桟又は床梁と同じ幅のたて桟を床梁の支持材として設け、さらに床梁の受け材の両側から添えたて桟を床梁を抱くように設ける。
合わせたて桟で構成される床梁の支持材及び補助たて桟の釘打ちは、C N90 を上・下端 2 本、中間部 300mm 間隔に千鳥に平打ちする。
5. 床梁と床根太の仕口は、4.9.1（床根太）の 3 によるほかは、次のいずれかによる。
 - イ. 根太受け材を用いる場合は、寸法型式 204 の 2 つ割り（38mm×38mm）以上の根太受け材から床梁へ 3 本の C N90 を平打ちし床根太を欠き込んで根太受け材にのせかける。床根太から床梁への釘打ちは、3 本の C N75 を斜め打ちする。
 - ロ. 金物を用いる場合は、床梁に根太受け金物を取り付ける。
- ハ. 添え木を用いて継ぐ場合は、寸法型式 204 の 2 つ割り（38mm×38mm）以上の根太受け材から床梁へ 3 本の C N90 を平打ちし、床根太を欠き込んで根太受け材及び床梁にのせかける。床根太の継手部分は、床梁上に長さ 400mm 以上の添え木を用い、4 本の C N65 を平打ちする。
6. 床梁に鉄骨梁を用いる場合は、特記による。ただし、この場合には構造耐力上安全であることを確認する。

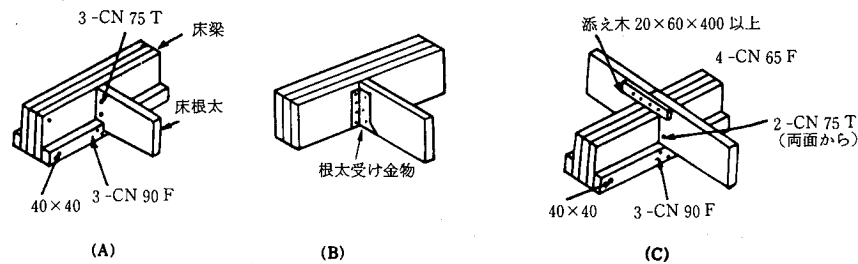
4.9-15 図 合わせ床梁のつくり方



4.9-16図 床梁の支持



4.9-17図 根太がけの方法と釘打ち



4.9.8 床根太の欠き込み

みと穴あけ

4.9.8.1 一般事項 床根太を欠き込む場合は、この項による。なお、この項によらない場合は、別途、構造計算等により安全を確かめる。

4.9.8.2 欠き込み 1. 欠き込み出来る範囲は、床根太の支点位置からスパンの両端 1/3 以内とする。
2. 上下端の欠き込み深さ及び幅は、床根太せいのそれぞれ 1/6 以下、1/2 以下とする。ただし、床根太の端部支点上で上端を欠き込む場合は、欠き込み幅を床根太のせい以下とし、その深さを床根太のせいの 1/3 以下とすることができる。

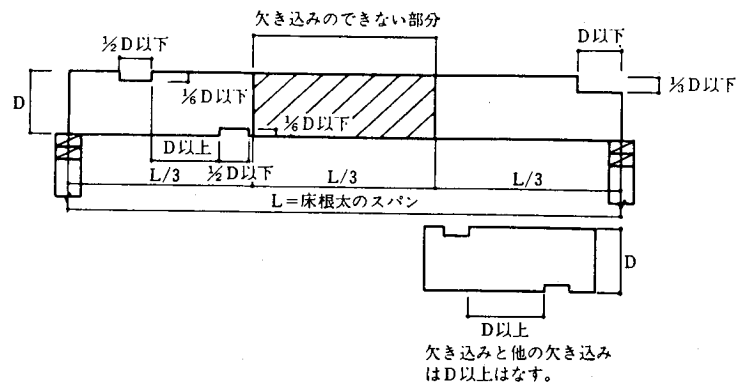
3. 上下端とも欠き込む場合は、床根太のせい以上離して欠き込む。

4.9.8.3 穴あけその他 1. 床根太に穴をあける場合は、床根太の上下端よりそれぞれ 50mm 以上離して行い、穴の最大径を床根太せいの 1/3 以内とする。

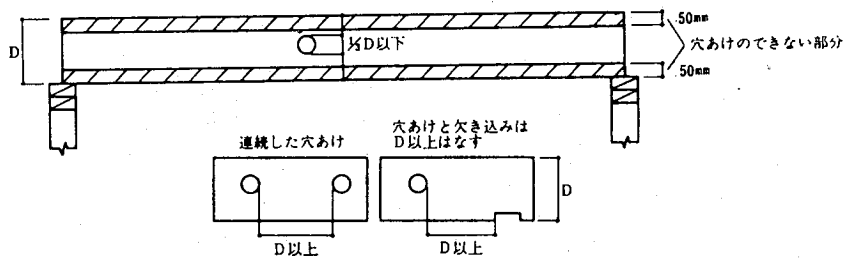
2. 連続して穴あけを行う場合又は穴あけと欠き込みを連続して行う場合は、穴相互間又は穴と欠き込み部との距離はそれぞれ床根太のせいの長さ以上とする。

3. 便器などを取付けるために、太管を配置する場合は、床根太と同じ寸法型式の製材を管の回りに設け、床根太との仕口は 3 本の CN90 を木口打ちする。

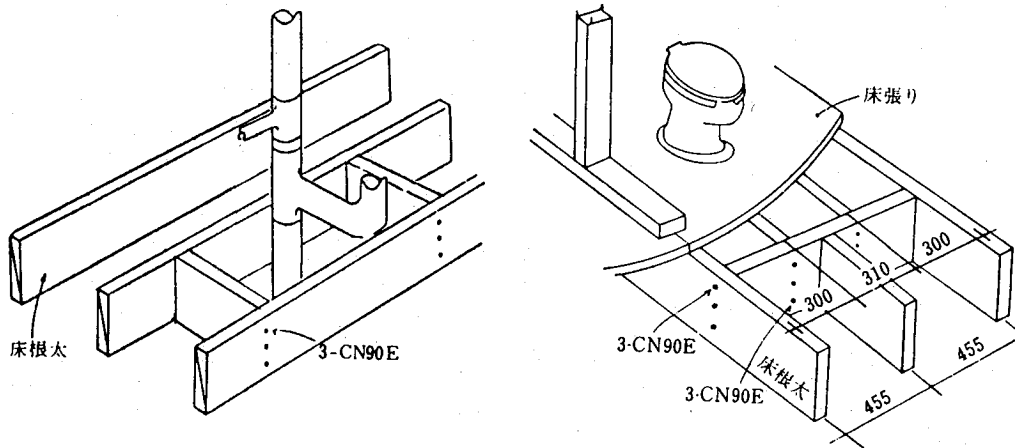
4.9-18図 床根太の欠き込みの制限



4.9-19図 床根太の穴あけの制限



4.9-20図 太い管のおさめ方例



4.9.9 床 下 張 り 1. 床下張材の品質は次のいずれかによる。

- イ. 構造用合板の JAS に適合するもので厚さ 12mm 以上のもの
 - ロ. JIS A 5908 (パーティクルボード) に適合するもののうち 18M 若しくは 18P タイプ、13M 若しくは 13P タイプ、24-10M 若しくは 24-10P タイプ、17.5-10.5M 若しくは 17.5-10.5P タイプ又は 30-15M 若しくは 30-15P タイプで厚さ 15mm 以上のもの
 - ハ. 構造用パネルの JAS に適合するもので 1 級、2 級又は 3 級のもの (床根太相互又は床根太と側根太の間隔が 31cm を超える場合は 1 級又は 2 級のもの)
 - ニ. JIS A 5404 (木質系セメント板) に適合する硬質木片セメント板で厚さ 18mm 以上のもの (ただし、床根太の間隔が 31cm 以下の場合に限る。)
 - ホ. JIS A 5905 (繊維板) に適合する MDF で、30 タイプ (M タイプ、P タイプ) のもの
 - ヘ. JIS A 5440 (火山性ガラス質複層板) に適合するもののうち H Ⅲ のもの
2. 構造用合板は、表面繊維方向が床根太方向と直交するように張り、パーティクルボード、構造用パネル、硬質木片セメント板、MDF 及び火山性ガラス質複層板は、長手方向が床根太方向と直交するように張る。
 3. 床下張りは、千鳥張りとし、3 本以上の床根太にかかるようにする。
 4. 接着剤を用いて床下張りを行う場合は、住・木センター認定の床用現場接着剤又はこれと同等以上の性能を有するものを床根太部分及び受け材部分又は木ざね部分のよごれ、付着物を除去したうえで塗布する。なお、この場合の床根太の断面は、構造計算による。
 5. 床下張材の突き合わせ部分には、寸法型式 204 の 2 つ割り (38mm×38mm) 以上の受け材を入れる。ただし、次のいずれかによる場合には省略することができる。
 - イ. 床根太間隔を 310mm 以下とし、厚さ 15mm 以上の構造用合板又は構造用パネルの 2 級を用いる。
 - ロ. 床根太間隔を 500mm 以下とし、厚さ 18mm 以上の構造用合板又は構造用パネルの 1 級を用いる。
 - ハ. 床根太間隔を 310mm 以下とし、厚さ 12mm 以上の構造用合板で、「日本合板工業組合連合会」(以下「日合連」という。)[「カナダ林産業審議会」(以下「COFI」(Council of Forest Industries Canada) という。)] もしくは「A P A-エンジニアード・ウッド協会」(以下「A P A」という。)] で定める継手(本ざね)加工の規格に適合するもの、又

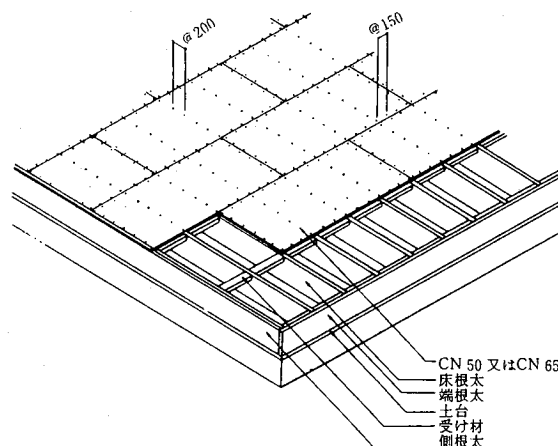
はこれらと同等以上のものを用いる。ただし、各連続する床面において、異なる規格を混在して使用してはならない。

- ニ. 床根太間隔を 310mm 以下とし、構造用パネル 3 級（厚さ 11mm 以上）で「APA」で定める継手（本ざね）加工の規格に適合するもの、又はこれらと同等以上のものを用いる。
- ホ. 床根太間隔を 500mm 以下とし、厚さ 15mm 以上の構造用合板で、「日合連」、「COFI」もしくは「APA」で定める継手（本ざね）加工の規格に適合するもの、又はこれらと同等以上のものを用いる。ただし、各連続する床面において、異なる規格を混在して使用してはならない。
- ヘ. 床根太間隔を 500mm 以下とし、構造用パネル 2 級（厚さ 15mm 以上）で「APA」で定める継手（本ざね）加工の規格に適合するもの、又はこれらと同等以上のものを用いる。
- ト. 床根太間隔 500mm 以下とし、厚さ 15mm 以上のパーティクルボードで、日本繊維板工業会で定める継手加工の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものを用いる。
- チ. 床根太間隔を 500mm 以下とし、厚さ 12mm 以上の構造用合板で、「日合連」、「COFI」もしくは「APA」で定める継手（本ざね）加工の規格に適合するもの、又はこれらと同等以上のものを用い、前号で定める床用現場接着剤を床根太部分及び本ざね部分に塗布する。ただし、各連続する床面において、異なる規格を混在して使用してはならない。

6. 床下張材の釘打ちは、次による。

- イ. CN50（床下張材の厚さが 15mm 以上の場合は CN65）を周辺部 150mm 間隔以内、中間部 200mm 間隔以内で床根太又は床梁及び受け材に平打ちする。ただし、MDF 及び火山性ガラス質複層板の釘打ちは、特記による。
 - ロ. 短期許容せん断耐力が周辺部 2,800N/m、中間部 2,100N/m 以上を有する釘打ちは、特記による。
7. 床下張材に湿潤によるふくらみ等の恐れのある材料を用いる場合は、突きつけ部分を 2～3mm あけ、かつ適切な防水措置を施す場合は、次のいずれかによる。
- イ. タール系のペイント又は油性ペイントで、木口全面を塗布する。
 - ロ. 目地の部分に防水テープを張る。
 - ハ. 床養生シートを張る。

4.9-21 図 床下張材の張り方と釘打ち



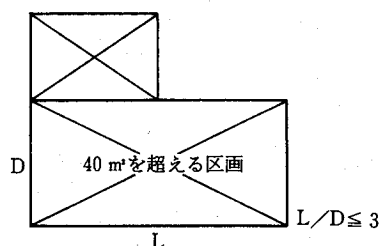
4.9.10 40㎡を超える区画

4.9.10.1 一般事項

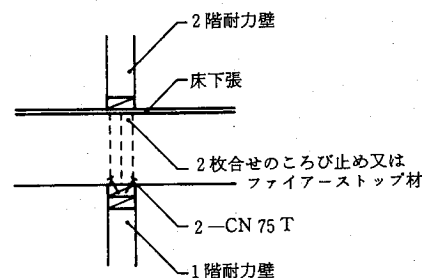
平屋建又は 2 階建の住宅で、耐力壁線で囲まれた部分の床面積を 40 ㎡を超え 60 ㎡以下のもの（以下「40 ㎡を超える区画」という。）とする場合の当該床枠組は、この項による。ただし、この項に掲げる事項に該当しないものについては前各項による。

- 4.9.10.2 形状比 40㎡を超える区画で囲まれた床の形状は矩形とし、長辺（L）の長さは短辺（D）の長さの3倍以下とする。
- 4.9.10.3 床枠組の緊結
1. 土台又は頭つなぎとの緊結は次による。
 - イ. 側根太、添え側根太及び端根太からCN75を間隔250mm以内に斜め打ちする。
 - ロ. 端根太ころび止めから、2本のCN75を斜め打ちする。
 2. 40㎡を超える区画が建物の内部にある場合の土台又は頭つなぎとの緊結は次による。
 - イ. 耐力壁線に平行する直下の床根太は、2枚合わせ以上としそれぞれCN75を250mm以内の間隔で斜め打ちする。
 - ロ. 耐力壁線に直交する直下の床根太の間に、4.9.4（ころび止め）の項による床根太と同寸の2枚合わせのころび止めを設け、それぞれCN75を床根太間に2本斜め打ちをする。
 3. 床根太と同せいのずれの床枠組と壁枠組との緊結は次による。
 - イ. 床枠組の上部耐力壁に平行する直下の床根太は、2枚合わせ以上とする。また、床枠組の下部の耐力壁等に平行する直上の床根太の補強は2のイと同様とする。
 - ロ. 床枠組の上部耐力壁に直交する直下の床根太の間には、4.9.4（ころび止め）の項による床根太と同寸の2枚合せてころび止めを設ける。また、床枠組の下部耐力壁等に直交する直上の床根太の補強は、2のロと同様とする。
 4. オーバーハングした場合の床枠組と壁枠組との緊結は次による。
 - イ. 1階耐力壁線直上の床根太が耐力壁と平行する場合は、床根太を2枚合わせとし、それぞれ頭つなぎ及び床梁にCN75を250mm間隔以内で斜め打ちする。
 - ロ. 1階耐力壁線直上の床根太が耐力壁と直交する場合は、床根太間に4.9.4（ころび止め）の項による2枚合わせの床根太と同寸のころび止めを設け、それぞれCN75を床根太間に2本斜め打ちする。
- 4.9.10.4 床下張り 4.9.9（床下張り）の項による他、40㎡を超える区画の耐力壁線上の釘打ち間隔は、100mm以下とする。ただし、同項4の接着張りとは併用する場合は、その間隔を150mm以下とすることができる。

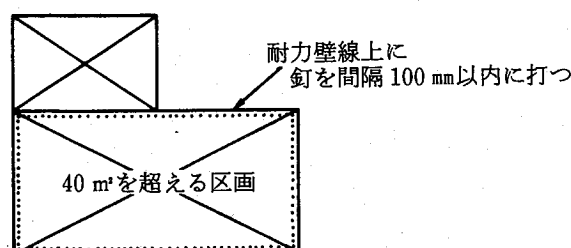
4.9-22図 40㎡を超える区画の形状比



4.9-23図 耐力壁と床根太が直交する場合の2階耐力壁下部の補強



4.9-24図 「40㎡を超える区画」の床下張り



4.9.11 50cmを超える床
根太間隔

- 4.9.11.1 一般事項 1. 床根太間隔を50cmを超え65cm以下とする場合（以下「50cmを超える床根太間隔」という。）の床枠組はこの項による。ただし、この項に掲げる事項に該当しないものについては4.9（平屋建又は2階建の床枠組）及び4.9.10（40㎡を超える区画）の各項による。
2. 床根太の断面は、構造計算による。
- 4.9.11.2 端根太ころび止め 端根太ころび止めから土台又は頭つなぎに対する釘打ちは3本のCN75を斜め打ちとする。
- 4.9.11.3 床枠組の補強 4.9.10.3（床枠組の緊結）の2のロの項によるころび止めから頭つなぎ又は土台に対する釘打ちはそれぞれCN75を床根太間に3本斜め打ちする。
- 4.9.11.4 床開口部 床開口部の補強は4.9.5（床開口部）の各項によるほか構造上有効な補強を行なう。
- 4.9.11.5 床下張り 床下張り材の品質は次のいずれかによる。

イ. 構造用合板のJASに適合するもので厚さ15mm以上のもの

ロ. JIS A 5908（パーティクルボード）に適合するもののうち18M若しくは18Pタイプ、13M若しくは13Pタイプ、24-10M若しくは24-10Pタイプ、17.5-10.5M若しくは17.5-10.5Pタイプ又は30-15M若しくは30-15Pタイプで厚さ18mm以上のもの

ハ. 構造用パネルのJASに適合するもので1級のもの

4.10 平屋建又は2階建の壁枠組

- 4.10.1 耐力壁 1. 耐力壁の幅はその高さの1/3以上とし、耐力壁線相互の間隔は12m以下とする。
2. 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、寸法型式204、206、208、404、406若しくは408に適合するもの又は厚さ38mm以上、幅89mm以上で国土交通大臣による基準強度の指定を得たものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとする。
3. たて枠相互の間隔は4.10.17(50cmを超えるたて枠間隔)による場合を除き500mm以内とし、寸法型式204を多雪区域で用いる場合は350mm以内とする。ただし、構造計算による場合には、350mmを超え500mm以内とすることができる。
4. 1、2階の耐力壁は、原則として、同じ耐力壁線上に設ける。なお、これらによらない場合の補強は、4.9.6（床枠組の補強）による。
5. 耐力壁の種類は下表による。
6. 通常の耐力壁の下枠の下端から頭つなぎの上端までの寸法は、2,450mmを標準とする。
7. 片流れ屋根、切妻屋根等の矢切部分及び吹抜部分に長いたて枠を用いる場合のたて枠の高さの限度は、寸法型式204にあっては3.8m、寸法型式206にあっては6.0mまでとし、構造計算等によって決定する。

耐力壁の種類と倍率

	耐力壁の種類		要		
	材 料	倍率	断 面	釘	釘の本数又は間隔
I	筋 材 (横 張 り)	0.5	18mm× 89mm 以上 13mm×210mm "	C N 65 C N 50	上下桢・たて桢各 2 本 "
II	シー ジング ボード ラ ス シ ー ト	1.0	厚さ 12mm " 0.4mm "	S N 40 C N 50	外周部@100、中間部@200 "
III	せ っ こ う ボード 製 材 (斜 め 張 り)	1.5	厚さ 12mm " 13mm×210mm "	G N F 40 C N 50	外周部@100、中間部@200 上下桢・たて桢各 2 本
IV	硬質木片セメント板 ハ ー ド ボード 構 造 用 合 板 (構造用合板規格 2 級)	2.5	厚さ 12mm 以上	C N 50	外周部@100、中間部@200
			" 5mm "	C N 50	" "
			" 7.5mm "	C N 50	" "
V	構 造 用 パ ネ ル パ ー ティ ク ル ボード ハ ー ド ボード 構 造 用 合 板 (構造用合板規格 1 級) 構 造 用 合 板 (構造用合板規格 2 級)	3.0	—	C N 50	外周部@100、中間部@200
			厚さ 12mm "	C N 50	" "
			" 7mm "	C N 50	" "
			" 7.5mm "	C N 50	" "
VI	構 造 用 合 板 (構造用合板規格 1 級)	3.5	厚さ 9mm 以上	C N 50	外周部@100、中間部@200

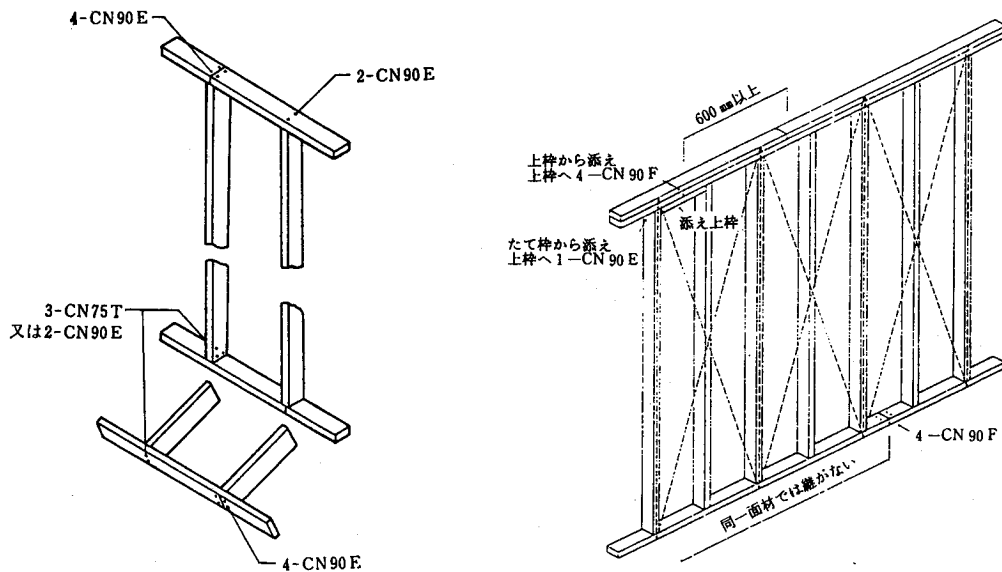
- (備考) 1. 壁下張りを両面に張った場合の倍率はそれぞれの倍率の和とすることができるが、加算した場合の倍率は 5.0 を限度とする。
2. せっこうボード張りの G N F 40 に代えて S F N 45、W S N 又は D T S N を使用することができる。
3. 表以外には、国土交通省告示 1541 号に定めるもの及び建築基準法施行規則第 8 条の 3 に基づき国土交通大臣が個別に認定しているものがある。なお、一般材料として指定されている MDF と火山性ガラス質複層板についても耐力壁に使用する場合には大臣認定が必要であり、倍率及び留め付けは同認定による。

- 4.10.2 耐力壁の上桢及び下桢
1. 上桢及び下桢は、それぞれの壁面ごとに一体のものをを用いる。止むを得ず、中途において継ぐ場合は、次のいずれかによる。
- イ. 上桢及び下桢の継手をたて桢の中央で行う場合は、たて桢にそれぞれ C N 90 を 4 本木口打ちする。この場合、上桢の継手は、梁をおさめる場合を除いて、T 字部には設けない。
- ロ. 上桢及び下桢の継手をたて桢相互間の中間位置で行う場合は、上桢の継手位置には添え上桢を設け、たて桢から 1 本の C N 90 を木口打ちした後、継手部分の上桢から 4 本の C N 90 を平打ちする。下桢の継手部分は下桢から 4 本の C N 90 を平打ちする。この場合、上桢と下桢は同一面材内では継がない。
2. 上桢とたて桢の仕口は、上桢側から 2 本の C N 90 を木口打ちとする。また、下桢とたて桢の仕口は、下桢側から 2 本の C N 90 を木口打ちするか、たて桢から 3 本の C N 75 を斜め打ちする。ただし、1,000N 以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。
- 4.10.3 耐力壁の頭つなぎ
1. 頭つなぎは、上桢と同寸の寸法型式のものとし、なるべく長尺材を用い、継手は上桢の継手位置より 600mm 以上離す。
2. 隅角部及び T 字部での頭つなぎの仕口は、上桢と頭つなぎが、相互に交差し重なるようにおさめる。
3. 頭つなぎと上桢との接合は、次のいずれかによる。
- イ. 4.10.1 (耐力壁) の 4 による耐力壁で外壁下張り材が頭つなぎに釘打ちされる場合の接合は、頭つなぎから上桢へ C N 90 を端部は 2 本、中間部は 500mm 間隔以内に平打ちとする。ただし、1,600N/m 以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。
- ロ. 4.10.1 (耐力壁) の 4 による耐力壁で外壁下張り材が上桢に釘打ちされる場合の接合は、頭つなぎから上桢に C N 90 を端部は 2 本、中間部は 250mm 間隔以内に平打ちとする。

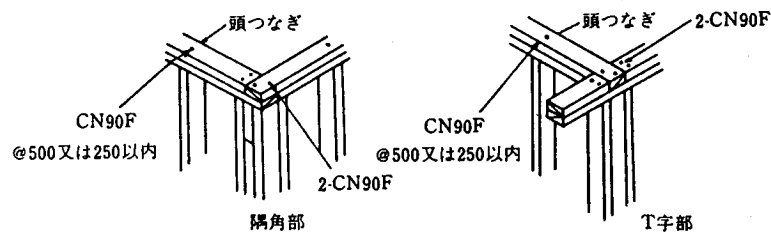
4.10-1図 上桢及び下桢の継手と仕口の釘打ち

(A)図 たて桢の中央で継ぐ場合

(B)図 たて桢相互間の中間位置で継ぐ場合



4.10-2図 頭つなぎ釘打ち



- 4.10.4 耐力壁の隅柱
1. 耐力壁の隅柱は、3本以上のたて桢で構成する。ただし、たて桢を寸法型式206以上とし、その間隔を一般地で50cm以下、多雪区域、垂直積雪量1.0m以下の区域で45cm以下、垂直積雪量1.0mを超え2.0m以下の区域で35cm以下とする場合、隅柱のたて桢を2本とすることができる。
 2. 耐力壁がL字型に接合する場合は、次のいずれかによる。
 - イ. 隅角部に開口部がない場合は、2本のたて桢の間に、たて桢と同等で長さ300～400mmのかいぎを上、中、下部の3ヶ所に入れ、合わせたたて桢を作り、両側のたて桢からそれぞれ3本のCN90を千鳥に平打ちし、取付く耐力壁の端部たて桢（以下「取付くたて桢」という）と合わせたたて桢の接合は、CN90をかいぎのある部分に2本、その他の部分は300mm間隔以内に平打ちする。又は3本のたて桢を相互にCN90を300mm間隔以内に平打ちする。
 - ロ. 隅角部に開口部がある場合は、2本のたて桢の間に、厚さ12mmの構造用合板でたて桢と同じ幅、長さ300～400mmのかいぎを上、中、下部の3ヶ所に入れ、合わせたたて桢を作り、両側のたて桢からそれぞれ3本のCN90を千鳥に平打ちする。取付くたて桢と合わせたたて桢との接合は、CN90を上・下端それぞれ2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。
 3. 耐力壁がT字部に接合する場合は、次のいずれかによる。
 - イ. T字部分に開口部がない場合でT字部に壁下張材の目地部分がない場合は、たて桢を平使いで用い、両側のたて桢からCN90を300mm間隔以内に平打ちする。壁と壁との接合には、第3のたて桢からCN90を上、下端に2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。また、T字部に壁下張材の目地がくる場合は、通常のたて桢と交差部側に2本の平使いのたて桢を用い、取付くたて桢からCN90を300mm間隔以内に平

打ちする。

ロ. T字部に開口部がある場合は、4.10.4の2に準ずる。

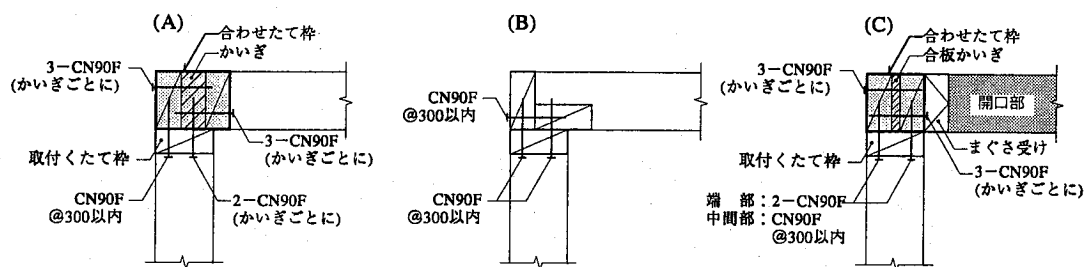
4. 耐力壁が十字型に接合する場合は次のいずれかによる。

イ. 十字部に開口部がない場合で、厚さ12mmの構造用合板をかいぎとして用い、合わせたて桢をつくる場合は、合わせたて桢の釘打ちを、4.10.4の2のロと同じとし、四方のたて桢から合わせたて桢には、それぞれCN90を上・下端に2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。また、たて桢と同寸の木材をかいぎ用として用い、合わせたて桢をつくる場合は、合わせたて桢の釘打ちは、両側のたて桢からかいぎにCN90を上・下端に2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちし、その他のたて桢から合わせたて桢にもCN90を同様に平打ちする。

ロ. 十字部に開口部がある場合の釘打ちは、4.10.4の2に準ずる。

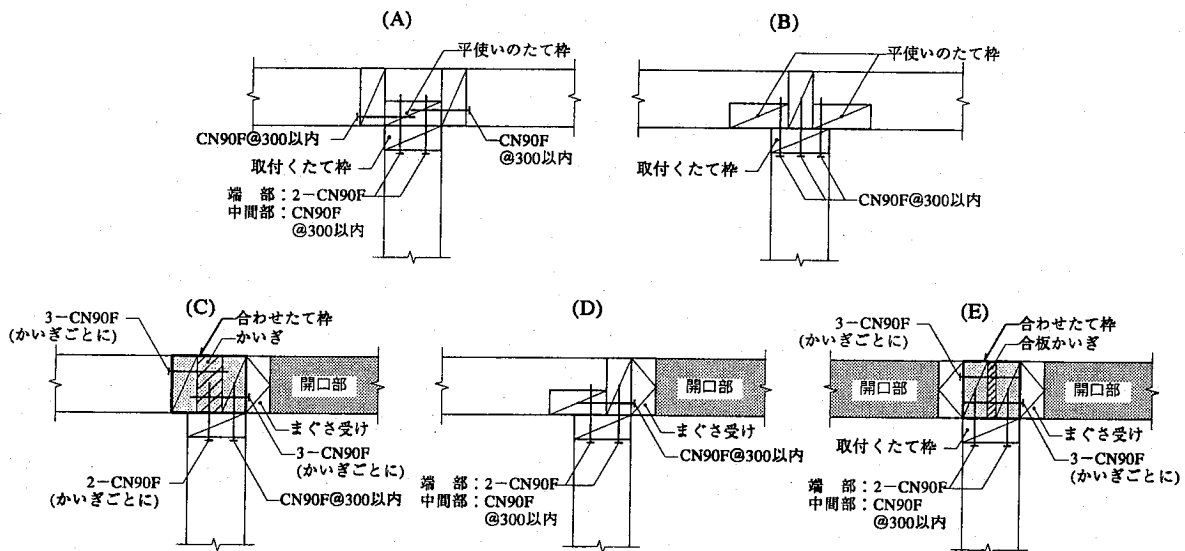
5. 耐力壁線の張り間方向とけた行方向とが直角に交わらない場合は、4.10.4の2に準じて行い、特記する。

4.10-3図 耐力壁がL字型に接合する場合の隅柱構成



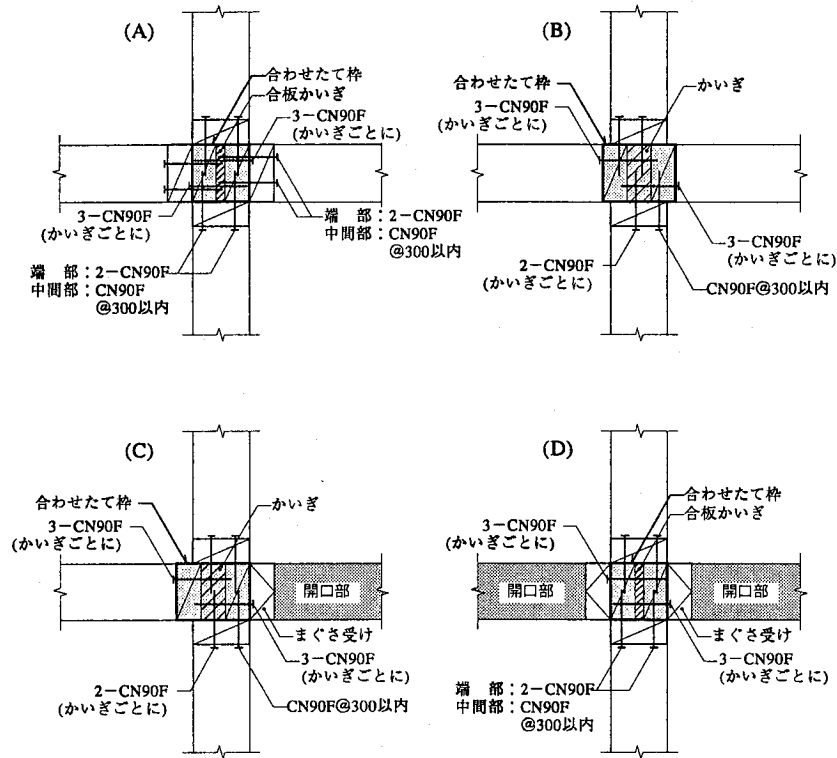
【合わせたて桢：2本のたて桢とかいぎ(合板かいぎ)で構成された組立柱】

4.10-4図 耐力壁がT字型に接合する場合の隅柱構成



【合わせたて桢：2本のたて桢とかいぎ(合板かいぎ)で構成された組立柱】

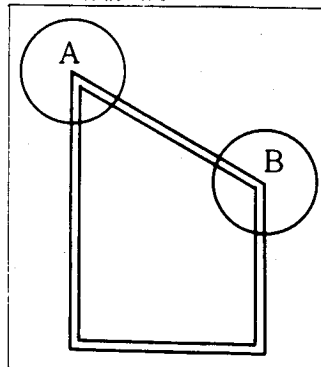
4.10-5図 耐力壁が十字型に接合する場合の隅柱構成



【合わせたて枠: 2本のたて枠とかいぎ(合板かいぎ)で構成された組立柱】

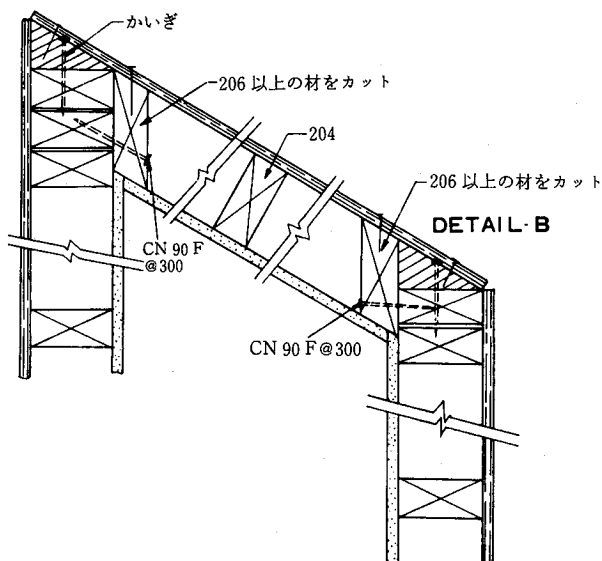
4.10-6図 耐力壁線が直角に交わらない場合の隅柱の構成

(A) 壁線構成例

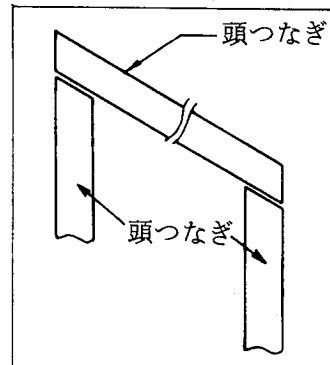


(B) 詳細

DETAIL-A



(C) 頭つなぎの納め方



- 4.10.5 非 耐 力 壁
1. 非耐力壁は、たて枠、上枠、下枠及び頭つなぎにより構成し、鉛直荷重のみを支持する支持壁の場合は寸法型式 204 以上、間仕切壁の場合は寸法型式 203 以上の製材又は集成材とする。ただし、頭つなぎは省略できる。
 2. 非耐力壁のたて枠間隔は、下表を標準とする。

非耐力壁のたて枠間隔

寸 法 型 式			開口部あり	開口部なし
支 持 壁	204	たて使い	455	455
間 仕 切 壁	204	たて使い	600	600
		平 使 い	—	455
	203	たて使い	455	600

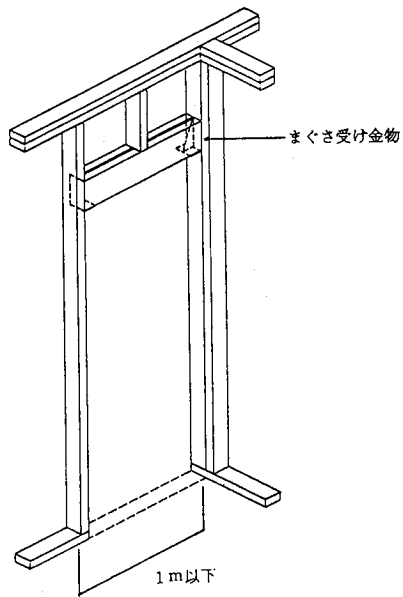
3. 上枠とたて枠の仕口は、上枠から 2 本の CN90 を木口打ちとする。また、下枠とたて枠の仕口は、した枠から 2 本の CN90 を木口打ちとするか、たて枠から 3 本の CN75 を斜め打ちとする。
4. たて枠は通しものとし、その長さは寸法型式 203 にあつては、2.7m までとする。
5. 下枠から床枠組には、CN90 をたて枠間に 1 本平打ちする。
6. 間仕切壁と床根太及び天井根太とは、直接水平力が伝わらないようとめつける。
7. 可動間仕切壁などの製品のとりつけは、製造所の仕様による。

4.10.6 耐力壁線の開口部

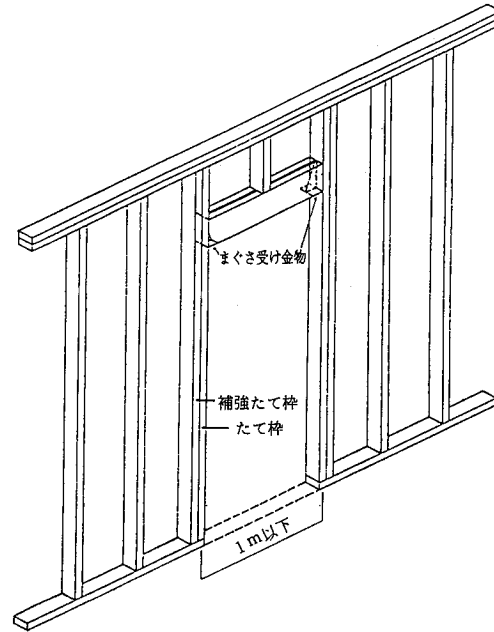
1. 耐力壁線に設ける開口部の幅は 4 m 以下とし、その開口部の幅の合計は、その耐力壁線の長さの 3/4 以下とする。
2. 耐力壁線に幅 900mm 以上の開口部を設ける場合は、まぐさ及びまぐさ受けを用いる。
3. まぐさ受けは、開口部の幅が、2,730mm 以上の場合は、2 枚合わせの寸法型式 204 とするか、1 枚の寸法型式 404 とする。開口部の幅が、2,730mm 未満の場合は、1 枚の寸法型式 204 とする。ただし、構造計算による場合はこれによる。
なお、開口部の幅が 1 m 以下で、まぐさが 2 枚合わせの寸法型式 204 又は 206 の場合は、まぐさ受けに代りまぐさ受け金物が使用できる。
ただし、外壁に使用する場合はまぐさ受け金物が取り付くたて枠の外側にたて枠を 1 本添えて補強する。
4. まぐさの断面は、構造計算によるか、またはスパン表による。
5. 2 枚合わせのまぐさの場合は、厚さ 9 mm 又は 12mm の構造用合板を原則として 500mm 以内にかい、両面からそれぞれ 4 本の CN75 を平打ちする。
6. まぐさの両側には、たて枠を接合して配する。
7. 耐力壁線に設ける開口部回りの釘打ちは次による。
 - イ. まぐさ受けと窓台との釘打ちは、まぐさ受けから窓台に 2 本の CN90 を木口打ちするか、窓台からまぐさ受けに 2 本の CN75 を斜め打ちする。
 - ロ. まぐさ受けからたて枠への釘打ちは、CN90 又は CN75 を上、下端それぞれ 2 本、中間部 300mm 間隔以内に千鳥に平打ちする。開口部下部たて枠から下枠への釘打ちは、3 本の CN75 を斜め打ちするか、下枠から開口部下部たて枠へ 2 本の CN90 を木口打ちする。
 - ハ. まぐさには、たて枠から 4 本の CN90 を木口打ちするか、又はまぐさからたて枠に 4 本の CN75 を斜め打ちする。開口部上部たて枠からまぐさには、3 本の CN75 を斜め打ちする。
- 二. 窓台から開口部下部たて枠への釘打ちは、2 本の CN90 を木口打ちする。
- ホ. まぐさ受け金物による場合の釘打ちは、まぐさ受け金物からたて枠へ、まぐさの断面が 2-204 の場合は 6 本の ZN65 を平打ちし、まぐさの断面が 2-206 の場合は 10 本の ZN65 を平打ちする。まぐさ受け金物からまぐさへは、2 本の ZN65 を平打ちする。また、まぐさには、たて枠から 2 本の CN90 を木口打ちするか又はまぐさからたて枠に 2 本の CN75 を斜め打ちする。
8. 出窓などの場合は、1 から 7 に準じてまぐさを設ける。

4.10-7図 まぐさ受け金物

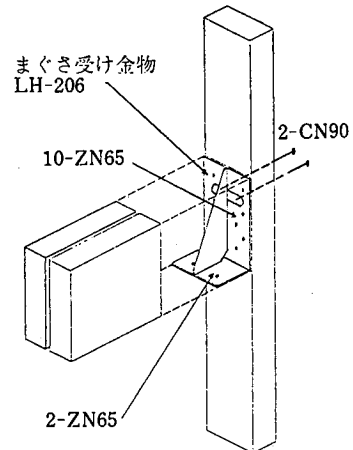
(A)図 まぐさ受け金物の使用例



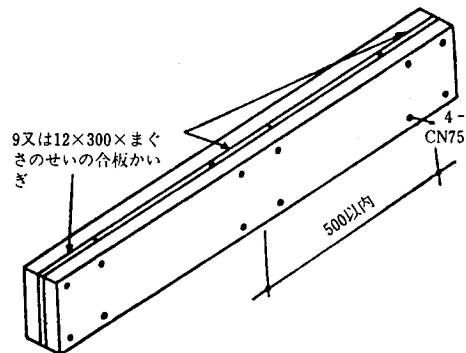
(B)図 外壁で使用する場合の補強



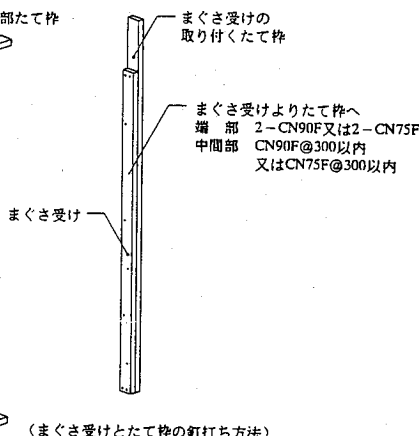
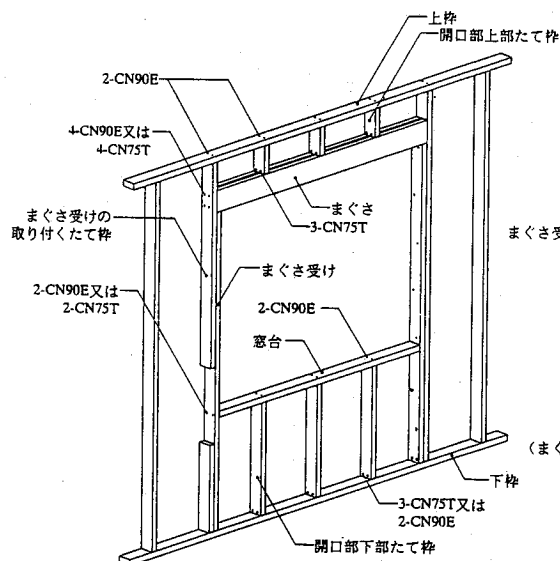
(C)図 金物の取付け方



4.10-8図 2枚合わせのまぐさ



4.10-9図 開口部のまわりの釘打ち



(まぐさ受けとたて枠の釘打ち方法)

4.10.7 両面開口部の補強等

4.10.7.1 一般事項

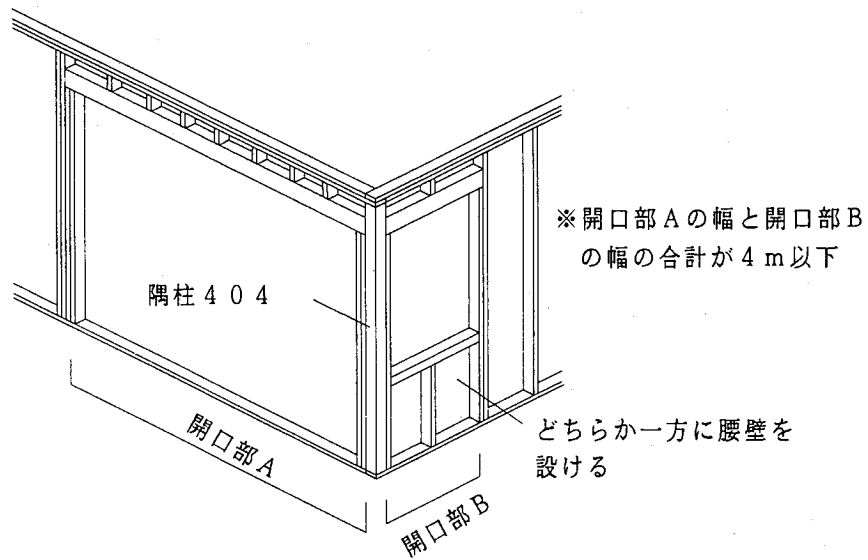
1. 建物外周部の隅角部に長さ 900mm 以上の耐力壁を 1 以上設けることができない場合（以下「両面開口」という。）の補強等は次による。ただし、これによらない場合は、実験等により安全を確かめる。なお、この項に掲げる事項に該当しないものについては、4.10.6(耐力壁線の開口部)の項による。
2. 両面開口は各階毎に 1 箇所を限度とする。
3. 両面開口部双方の幅の合計は 4m 以下とする。
4. 開口部の側にはいずれも 910mm 以上の 4.10.9.3 (構造用合板) 又は 4.10.9.4 (構造用パネル) の項による構造用合板又は構造用パネル耐力壁（以下「側壁」という。）を設ける。
5. 側壁の両側のたて枠の下部 150mm 内外に 3.4.9 (アンカーボルト) の項によるアンカーボルトを設ける。
6. 開口部の上下部には、下り壁及び高さ 450mm 以上の腰壁を設け、いずれも耐力壁に用いる厚さの構造用合板又は構造用パネルを側壁部まで張りつめ、一体とする。ただし、2 階建ての場合いずれか片方の腰壁を、平屋建の場合は、腰壁を省略することができる。
7. 両面開口の隅角部には寸法型式 404 又は同等断面以上の構造用集成材の隅柱を設ける。

4.10.7.2 床枠組及び土台との緊結

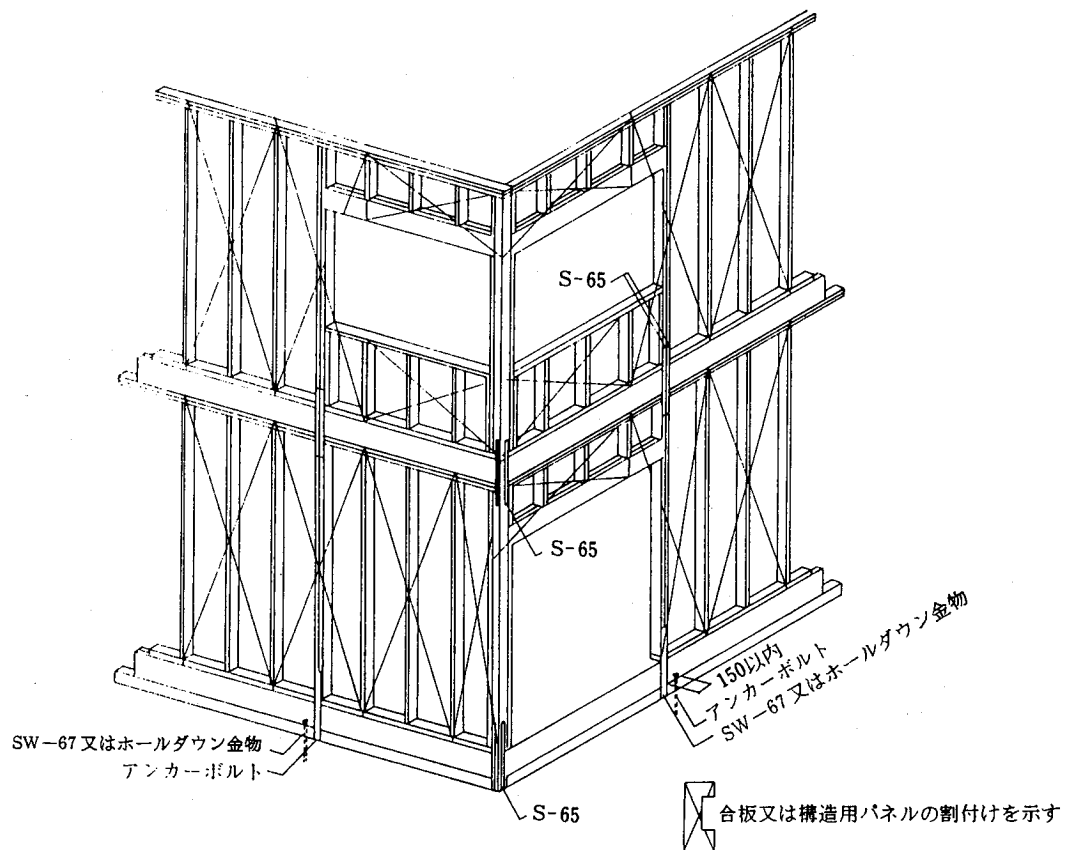
1. 1 階部分に両面開口を設ける場合又は 2 階部分に両面開口を設けその直下に床に達する開口部を設ける場合は、1 階の床枠組及び土台と隅柱とは帯金物又はホールダウン金物で、側壁の端部たて枠及びまぐさ受けとは帯金物又はホールダウン金物で緊結する。
2. 基礎の構造を土間コンクリート床とし、両面開口を前項により設ける場合は、土台と隅柱並びに側壁の端部たて枠及びまぐさ受けとはストラップアンカーで緊結する。
3. 2 階部分に両面開口を設ける場合は、2 階の隅柱並びに側壁の端部たて枠及びまぐさ受けとそれらの直下の 1 階たて枠（開口部上部たて枠を含む。）とは、それぞれ帯金物 2 枚で緊結する。なお、この場合、緊結する部分の 1 階の壁のたて枠（開口部上部たて枠を含む。）は、2 枚合わせとするか、又は寸法型式 404 を使用する。
4. 入隅部等で、隅柱又はまぐさ受け材に帯金物を取り付けられない場合は、まぐさ受けを 2 枚合わせとするか、腰壁の開口部下部たて枠をまぐさ受けに添え付けて当該部分に帯金物又はホールダウン金物を取り付ける。
この場合の釘打ちは、2 枚合せのまぐさ受けは CN90 で両端部 2 本、中間部 200mm 間隔以内に千鳥打ち、下部たて枠は、CN90 を両端部 2 本、中間部 100mm 間隔以内に千鳥打ちする。

4.10-11図 両面開口部詳細

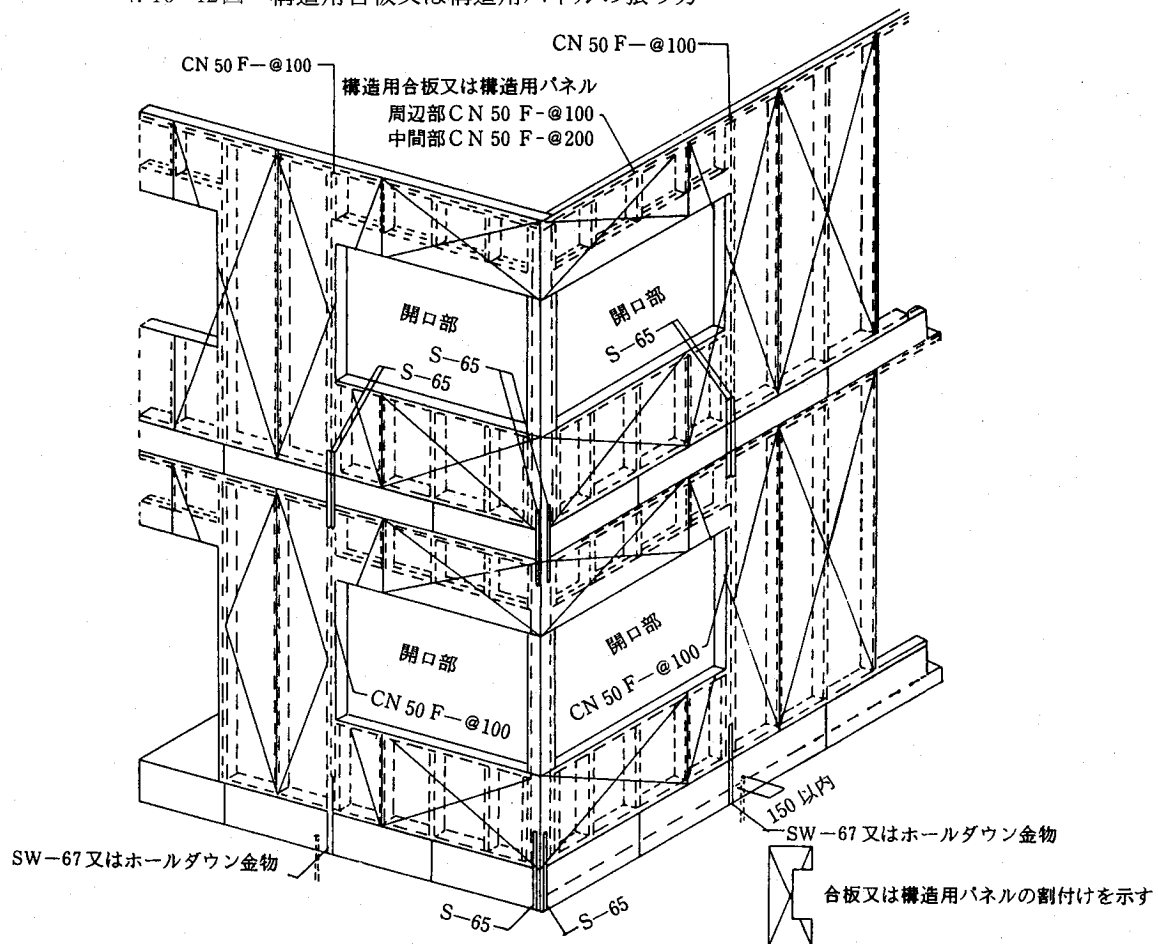
(A) 1階に両面開口を設けた場合



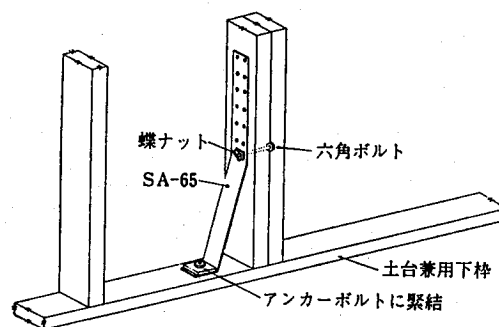
(B) 2階部分に両面開口を設けその直下に掃き出し窓を設けた場合



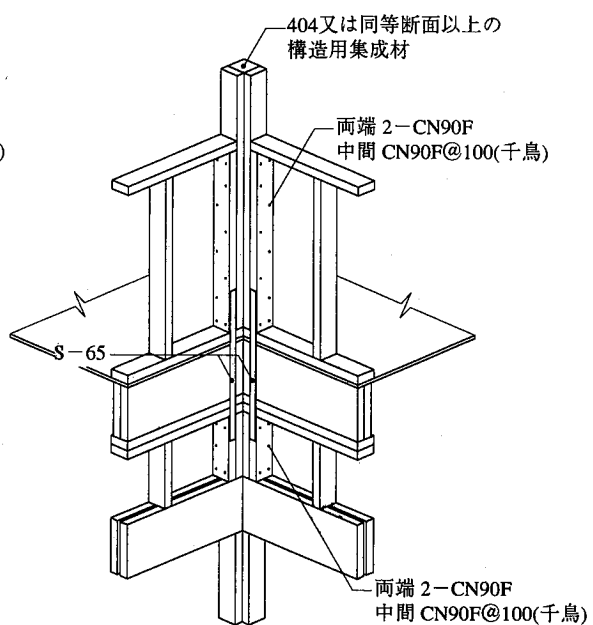
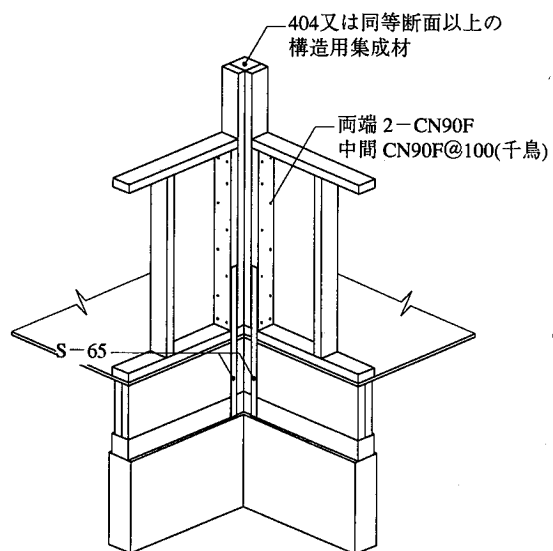
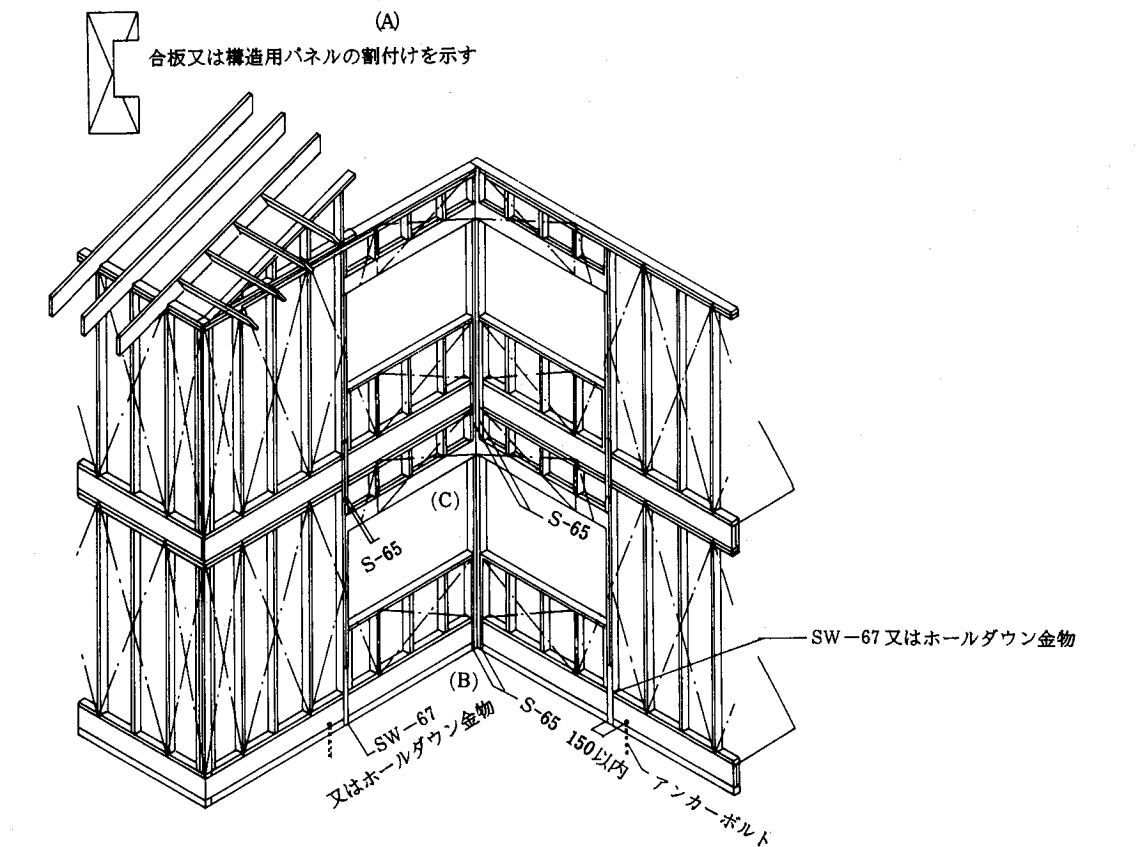
4. 10-12図 構造用合板又は構造用パネルの張り方



4. 10-13図 ストラップアンカーの取付け方



4. 10-14図 入隅部の補強



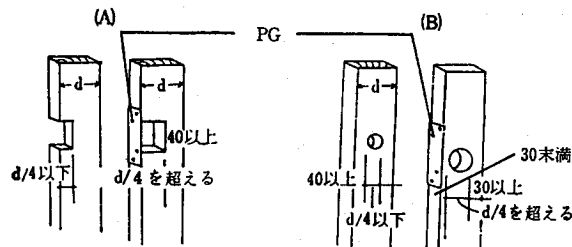
4.10.8 耐力壁の枠組材 の欠き込み及び 穴あけ

- 4.10.8.1 たて枠 1. 耐力壁のたて枠の欠き込みは、原則として、その断面のせいの $1/4$ 以下とし、1本のたて枠の欠き込みは1箇所とする。なお、 $1/4$ を超えて欠き込む場合は見込みを 40mm 以上残し、欠き込みをされた部分をパイプガードで補強する。
2. 耐力壁のたて枠に配線・配管などの穴をあける場合は、原則として、その断面のせいの $1/4$ 以下とする。なお、 $1/4$ を超える場合は、一方の見込みを 30mm 以上残し、見込みが 30mm に満たない側をパイプガードで補強する。また、穴の最大径は、寸法型式 204 のたて枠にあっては、40mm、寸法型式 206 にあっては 50mm までとする。
3. 前1及び2によらない場合は、まぐさを設けて処理する。
4. 配線・配管等が壁下張材の釘打ち等によって損傷されるおそれのある場合は、前1及び2にかかわらずパイプガードで保護する。
- 4.10.8.2 上下枠、頭つなぎの欠き込みと穴あけ 耐力壁の上下枠及び頭つなぎを配管やダクト工事のため、欠き込みや穴あけをする場合、その幅は上下枠および頭つなぎの幅の $1/2$ 以下とする。ただし、 $1/2$ をこえる時は、2枚の寸法型式 204、パイプガード又は帯金物で補強する。これ以外の場合で太い管を配する場合は、耐力上支障のない補強を行う。

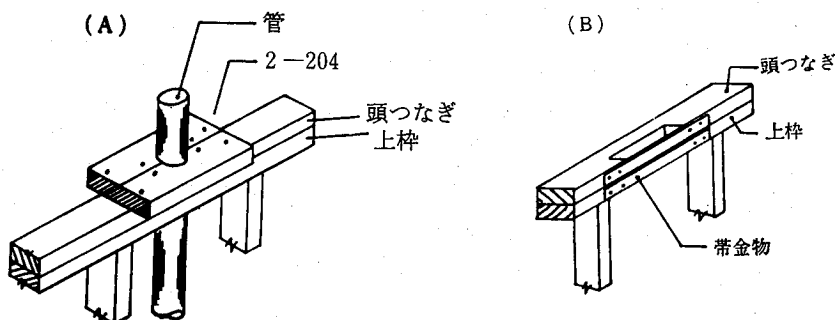
4.10.9 外壁下張り

- 4.10.9.1 一般事項 1. 外壁下張材は、1階及び2階の床根太の部分で切断し、相互の上下間隔は原則として 6mm 以上あける。
2. 土間コンクリート床で土台と下枠を兼ねる場合は、外壁下張材を土台まで張りつめる。
3. 外壁下張材は、4.10.9.8 (製材) の項により下張りを行う場合を除き、たて張りとする場合は、原則として、一枚の版で下枠又は土台及び頭つなぎ又は上枠まで張るものとする。

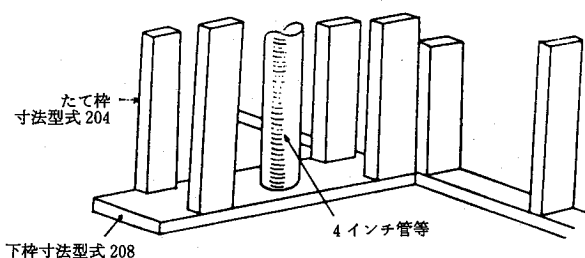
4.10-15図 たて枠の欠き込みと穴あけ



4.10-16図 上枠、頭つなぎの補強



4.10-17図 太い管を壁中に配する方法例



4. 外壁下張材を横張りとする場合又はたて張りとする場合でやむを得ず壁面途中で版を継ぐ場合は、継手部分に寸法型式 204 の 2 つ割り (38mm×38mm) 以上の受け材をいれる。
 なお、建設大臣が認めた仕様による耐力壁においては、受け材を省略することができる。
 5. 外壁下張材の現場搬入後の保管については、直接地面に接しないようにリング敷きの上にたわみがでないように材料を置き、シート掛けを行う。
 6. 建て方後、屋根葺きまでに期間があく場合は、尾根に養生シート等による仮防水を行う。
 また、開口部についても雨の吹き込みを防ぐ措置を施す。
- 4.10.9.2 外壁下張材の品質 外壁下張材の品質は、次のイからニのいずれかによる。ただし、4.10.10 (外壁内通気措置) による場合は、この限りではない。
- イ. 日本農林規格に適合する構造用合板の特類で厚さ 9mm 以上のもの
 - ロ. 日本農林規格に適合する構造用パネルで 1 級、2 級、3 級又は 4 級のもの
 - ハ. JIS A 5908 (パーティクルボード) に適合するパーティクルボードの 18P、13P、24-10P、17.5-10.5P 又は 30-15P タイプで厚さ 15mm 以上のもの
 - ニ. JIS A 5404 (木質系セメント板) のうち硬質木片セメント板に適合するもので厚さ 18mm 以上のもの
 - ホ. JIS A 5905 (繊維板) に適合する MDF で、30 タイプ (M タイプ、P タイプ) のもの
 - ヘ. JIS A 5440 (火山性ガラス質複層板) に適合するもののうち HⅢ のもの
- 4.10.9.3 構造用合板 1. 構造用合板の品質は、JAS に適合するもので、特類とする。
2. 張り方は、3'×8' (910mm×2,440mm) 若しくは 3'×9' (910mm×2,730mm) 版をたて張り又は 4'×8' (1,220mm×2,440mm) 版を横張り若しくはたて張りとする。(4.7-18 図参照)
 3. 釘打ちは、CN50 を外周部、100mm 間隔以内、中間部 200mm 間隔以内に打ちつける。
- 4.10.9.4 構造用パネル 1. 構造用パネルの品質は、構造用パネルの JAS に適合するもので 1 級、2 級、3 級又は 4 級とする。
2. 張り方は、3'×8' (910mm×2,440mm) 若しくは 3'×9' (910mm×2,730mm) 版をたて張り又は 4'×8' (1,220mm×2,440mm) 版を横張り若しくはたて張りにし、たて枠上の継目は 2～3mm あける。
 3. 釘打ちは、構造用合板と同様とする。
- 4.10.9.5 パーティクルボード 1. パーティクルボードの品質は、JIS A 5908 (パーティクルボード) に適合するもので 18P、13P、24-10P、17.5-10.5P 又は 30-15P タイプとする。
2. 張り方は、3'×8' (910mm×2,440mm) 若しくは 3'×9' (910mm×2,730mm) 版をたて張り又は 4'×8' (1,220mm×2,440mm) 版を横張り若しくはたて張りにし、たて枠上の継目は 2～3mm あける。
 3. 釘打ちは、構造用合板と同様とする。
- 4.10.9.6 硬質木片セメント板 1. 硬質木片セメント板の品質は、JIS A 5404 (木質系セメント板) のうち硬質木片セメント板に適合するものとする。
2. 張り方は、3'×9' (910mm×2,730mm) 版をたて張りする。
 3. 釘打ちは、CN50 又はステンレス耐久釘 (長さ 50.8、頭径 6.76、釘径 2.87) を外周部 100mm 間隔以内、中間部 200mm 間隔以内に打ちつける。
- 4.10.9.7 シーリングボード 1. シーリングボードの品質は JIS A 5905 (繊維板) のうちシーリングボードに適合するものとする。
2. 張り方は、構造用合板と同様とする。
 3. 釘打ちは、SN40 を外周部 100mm 間隔以内、中間部 200mm 間隔以内に打ちつける。
- 4.10.9.8 製材 1. 製材の品質は、JAS のうち針葉樹の下地用製材の板類に適合するもので 1 級とする。
2. 張り方は、横張りの場合は継手の位置をたて枠の上で行い、隣接する板の継手が 2 つ以上並ばないようにし、斜め張りの場合はたて枠に対して 45° に張る。
 3. 釘打ちは、たて枠に対し 2 本の CN50 を平打ちする。
- 4.10.9.9 ハードボード 1. ハードボードの品質は、JIS A 5905 (繊維板) のうちハードファイバーボードに適合するもので 35 タイプ又は 45 タイプとする。なお、7mm 未満のハードボードを用いる場合は、

施工する1～2日前にきれいな水をハードボード裏面にまんべんなく散布し、裏面と表面を合わせて平積し、シートなどでおおい養生する。

2. 張り方は、パーティクルボードと同様とする。

3. 釘打ちは、構造用合板と同様とする。

4.10.9.10 MDF

1. MDFの品質は、JIS A 5905（繊維板）のうちミディアムデンシティファイバーボード（MDF）に適合するもので、曲げ区分30タイプ、接着剤区分はMタイプ又はPタイプとする。

2. 張り方及び釘打ちは、大臣認定により特記による。

4.10.9.11 火山性ガラス質複層板

1. 火山性ガラス質複層板（VSボード）の品質は、JIS A 5440（火山性ガラス質複層板（VSボード））に適合するもので、かさ比重分類Ⅲ、曲げ強度区分Hとする。

2. 張り方及び釘打ちは、大臣認定により特記による。

4.10.10 外壁内通気措置

外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造とする場合は次による。

イ. 防風材は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート等、気密性と防水性及び湿気を放散するのに十分な透湿性を有する材料とする。

ロ. 通気層の構造は、次のいずれかによる。

（イ）土台水切部から軒天井見切縁に通気できる構造。

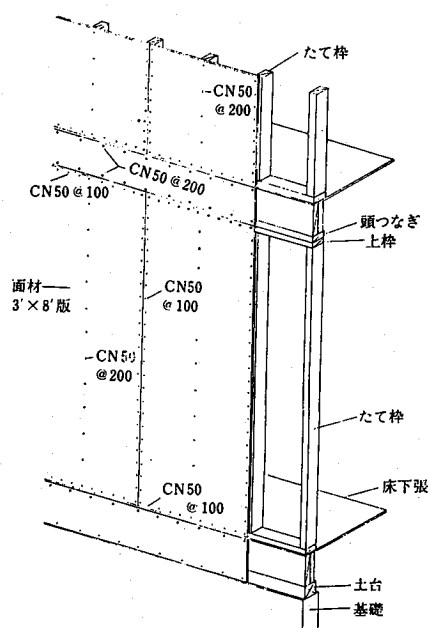
（ロ）土台水切部から天井裏を経由し、小屋裏換気孔に通気できる構造。

ハ. 外壁仕上げは、原則としてサイディング材とし、特記による。

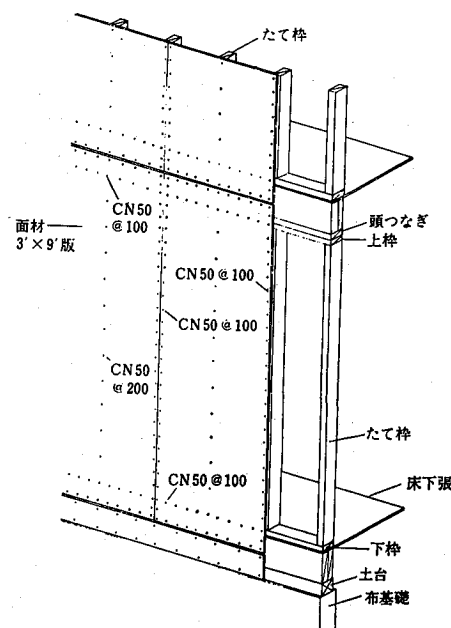
ニ. 土台水切り見切縁は、外壁内通気に支障のない構造のものとして各製造所の指定する材料とする。

4.10-18図. 外壁下張り材の張り方

(A) 面材3'×8'版の張り方



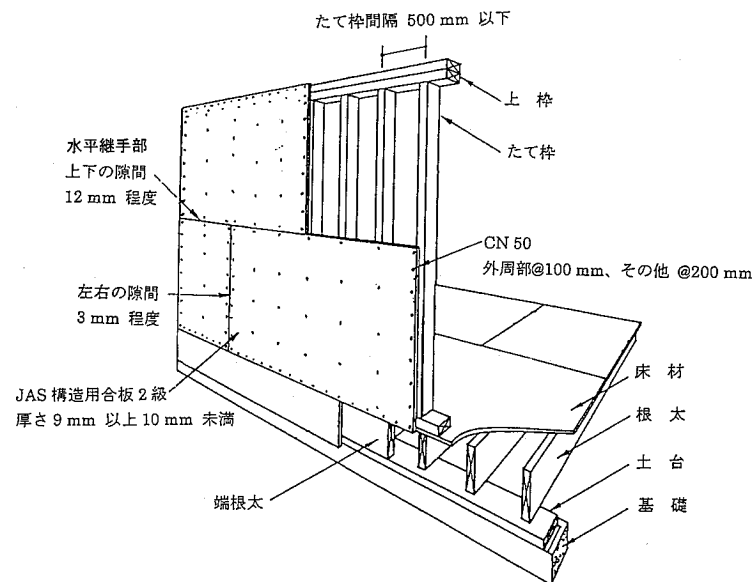
(B) 面材3'×9'版の張り方



(C) 横張り仕様（受け材省略）

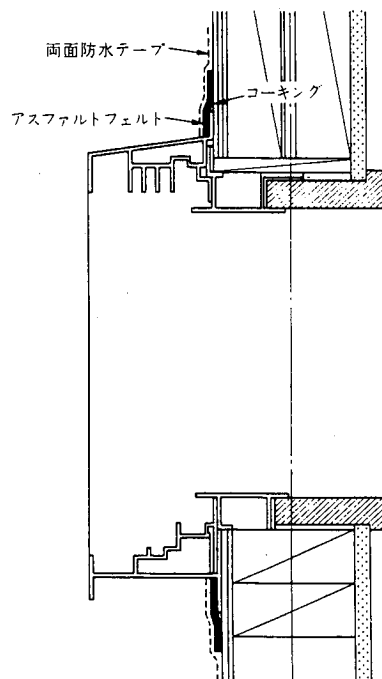
構造用合板を横張りにし、受け材を省略する仕様として国土交通大臣が認めたものに次の図のものがある。

壁倍率	1.5
たて枠材料	長期許容応力度 2.9N/mm^2 { 30kgf/cm^2 } 以上
たて枠間隔	50cm 以下
釘打ち間隔	CN50釘を外周部10cm、その他は20cm
面材の種類	構造用合板2級、厚さ9mm以上10mm未満

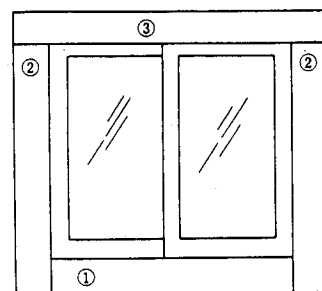


4. 10-19 図 開口部まわりの防水措置

イ. 断面詳細図



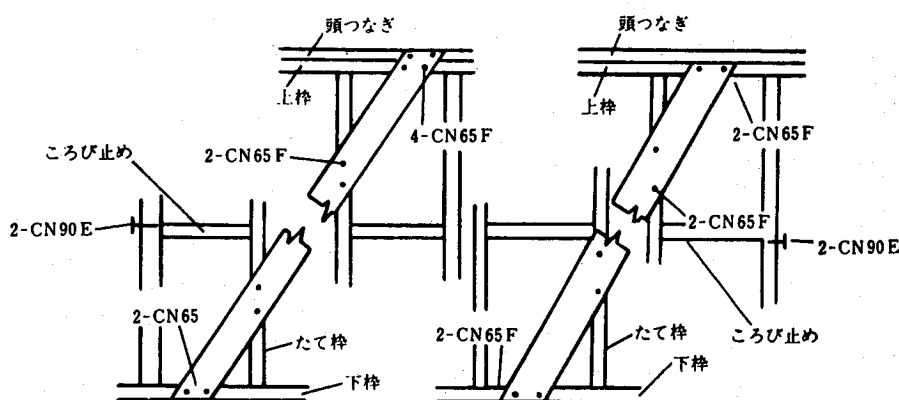
ロ. 施工法



※ 防水施工手順は雨仕舞を考慮し、①サッシ下部、②サッシ両脇、③サッシ上部の順とする。

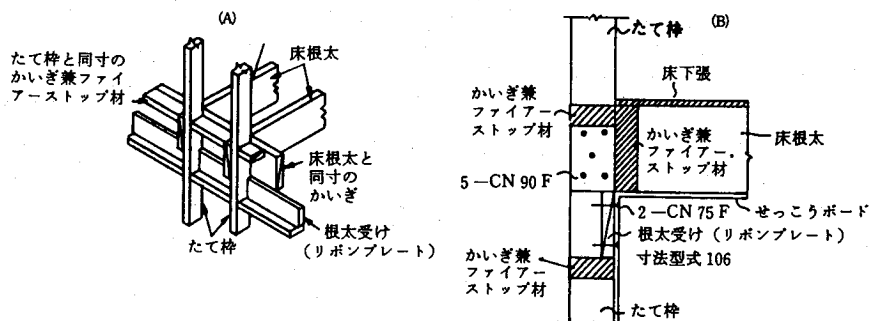
- 4.10.11 筋 か い
1. 筋かいは、寸法型式 104 及び 106 の 2 種類とし、タスキには入れないものとする。
 2. 筋かいは、幅 900mm 以上の壁にわたるように入れ、筋かいを開口部の上下の壁まで使うことが望ましい。
 3. 筋かいは、下枠に対して 45° 以上、たて枠 2 つ以上にわたるように入れる。
 4. 筋かいは、たて枠、上枠及び下枠を欠き込んで入れる。 この場合、施工順序によっては、頭つなぎを欠き込むことができる。
 5. 筋かいの釘打ちは、筋かいから頭つなぎ、上枠、たて枠及び下枠に対してそれぞれ 2 本の CN65 を平打ちする。ただし、1,100N 以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。
- 4.10.12 ころび止 め
1. 筋かいを用いる耐力壁の場合、外壁のたて枠相互間には、寸法型式 204 のころび止めをできるだけ設けるものとする。
 2. ころび止めの釘打ちは、たて枠から 2 本の CN90 を木口打ちするか又は 2 本の CN75 をころび止めからたて枠へ斜め打ちする。

4.10-20 図 筋かいの釘打ち



- 4.10.13 階段、スキップ
フロアー回り等
の壁構成
1. スキップフロアー等を支持する壁の構成は、床面のレベルごとにそれぞれ独立の壁を設ける場合を除いて、次の 2 から 5 による。
 2. たて枠は寸法型式 206 を用い、たて枠を欠きこんで根太受け材 (リボンプレート) を入れ、床根太をリボンプレートにのせる。
 3. リボンプレートは寸法型式 106 以上を用い、たて枠に 2 本の CN75 を平打ちする。
 4. 床根太は、たて枠に 5 本の CN90 を平打ちする。
 5. 壁及び床には、たて枠及び床根太と同寸のかいぎ兼ファイアーストップ材を入れる。

4.10-21 図 スキップフロアーの構成例



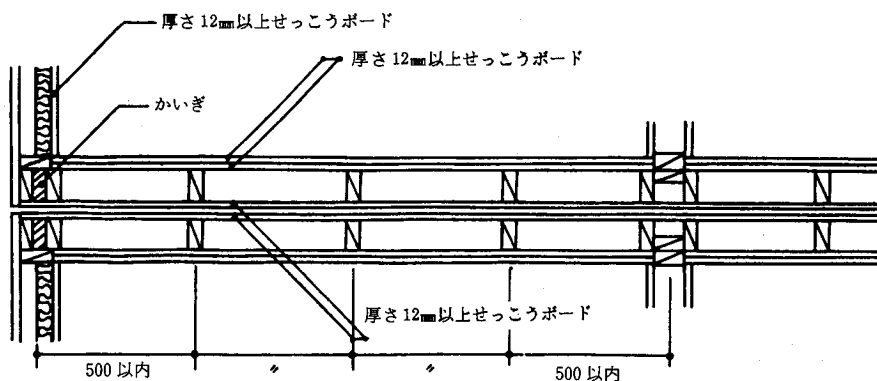
4.10.14 住戸間の界壁

連続建の住戸相互間の界壁の構造は、次のいずれかとし、小屋裏または天井裏まで達せしめる。

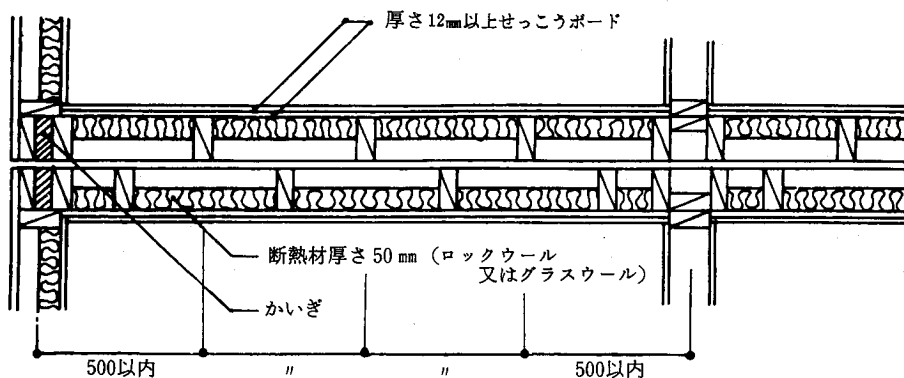
- イ. 2重壁とし、それぞれのたて枠の室内側には、厚さ 12mm 以上のせっこうボードを2枚、壁心側には厚さ 12mm 以上のせっこうボードを1枚張る。
- ロ. 2重壁とし、それぞれのたて枠の室内側には厚さ 12mm 以上のせっこうボードを2枚張る。また界壁の室内には厚さ 50mm 以上のロックウール（かさ比重 0.04 以上）又はグラスウール（かさ比重 0.02 以上）を入れる。
- ハ. 1重壁とし、下枠、上枠、及び頭つなぎに寸法型式 206 を用い、たて枠は、寸法型式 204 を間隔 250mm 以内に千鳥に配置し、室内側に厚さ 12mm 以上のせっこうボードを2枚張る。また、界壁の内部には、厚さ 50mm 以上のロックウール（かさ比重 0.04 以上）又はグラスウール（かさ比重 0.02 以上）を入れる。

4.10-22図 連続建の住戸間界壁

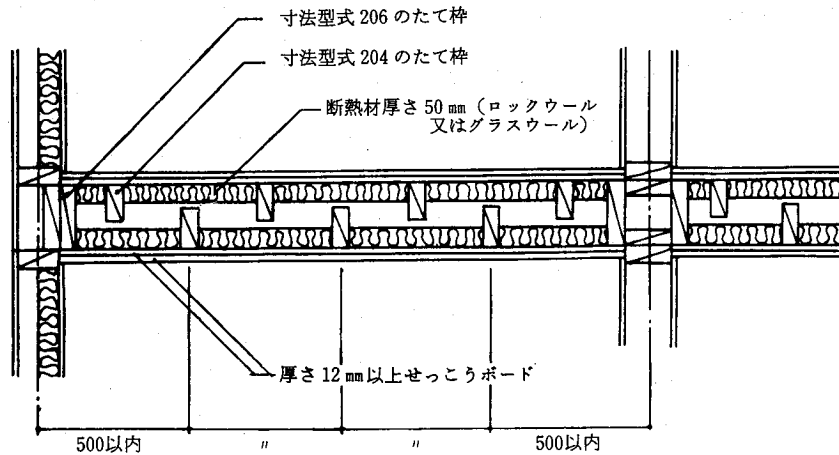
(A) 2重壁とし壁心にせっこうボードを入れる場合



(B) 2重壁とし壁心にせっこうボードを入れない場合



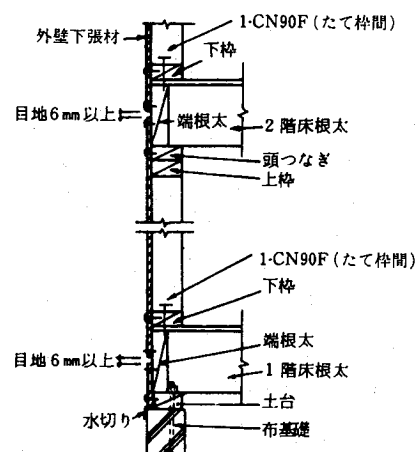
(C) 1重壁とし上下枠等に206を使用する場合



4.10.15 壁枠組と床枠組
及び土台との緊
結

1. 外壁下張材が土台又は、端根太若しくは側根太まで釘打ちされている場合の壁枠組と床枠組との緊結は、下枠から端根太及び側根太へCN90を、たて枠間に1本平打ちする。ただし、1,600N/m以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。この場合、外壁下張り材の上下の継手部分には6mm以上の目地をあける。
2. 外壁下張材が土台又は端根太若しくは側根太まで達しない場合の壁枠組と床枠組との緊結は、下枠から端根太及び側根太へCN90をたて枠間に2本平打ちする。
3. 内部の耐力壁と床枠組との緊結は、下枠から床根太又はころび止めへCN90をたて枠間に2本平打ちする。
4. 外壁の隅角部隅柱及び外壁の開口部の両端に接する耐力壁のまぐさ受けが取りつくたて枠の下部の補強は次による。
 - イ. 2階にあっては、下階の壁の隅柱又はたて枠と帯金物を用いて緊結する。なお、帯金物は外壁下張材を介して取り付けることができる。
 - ロ. 1階にあっては、1階床を床枠組で構成する場合は土台及び端根太又は側根太とを帯金物で、1階床を3.4.6(土間コンクリート床)の項による土間コンクリート床スラブで構成する場合は、土間とを隅角部はかど金物で、開口部はかど金物で緊結する。なお、帯金物は外壁下張材を介して取り付けることができる。
 - ハ. 上記イ又はロにおいて構造用合板又は硬質木片セメント板を、2階にあっては、端根太又は側根太まで、1階にあっては土台まで、張りつめた場合は、帯金物又はかど金物を省略することができる。

4.10-23図 帯金物(S-65)を省略する場合の壁下張りの張り方



4.10.16 40㎡を超える区画

4.10.16.1 一般事項 40㎡を超える区画の壁枠組はこの項による。ただし、この項に掲げる事項に該当しないものについては、4.10.1から4.10.15までの各項による。

4.10.16.2 壁枠組と床枠組との緊結

1. 外壁下張材が土台又は端根太若しくは側根太まで釘打ちされている場合の外壁と床枠組との緊結は、下枠から床枠組へCN90をたて枠間に2本平打ちする。
2. 外壁下張材が土台又は端根太若しくは側根太に達しない場合の壁枠組と床枠組との緊結は、下枠から端根太及び側根太へ、2階にあってはCN90をたて枠間に2本、1階にあってはCN90をたて枠間に4本平打ちする。
3. 内部の耐力壁と床枠組との緊結は下枠から床根太又はころび止めへ2階にあってはCN90をたて枠間に2本、1階にあってはCN90をたて枠間に4本平打ちする。

4.10.17 50cmを超えるたて枠間隔

4.10.17.1 一般事項 たて枠間隔を50cmを超え65cm以下とする場合（以下「50cmを超えるたて枠間隔」という。）の壁枠組は、この項による。ただし、この項に掲げる事項に該当しないものについては、4.10（平屋建又は2階建の壁枠組）の各項による。

4.10.17.2 たて枠

1. たて枠の寸法型式は次による。
 - イ. 多雪区域以外の区域における2階建の1階は208以上とし、平屋建及び2階建の2階は204以上とする。
 - ロ. 多雪区域におけるたて枠の寸法型式は、特記による。
2. たて枠に寸法型式204を用いる場合のたて枠には、原則として欠き込みを行ってはならない。ただし、配線・配管などのために穴をあける場合は、その径を断面せいの1/4以下とするか、その径が断面せいの1/4を超える時は同寸法のたて枠を沿えて補強する。

4.10.17.3 たるき及び床根太とたて枠とのずれ たるき及び床根太とたて枠の位置がずれる場合は、上枠を1枚重ねて補強する。なお、補強する上枠と上枠との接合は、4.10.3（耐力壁の頭つなぎ）による。

4.10.17.4 耐力壁 耐力壁の種類は下表による。

耐力壁の種類と倍率

	耐力壁の種類		摘 要		
	材 料	倍率	断 面	釘	釘の本数又は間隔
I	筋かい	0.5	18mm×89mm 以上	CN65	上・下枠、たて枠各2本
II	せっこうボード	1.0	厚さ 12mm 以上	GNF40	外周部@100、中間部@200
	シーリングボード		" "	SN40	" "
III	ハードボード	2.5	厚さ 5mm 以上	CN50	外周部@100、中間部@200
	構造用合板（構造用合板規格2級）		" 7.5mm "	CN50	" "
IV	構造用パネル	3.0	—	CN50	外周部@100、中間部@200
	パーティクルボード		厚さ 12mm 以上	CN50	" "
	ハードボード		" 7mm "	CN50	" "
	構造用合板（構造用合板規格1級）		" 7.5mm "	CN50	" "
	構造用合板（構造用合板規格2級）		" 9mm "	CN50	" "

- （備考）
1. 壁下張りを両面に張った場合の倍率はそれぞれの倍率の和とすることができるが、加算した場合の倍率は5.0を限度とする。
 2. せっこうボード張りのGNF40に代えてSFN45、WSN又はDTSNを使用することができる。
 3. 表以外には、国土交通省告示1541号に定めるもの及び建築基準法施行規則第8条の3に基づき国土交通大臣が個別に認定しているものがある。なお、一般材料として指定されているMDFと火山性ガラス質複層板についても耐力壁に使用する場合には大臣認定が必要であり、倍率及び留め付けは同認定による。

4.10.17.5 壁下張り

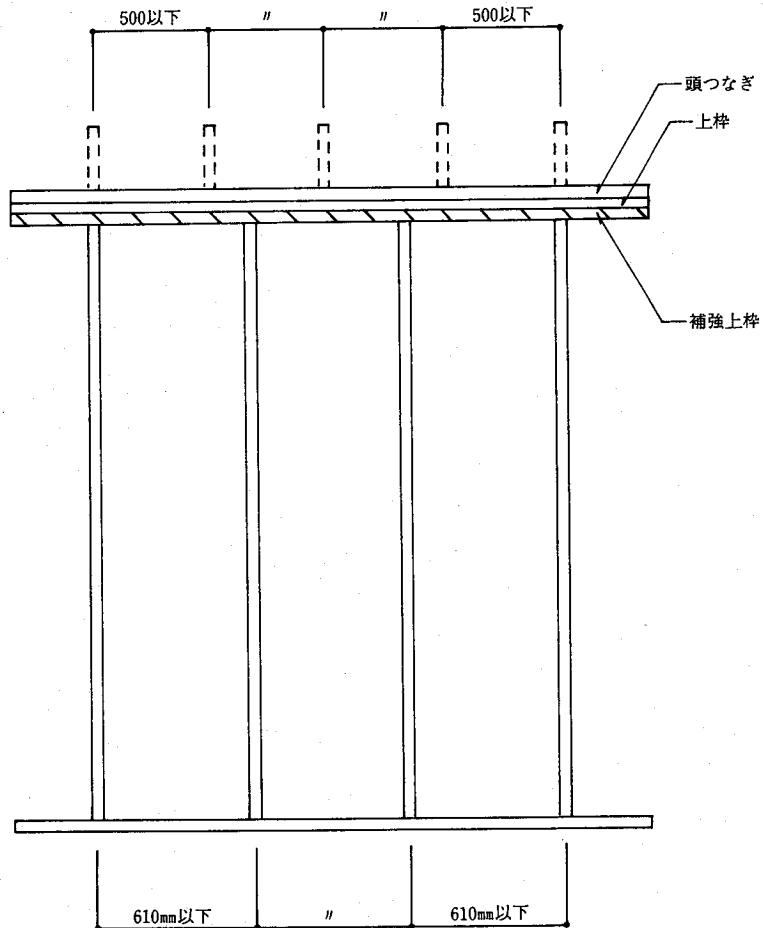
1. 構造用合板を使用する場合は、4'×8'版の横張りとし、継手部分に寸法型式204の受け材を入れる。
2. 構造用合板のたて張り及び構造用合板以外の材料を張る場合は、たわみを生じないように、また使用上の支障のないよう受け材、ころび止めで補強する。

4.10.17.6 壁枠組と床枠組の緊結

1. 外壁下張材が土台又は端根太若しくは側根太まで釘打ちされている場合の外壁と床枠組との緊結は、下枠から床枠組へCN90をたて枠間に3本平打ちする。

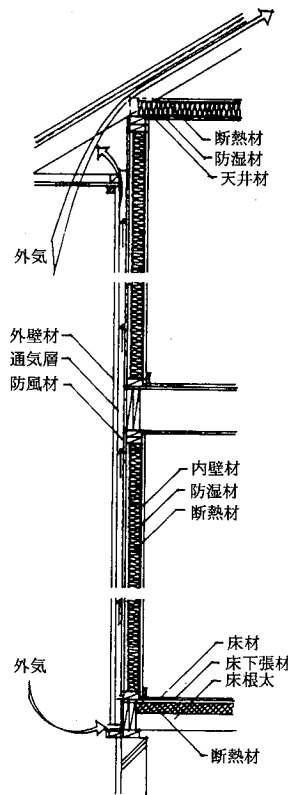
2. 外壁張材が土台又は端根太若しくは側根太に達しない場合の壁枠組と床枠組との緊結は、下枠から端根太及び側根太へ、2階にあってはCN90をたて枠間に3本、1階にあってはCN90をたて枠間に5本、平打ちする。
3. 内部の耐力壁と床枠組との緊結は、下枠から床根太またはころび止めへ、2階にあってはCN90をたて枠間に3本、1階にあってはCN90をたて枠間に5本、平打ちする。

4.10-24図 たるき及び床根太とたて枠の位置がずれる場合の補強

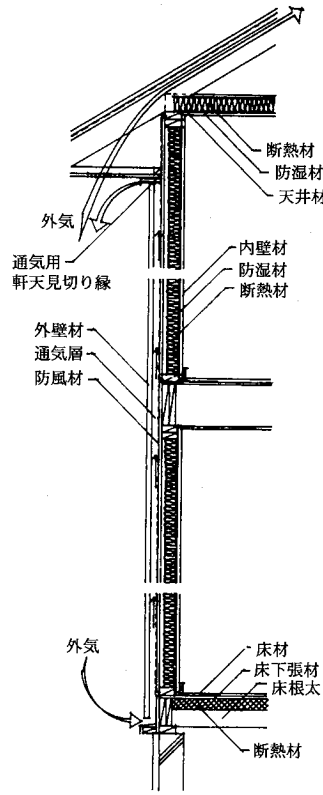


4.10-25図 外壁に通気層を設け壁体内通気を可能とする構造

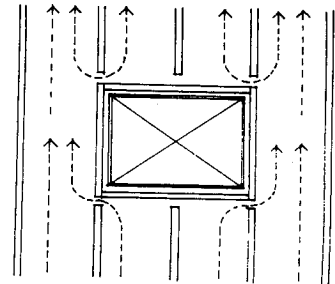
イ. 小屋裏に通気する構造



ロ. 軒天見切縁に通気する構造



ハ. 胴縁を用いた開口部まわりの施工例



4.11 支持柱

4.11.1 一般事項

多雪区域以外の区域で梁からの鉛直力を支持する柱（以下「支持柱」という。）を設ける場合は、この項による。ただし、この項によらない場合又は多雪区域は構造計算等により安全を確かめる。

4.11.2 支持柱及び梁

支持柱は寸法型式 606 の集成材とし、梁は 6" 系列の集成材を標準とする。

4.11.3 床枠組及び梁との緊結

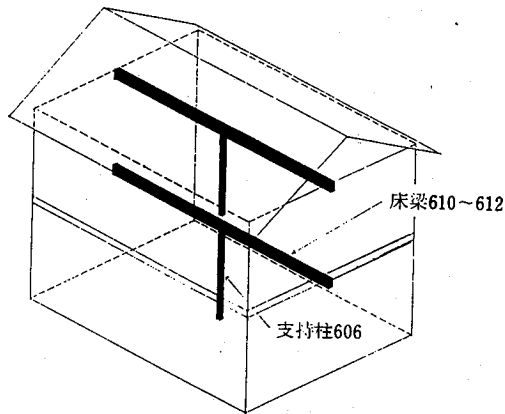
支持柱と床枠組及び梁との緊結は次による。

- イ. 支持柱が載る床下張材は構造用合板とし、支持柱は床下張材の上に柱脚金物を介して設ける。支持柱直下の床根太は支持柱と同寸幅以上となるよう補強する。
- ロ. 支持柱の柱脚は柱脚金物を用いて床枠組に緊結する。柱脚金物から床枠組への釘打ちは、Z N65 を 8 本平打ちする。支持柱と柱脚の緊結は打込みピン (φ14) により行なう。
- ハ. 支持柱の柱頭は柱頭金物を用いて床梁に緊結する。柱頭金物から床梁への釘打ちは、Z N65 を 8 本平打ちする。柱頭金物から支持柱への釘打ちは Z N65 を 6 本平打ちする。

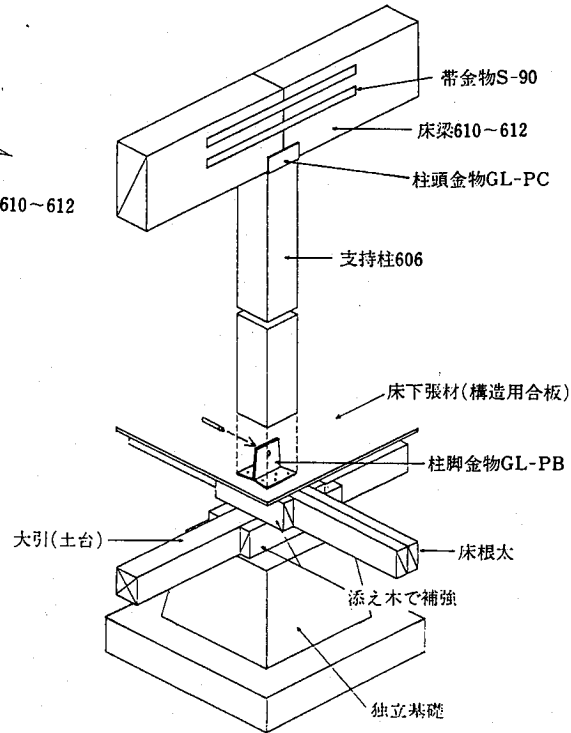
4.11.4 基礎及び基礎との緊結

- 1. 支持柱の直下には上階からの鉛直力及び地耐力を考慮した鉄筋コンクリート造による独立基礎等を設ける。
- 2. 支持柱直下の土台又は大引きは支持柱と同寸幅以上となるよう補強し、独立基礎にアンカーボルトにて緊結する。

4.11-1図 支持柱



4.11-2図 支持柱と梁及び床との納まり

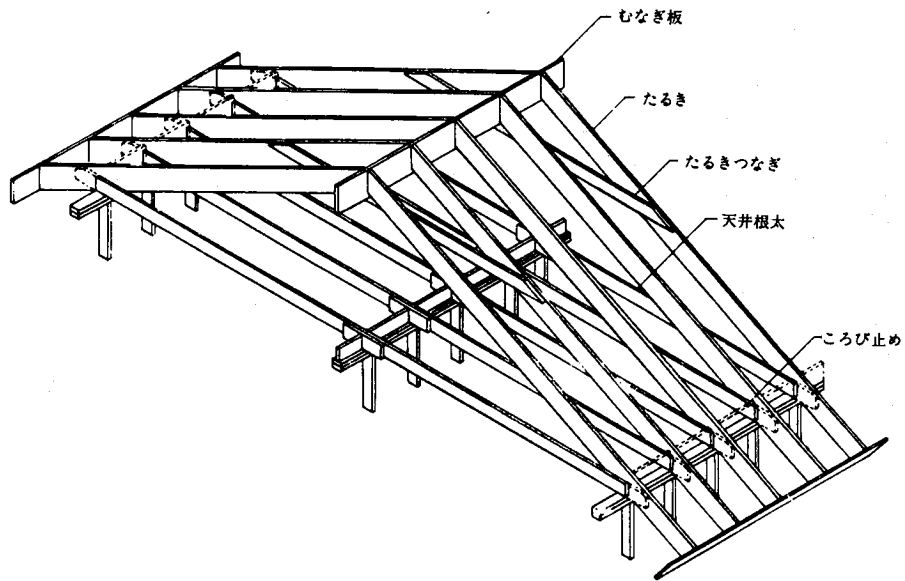


4.12 平屋建又は2階建の小屋組

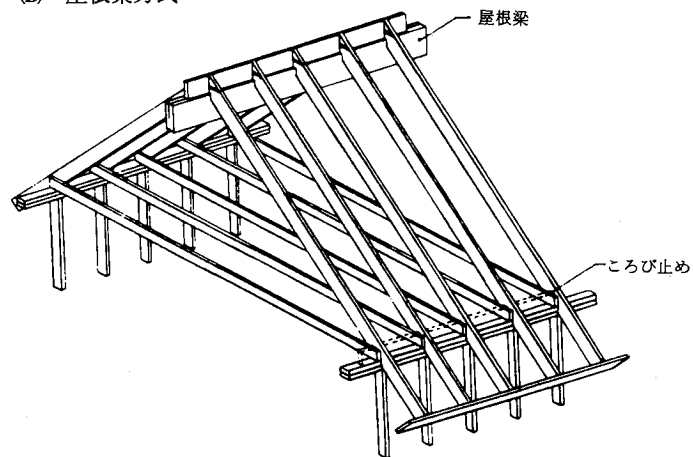
- 4.12.1 一般事項
1. 小屋組を構成するたるき及び天井根太の寸法は、寸法型式204、206、208、210若しくは212に適合するもの又は厚さ38mm以上、幅89mm以上で国土交通大臣による基準強度の指定を得たものであって、かつ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ若しくは屋根下地材との緊結に支障がないものとし、それら相互の間隔は650mm以内とする。
 2. たるきの断面は、構造計算によるか、スパン表による。
 3. 小屋組は、振れ止めを設ける等水平力に対して安全なものとする。
 4. 小屋組の構成は、次のいずれかによる。
 - イ. たるき方式：たるき、天井根太及びむなぎによるもの。
ただし、勾配が2.5/10以下の場合、むなぎの左右のたるきの長さ及び勾配が異なる場合又はすべてのたるきと天井根太の走行方向が異なる場合は屋根梁方式による。
 - ロ. 屋根梁方式：屋根梁又は耐力壁又は支持壁によって支持されるたるきによるもの。
 - ハ. トラス方式：合板ガセット又はメタルプレートコネクターを用いたトラスによるもの。
 - 二. 束建て方式：たるき、屋根梁、束を天井梁で支持するもの。

4.12-1図 小屋組の構成

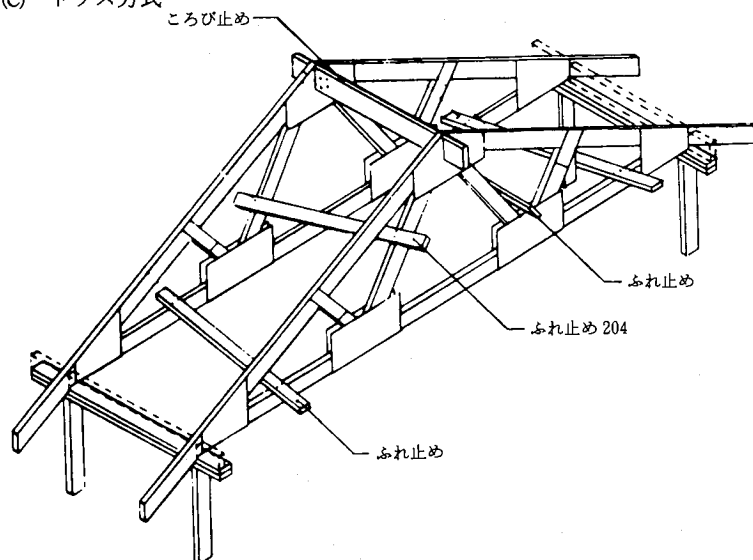
(A) たるき方式



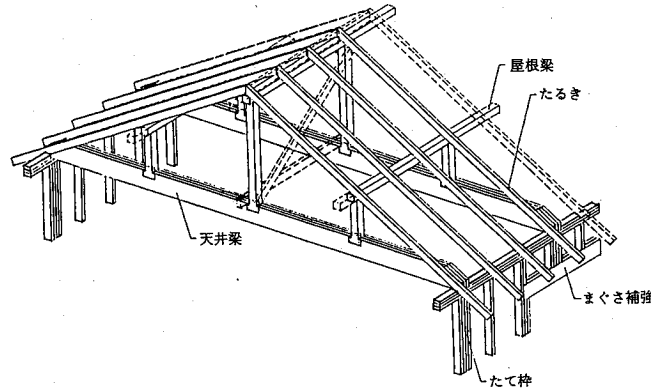
(B) 屋根梁方式



(C) トラス方式



(D) 東建て方式



4.12.2 たるきによる切妻屋根

- 4.12.2.1 天井根太
1. 天井根太から頭つなぎ又は梁に対しては2本のCN75を斜め打ちする。ただし、1,100N以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。
 2. 天井根太の継手は、耐力壁又は梁の上で、4.9.2 (床根太の継手) の項の2と同様な手法で行う。ただし釘打ち本数は4.12.2.5 (たるきと天井根太の接合) の項の1による。
 3. 継手部分の天井根太から頭つなぎ又は梁に対しては、CN75を両側からそれぞれ2本斜め打ちする。
 4. 小屋裏部屋を設けない場合の天井根太を梁で支持する場合の梁の断面は、構造計算による。
 5. 梁の構成及び端部の支持方法は、4.9.7 (床梁) の項と同様とする。ただし、天井根太を根太受金物又は根太掛けを用いて梁に取りつける場合は、向い合う天井根太同士を帯金物等を用いて緊結し、その釘打ち本数は、4.12.2.5 (たるきと天井根太の接合) の1による。
 6. 天井根太面に開口部を設ける場合は、4.9.5 (床開口部) に準ずる。
 7. 天井根太に薄板軽量形鋼を使用する場合は、構造計算に基づき特記による。

- 4.12.2.2 妻小壁
1. 妻側にけらばを出さない場合の妻小壁は、妻小壁たて桟を欠き込んでたるきを納め、たるきより2本のCN75を平打ちし、妻小壁たて桟から頭つなぎへは3本のCN75を斜め打ちする。
 2. 妻側にけらばを出す場合の妻小壁は次による。
 - イ. 妻小壁は、妻小壁たて桟及び平使いの妻小壁上桟を用いて構成し、妻小壁上桟から妻小壁たて桟へは2本のCN90を木口打ち、妻小壁たて桟から頭つなぎへは3本のCN75を斜め打ちする。
 - ロ. 妻小壁をあらかじめ構成する場合には、妻小壁下桟を用い、妻小壁下桟から妻小壁たて桟に2本のCN90を木口打ちする。
 - ハ. むなぎの支持は妻小壁たて桟で行い、その両側に添え妻小壁たて桟を設け、添え妻小壁たて桟から妻小壁たて桟 (支持材) へCN90を上・下端2本、中間部150mm間隔以内に千鳥に平打ちする。
 - 二. 妻小壁と下部外壁との緊結は、4.10.15 (壁桟組と床桟組及び土台との緊結) に準ずる。

- 4.12.2.3 むなぎとたるきの接合
1. むなぎは、たるきより1サイズ以上大きな寸法型式のものをを用い、頂部は勾配に沿って角度をつける。ただし、むなぎに代えて合板ガセットを用いる場合は、4.12.2.7 (たるきつなぎ) のハによる。
 2. たるきからむなぎへは、3本のCN75を斜め打ちする。ただし、1,700N以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。

- 4.12.2.4 たるきと頭つなぎの接合
1. たるきと頭つなぎの接合は次による。
 - イ. たるきは外壁の頭つなぎの部分で欠き込んでおさめる。ただし、たるきが寸法型式204の場合は欠き込みを行ってはならない。
 - ロ. たるきの欠き込み幅は原則として75mm以上、欠き込み深さはたるきのせい1/3以

内とする

2. たるきから頭つなぎに対しては2本のCN75を斜め打ちする。ただし、1,100N以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。

4.12.2.5 たるきと天井根太の接合

1. たるきと天井根太の接合はCN90を平打ちし、その本数は、下表による。
たるきと天井根太の接合に必要なCN90の本数（多雪区域以外の区域）

たるき間隔が50cm以下の場合

屋根材 建物 巾(m) 屋根勾配	瓦						彩色石綿板・金属板					
	4.55	5.46	6.37	7.28	8.19	9.10	4.55	5.46	6.37	7.28	8.19	9.10
3.5/10以上～ 4.5/10未満	5	6	6	7	8	9	3	3	4	4	5	5
4.5/10～5.5/10	4	5	5	6	7	7	2	3	3	4	4	4
5.5/10～7.5/10	3	4	4	5	6	6	2	2	3	3	3	4
7.5/10以上	3	3	3	4	4	5	2	2	2	2	3	3

たるき間隔が50cmを超え65cm以下の場合

屋根材 建物 巾(m) 屋根勾配	瓦						彩色石綿板・金属板					
	4.55	5.46	6.37	7.28	8.19	9.10	4.55	5.46	6.37	7.28	8.19	9.10
3.5/10以上～ 4.5/10未満	6	7	8	10	11	12	4	4	5	6	6	7
4.5/10～5.5/10	5	6	7	8	9	9	3	4	4	5	5	6
5.5/10～7.5/10	4	5	6	6	7	8	3	3	3	4	4	5
7.5/10以上	3	4	5	5	6	6	2	2	3	3	3	4

2. 部分的にたるきと天井根太の走行方向が異なる場合は、次による。

- イ. 頭つなぎ部のたるきに最も近い天井根太（以下「隣接天井根太」という）からもちおくり天井根太をのばし、前項に準じてたるきと接合する。
ロ. もちおくり天井根太は、2枚合わせとした隣接天井根太に3本のCN75を斜め打ちした後、かど金物で緊結する。

4.12.2.6 軒のはりだし

1. 軒をはりだす場合は、たるきと同寸の腕木、けらばたるき及び配付けたるきを用いて次のいずれかにより構成する。
イ. 軒の出が0.5m以下の場合は、けらばたるきを軒の出と同じだけ内部に伸ばして、たるきに取付ける。
ロ. 軒の出が0.5mを超え1m以下の場合は、けらばたるきを2つのたるき間隔だけ内部に伸ばし、これを受けるたるき及び腕木は2枚合わせとする。けらばたるきは、2枚合わせたるきに根太受け金物で固定する。
2. 腕木、けらばたるき及び配付けたるきには、たるき、腕木又は破風板から2本のCN90を木口打ちする。
3. けらばたるきの相互間には、けらばたるきと同寸のころび止めを設ける。ころび止めの釘打ちは、けらばたるきより2本のCN90を木口打ちとするか、ころび止めからけらばたるきに3本のCN75を斜め打ちする。また、ころび止めから妻小壁上桜へはCN75をけらばたるき間に2本斜め打ちする。
4. けらばたるきと妻小壁との緊結は、妻小壁上桜に両側からそれぞれ2本のCN75を斜め打ちし、あおり止め金物により緊結する。

4.12.2.7 たるきつなぎ

たるきつなぎは、次のいずれかにより設ける。

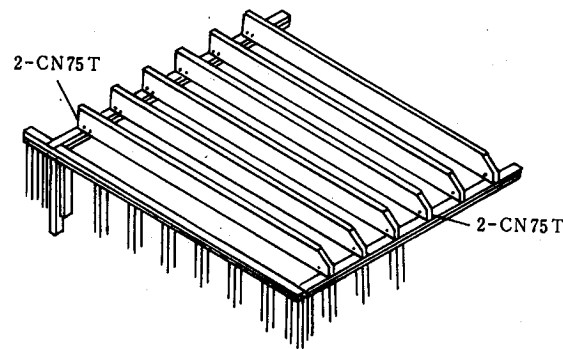
- イ. たるきつなぎに寸法型式106又は204を用いる場合は、天井裏スペースの頂部から3分の1以内の位置に、たるき2本おきに設ける。寸法型式106のたるきつなぎは、それぞれのたるきに4本のCN65を、寸法型式204のたるきつなぎは、それぞれのたるきに3本のCN90を平打ちする。
ロ. 帯金物をたるきつなぎに用いる場合は、屋根下張りを行った後、たるき1本おきに、

それぞれのたるきに4本のZN40を平打ちする。

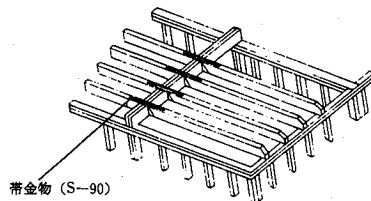
- ハ. 厚さ12mm以上の構造用合板ガセットをたるきつなぎに用いる場合は、それぞれのたるきに4本のCN65を平打ちする。この場合は、たるきの間に、むなぎと同寸のころび止めを入れる。ころび止めの釘打ちは、たるきから2本のCN90を木口打ちするか、ころび止めから3本のCN75を斜め打ちする。

- 4.12.2.8 外壁との緊結
1. たるき、けらばたるき、配付けたるき（以下「たるき等」という。）及び腕木と外壁の緊結は、あおり止め金物により緊結する。
 2. たるき等に寸法型式208以上を用いる場合は、頭つなぎの位置にころび止めを設ける。ころび止めは、たるき等と同寸で換気孔を設けたもの又はたるき等より1サイズ小さい寸法型式のものを用い、頭つなぎに2本のCN75をたるき等の相互間に斜め打ちする。

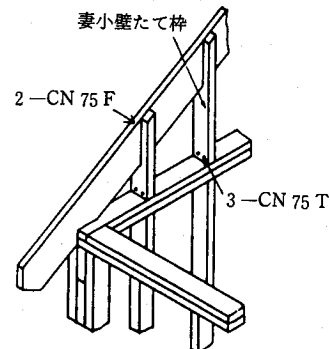
4.12-2図 天井根太と頭つなぎの釘打ち



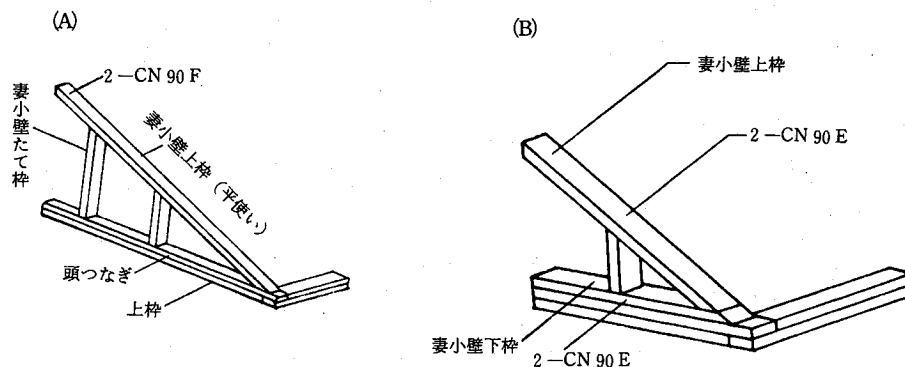
4.12-3図 梁への接合例



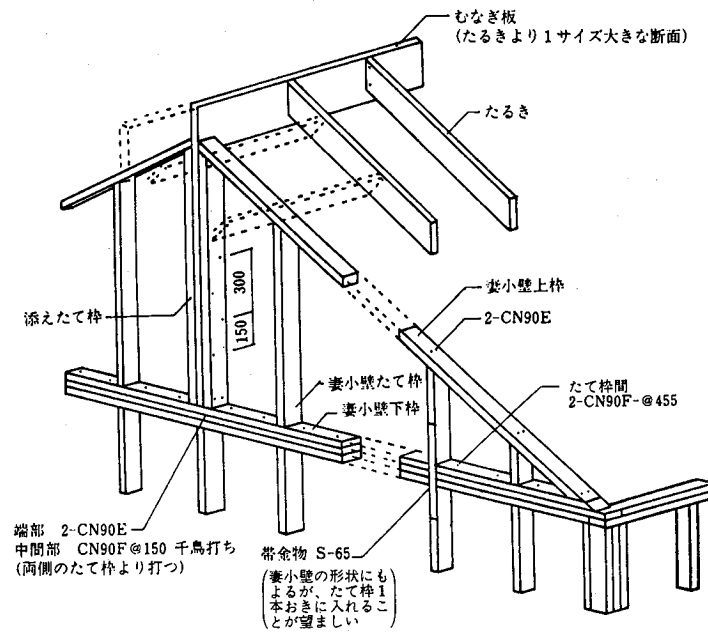
4.12-4図 妻小壁たて枠



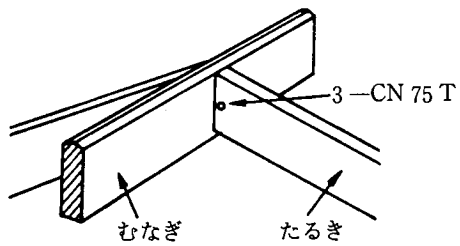
4.12-5図 妻小壁



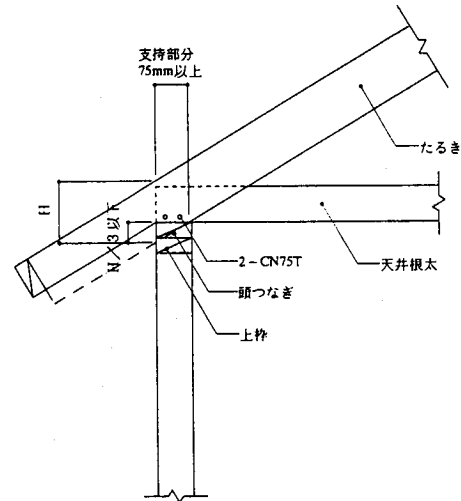
4.12-6図 むなぎの支持



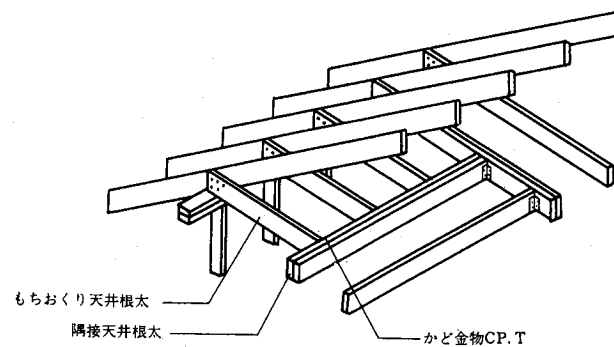
4.12-7図 むなぎとたるきの仕口



4.12-8図 たるきのおさまり

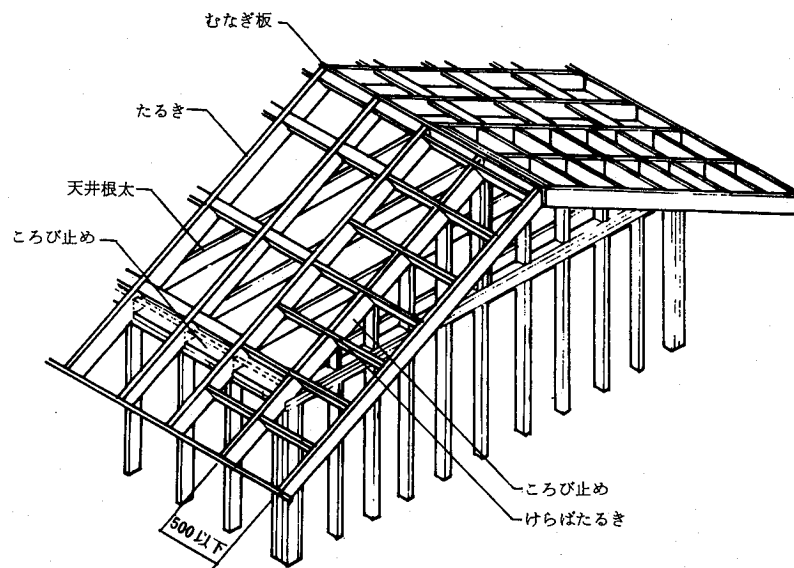


4.12-9図 部分的にたるきと天井根太の走行方向が異なる場合の緊結方法

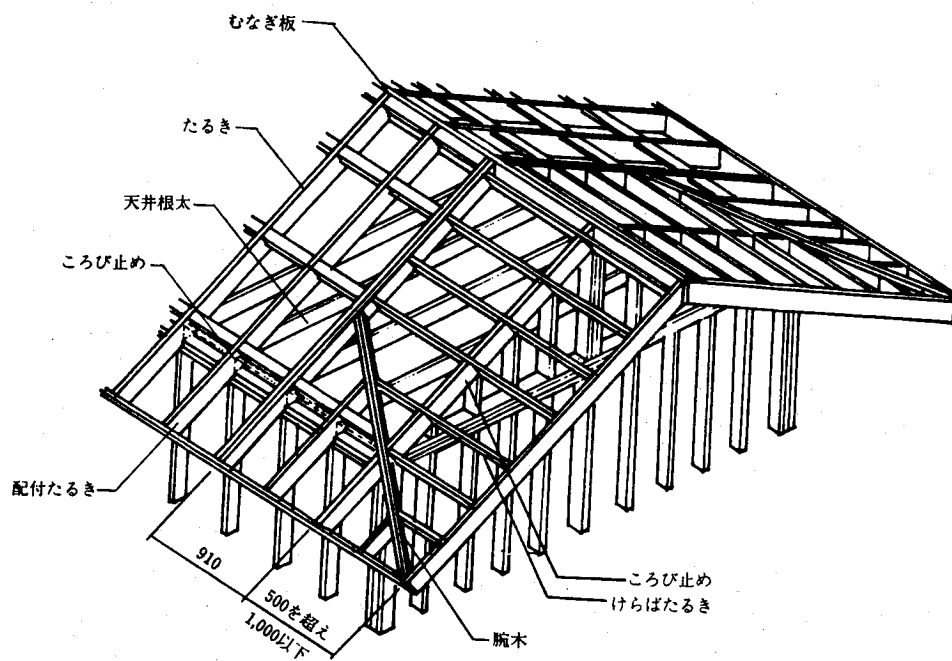


4.12-10図 軒のはりだし方

(A) けらばの出が0.5 m以下の場合

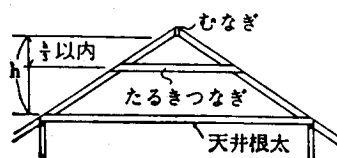


(B) けらばの出が1.0 m以下

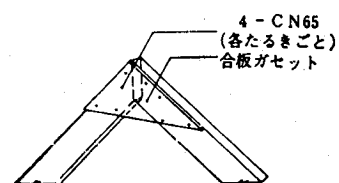


4.12-11図 たるきつなぎ

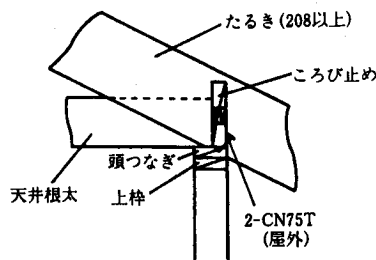
(A) たるきつなぎの取り付け方



(B) 合板ガセットのたるきつなぎの取り付け



4.12-12図 たるきのころび止め



4.12.3 屋根梁による切妻屋根

4.12.3.1 妻 小 壁 妻小壁の構成は、4.12.2.2（妻小壁）の項に準ずる。

4.12.3.2 屋 根 梁 1. 屋根梁の断面は、構造計算によるか、またはスパン表による。

2. 合わせ屋根梁の釘打ち方法は4.9.7（床梁）に準ずる。

3. 屋根梁の支持は次のいずれかにより行い、屋根梁の支持材は、1、2階とも同じ位置に設ける。

イ. 屋根梁に平行する耐力壁で支持する場合は、合わせ屋根梁と同じ枚数のたて枠を、構造用集成材の屋根梁を用いる場合は寸法型式 404 をそれぞれ屋根梁の支持材とする。屋根梁から屋根梁の支持材へは、両側から4本のCN75を斜め打ちし、耐力壁のたて枠から屋根梁の支持材へは、CN90を上・下端2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。

屋根梁と耐力壁は、帯金物を用い、6本のZN40を平打ちする。

ロ. 屋根梁に直交する耐力壁で支持する場合、合わせ屋根梁の場合は同じ枚数のたて枠を、構造用集成材の屋根梁を用いる場合は寸法型式404をそれぞれ屋根梁の支持材とする。平部分の耐力壁の上には、4.12.2.2（妻小壁）の2に準じて妻小壁を設ける。

屋根梁の支持材には、両側の添えたて枠からCN90を上・下端2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。

4. 屋根梁を継ぐ場合は、3による1、2階とも同じ位置の支持材の上で行い、継手の補強は、屋根梁の両側から4.9.2（床根太の継手）の2のロ、ハ又はニによって行う。

なお、継手部分の屋根梁の支持材は、上・下部分の画面を柱頭金物で緊結し、1本の寸法型式404と2本の寸法型式204を入れる。

5. 屋根梁を用いる場合のたるきの接合は、次のいずれかによる。

イ. 屋根梁にたるきをのせる場合は、たるきを幅40mm内外欠き込み、4.9.2（床根太の継手）の2に準じて継ぎ、たるきから屋根梁へCN75を2本斜め打ちする。

ロ. たるきの中間部に屋根梁を設ける場合は、たるきを原則として、水平方向に75mm以上、垂直方向にたるきのせいの1/3以内欠き込んで屋根梁にのせ、CN75を2本斜め打ちする。

ハ. 屋根梁にたるきを接合する場合は4.9.7（床梁）の5に準ずる。

6. 屋根梁に鉄骨梁を用いる場合は、特記による。ただし、この場合には構造耐力上安全であることを確認する。

4.12.3.3 たるきと頭つなぎの接合 1. たるきと頭つなぎの接合は、4.12.2.4（たるきと頭つなぎの接合）の項の1による。

2. たるきから頭つなぎに対しては、両側からそれぞれ2本のCN75を斜め打ちする。

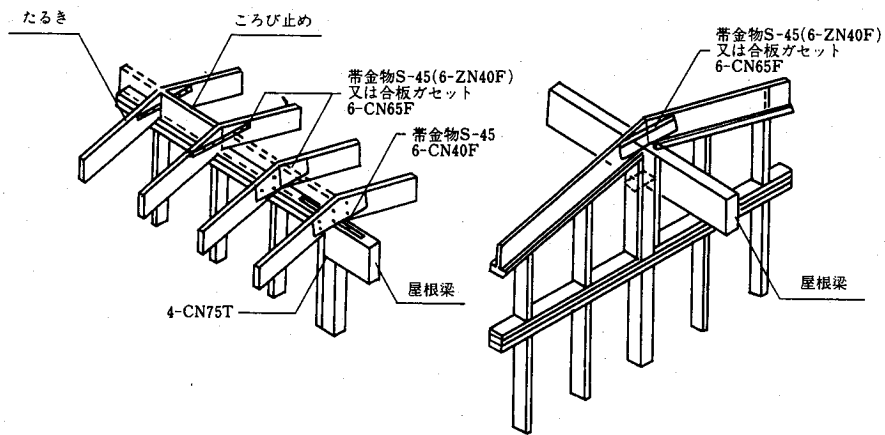
4.12.3.4 軒のはりだし 軒のはりだしの方法は、4.12.2.6（軒のはりだし）の項による。

4.12.3.5 外壁との緊結 たるき等及び腕木と外壁の緊結は、4.12.2.8（外壁との緊結）の項による。

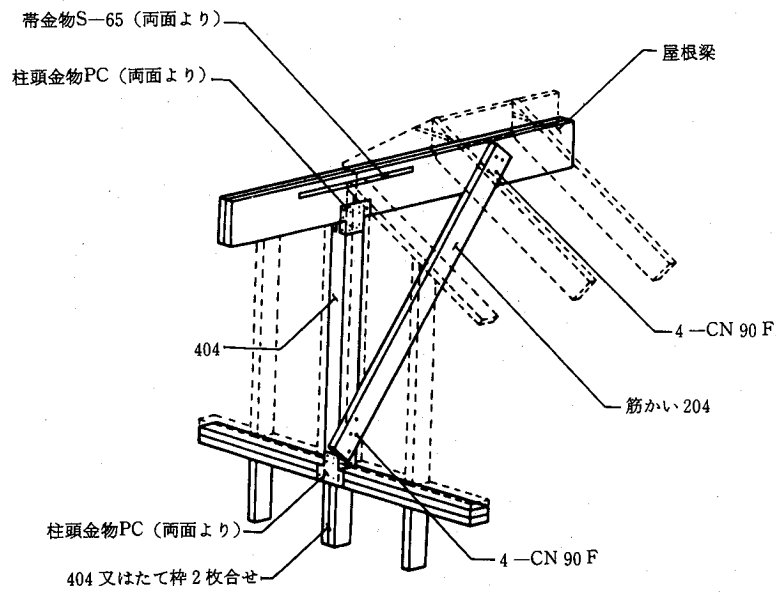
4. 12-13図 屋根梁の支持方法

(A) 屋根梁に平行する耐力壁で支持

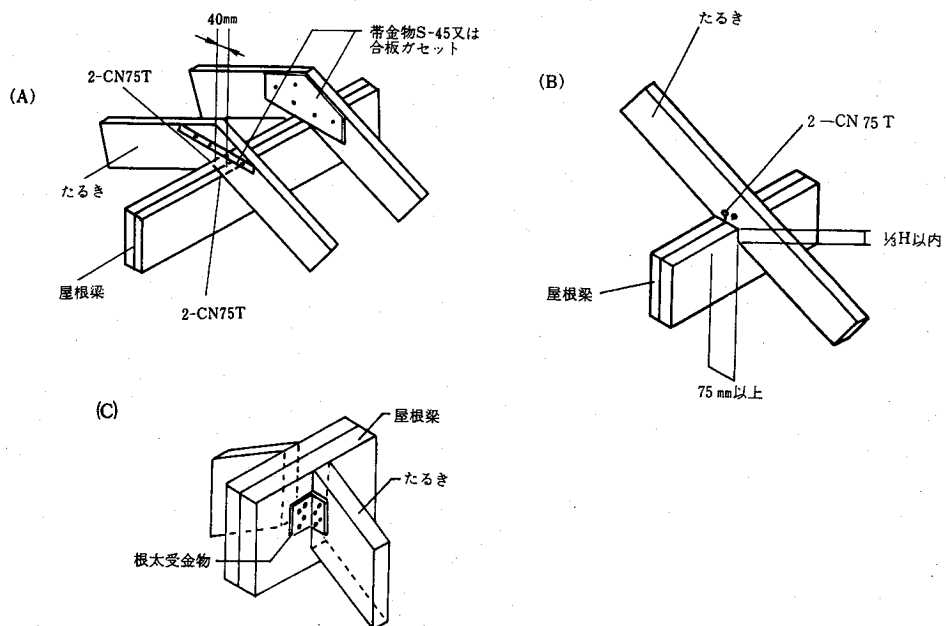
(B) 屋根梁に直交する耐力壁で支持



4. 12-14図 屋根梁の継ぎ方



4. 12-15図 屋根梁とたるき接合

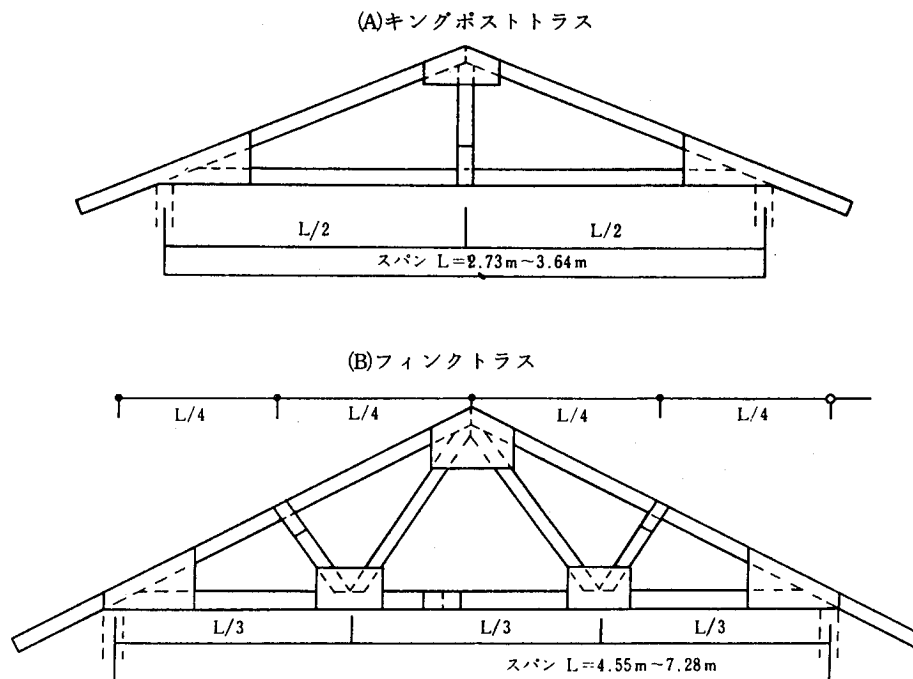


4.12.4 トラスによる切

妻屋根

- 4.12.4.1 ト ラ ス
1. 合板ガセットによるトラスの使用部材及び各仕口部材の釘打ち本数は、構造計算によるか、またはスパン表による。
 2. 構造計算等により安全を確かめた場合は、合板ガセットに替えてメタルプレートコネクターを使用することができる。
- 4.12.4.2 トラスと頭つな
ぎの接合
- トラスから頭つなぎに対しては、2本のCN75を斜め打ちする。ただし、1,100N以上の短期許容せん断耐力を有する釘打ちは、特記による。
- 4.12.4.3 軒のはりだし
- 軒のはりだしの方法は、4.12.2.6（軒のはりだし）の項による。
- 4.12.4.4 外壁との緊結
- トラスと外壁の緊結は、4.12.2.8（外壁との緊結）の項に準じて行う。

4.12-16図 トラスの種類



4.12.5 たるきによる寄 棟屋根

- 4.12.5.1 天 井 根 太
- 天井根太の取付けは、4.12.2.1（天井根太）の項による。
- 4.12.5.2 隅たるき受けト
ラス
1. たるきによる寄棟部分は、隅たるき、妻たるき、配付たるき及びこれらを受ける隅たるき受けトラスにより構成する。
 2. 隅たるき受けトラスには、たるきより1サイズ大きな寸法型式の隅たるきを欠き込み、隅たるき掛けに載せ掛け3本のCN75を斜め打ちし取り付け。隅たるき掛けに用いる製材の寸法型式は206以上とする。
 3. たるきから隅たるきへは3本のCN75を斜め打ちする。
 4. 隅たるき受けトラス及び隅たるきの使用部材及び各仕口部分の釘打ち本数は、構造計算によるか、スパン表による。
- 4.12.5.3 むなぎとたるき
の接合
- むなぎとたるきの接合は、4.12.2.3（むなぎとたるきの接合）の項による。
- 4.12.5.4 たるきと頭つな
ぎの接合
- たるきと頭つなぎの接合は、4.12.2.4（たるきと頭つなぎの接合）の項による。
- 4.12.5.5 たるきと天井根
太の接合
- たるき天井根太の接合は、4.12.2.5（たるきと天井根太の接合）の項による。

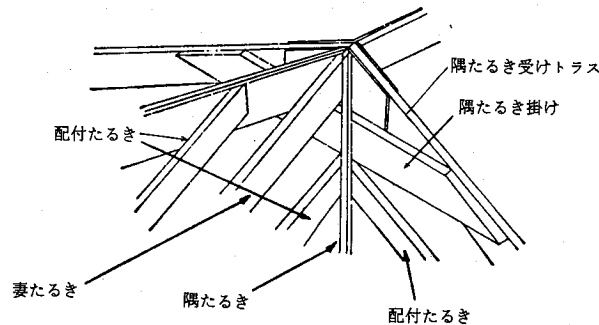
4.12.5.6 たるきつなぎ

たるきつなぎは、4.12.2.7（たるきつなぎ）の項により設ける。

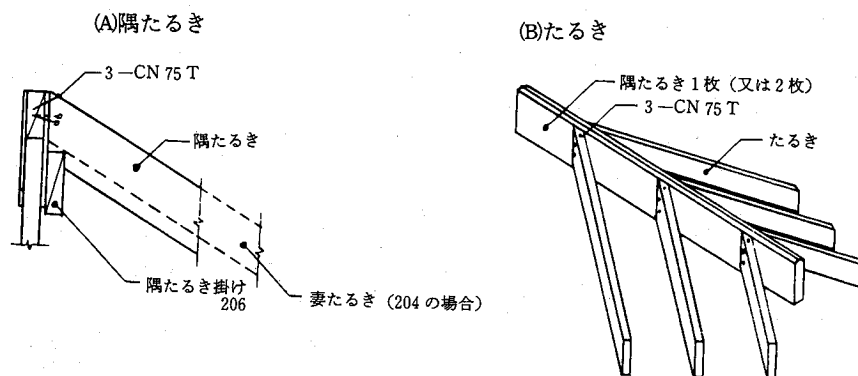
4.12.5.7 外壁との緊結

1. たるき及び隅たるき受けトラスと外壁の緊結は、4.12.2.8（外壁との緊結）の項に準ずる。
2. 隅たるき、妻たるき及び配付たるきは、それぞれ両側から2本のCN75を妻側の頭つなぎに斜め打ちする。ただし、もちおくり天井根太を4.12.2.5（たるきと天井根太の接合）に準じて設けた場合は、配付たるきの外壁頭つなぎへの釘内を2本のCN75の斜め打ちとすることができる。あおり止め金具を用いて、隅たるき及びたるきとを外壁に緊結する。

4.12-17図 寄棟部分の構成



4.12-18図 寄棟部分のおさまり



4.12.6 トラスによる寄棟屋根

4.12.6.1 トラス

1. 平部分に使用する合板ガセットによるトラスは、4.12.4.1（トラス）の項による。
2. 平部分にトラスを使用し、妻部分をたるきで構成する場合には、4.12.5.2（隅たるき受けトラス）の項に準ずる。
3. 台形トラス、隅むねトラス、妻配付トラス及び配付トラスによって寄棟をつくる場合は、構造計算等によって安全を確かめるものとする。

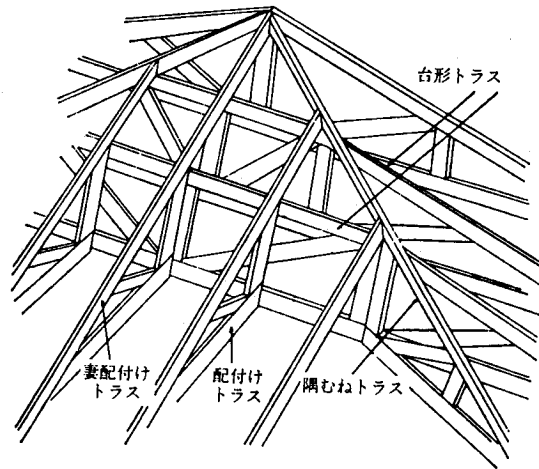
4.12.6.2 トラスと頭つなぎの接合

トラスと頭つなぎの接合は、4.12.4.2（トラスと頭つなぎの接合）の項による。

4.12.6.3 外壁との緊結

1. 平部分に使用する合板ガセットによるトラス及び台形トラスと桁側外壁の緊結は、4.12.2.8（外壁との緊結）の項に準ずる。
2. 妻部分をたるきで構成する場合の、隅たるき、妻たるき及び配付たるきと妻側外壁の緊結は、4.12.5.7（外壁との緊結）の2の項による。
3. 妻部分をトラスで構成する場合の隅むねトラス、配付トラス及び妻配付トラスと妻側外壁との緊結は、4.12.2.8（外壁との緊結）の項に準ずる。

4.12-19図 トラスによる寄棟のおさまり例



4.12.7 たるきによる入母屋屋根

4.12.7.1 天井根太

天井根太の取付けは、4.12.2.1（天井根太）の項による。

4.12.7.2 入母屋たるき受けトラス

1. たるきによる入母屋部分は、隅たるき、入母屋たるき、配付たるき及びこれらを受ける入母屋たるき受けトラスにより構成する。
2. 入母屋たるき受けトラスには、隅たるき及び入母屋たるきを受ける入母屋たるき受けを設ける。入母屋たるき受けに用いる部材寸法は、206以上とする。
3. 入母屋たるき受けトラス及び隅たるきの、使用部材及び各仕口部分の釘打ち本数は、構造計算による。

4.12.7.3 たるきと頭つなぎの接合

たるきと頭つなぎの接合は、4.12.2.4（たるきと頭つなぎの接合）の項による。

4.12.7.4 たるきと天井根太

たるきと天井根太の接合は、4.12.2.5（たるきと天井根太の接合）の項による。

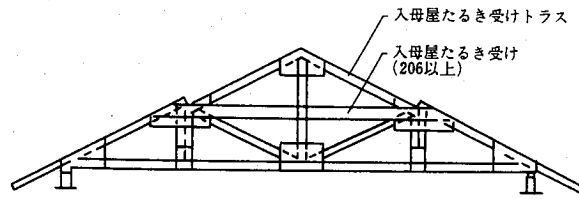
4.12.7.5 たるきつなぎ

たるきつなぎは、4.12.2.7（たるきつなぎ）の項により設ける。

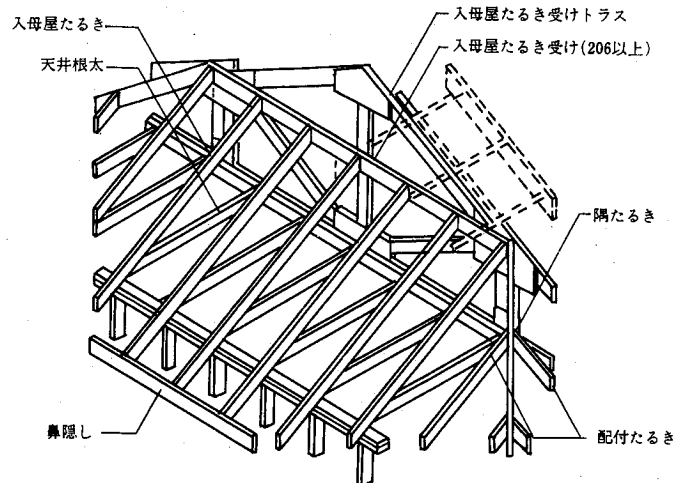
4.12.7.6 外壁との緊結

1. たるき及び入母屋たるき受けトラスと桁側外壁の緊結は、4.12.2.8（外壁との緊結）の項による。
2. 隅たるき、入母屋たるき及び配付たるきと妻側外壁の緊結は、4.12.5.7（外壁との緊結）の2の項による。

4.12-20図 入母屋たるき受けトラス



4.12-21図 入母屋の構成図



4.12.8 トラスによる入母屋屋根

- 4.12.8.1 トラス
1. 平部分に使用する合板ガセットによるトラスは、4.12.4.1 (トラス) の項による。
 2. 平部分にトラスを使用し、妻部分をたるきで構成する場合には、4.12.7.2 (入母屋たるき受けトラス) の項に準ずる。
 3. 台形トラス、隅むねトラス、妻配付トラス及び配付トラスによって入母屋をつくる場合は、構造計算等によって安全を確かめるものとする。

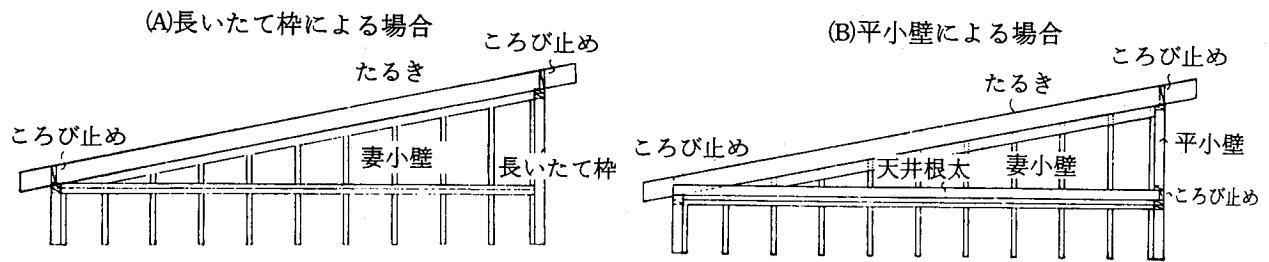
- 4.12.8.2 トラスと頭つなぎの接合
- トラスと頭つなぎの接合は、4.12.4.2 (トラスと頭つなぎの接合) の項による。

- 4.12.8.3 外壁との緊結
1. 平部分に使用する合板ガセットによるトラス及び台形トラスと桁側外壁の緊結は、4.12.2.8 (外壁との緊結) の項に準ずる。
 2. 妻部分をたるきで構成する場合の隅たるき、入母屋たるき及び配付たるきと妻側外壁の緊結は、4.12.5.7 (外壁との緊結) の2の項による。
 3. 妻部分をトラスで構成する場合の隅むねトラス、妻配付トラス及び配付トラスと妻側外壁との緊結は、4.12.2.8 (外壁との緊結) の項に準ずる。

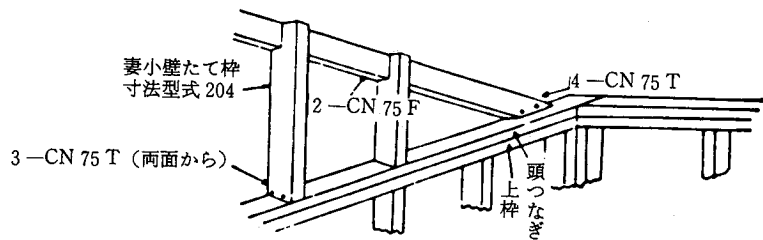
4.12.9 片流れ屋根

- 4.12.9.1 平小壁、妻小壁
1. 軒の高い部分は、長いたて枠を用いるか又は平小壁を作っておさめる。
 2. 妻側の外壁の上には、4.12.2.2 (妻小壁) の項による妻小壁を設ける。
 3. 平小壁及び妻小壁と下部の外壁とが外壁下張り材によって緊結されない場合には、たて枠1本おきに帯金物を用いて平小壁及び妻小壁たて枠と下部外壁たて枠を緊結する。
- 4.12.9.2 たるきと頭つなぎの接合
1. たるきと頭つなぎの結合は、4.12.2.4 (たるきと頭つなぎの結合) の1の項による。
 2. たるきから頭つなぎに対しては両側からそれぞれ2本のCN75を斜め打ちする。
- 4.12.9.3 軒のはりだし
- 軒のはりだし方法は、4.12.2.6 (軒のはりだし) の項による。
- 4.12.9.4 外壁との緊結
- たるき等及び腕木と外壁の緊結は、4.12.2.8 (外壁との緊結) の項による。

4.12-22図 片流れ屋根の構成



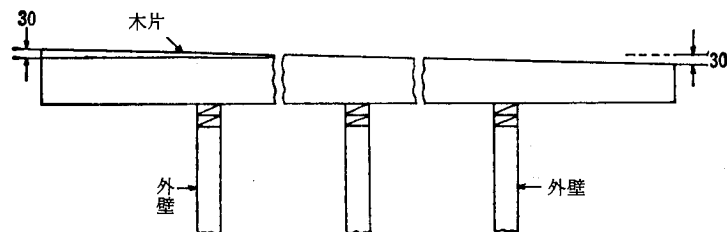
4.12-23図 妻小壁の詳細



4.12.10 陸屋根

- 4.12.10.1 たるき
1. たるきの継手は、耐力壁又は屋根梁の上で行い、頭つなぎ又は屋根梁に両側からそれぞれ2本のCN75を斜め打ちする。継手の方法は、4.9.2の2（床根太の継手）と同じにする。
 2. 屋根排水のためにたるきを先細にする。ただし、たるきの削込みは30mmまでとし、それ以上の勾配を必要とする場合は、たるきの上に木片を当てて勾配をとる。
- 4.12.10.2 軒のはりだし 軒のはりだしの方法は4.12.2.6（軒のはりだし）の項による。
- 4.12.10.3 外壁との緊結 たるき等及び腕木と外壁の緊結は、4.12.2.8（外壁との緊結）による。

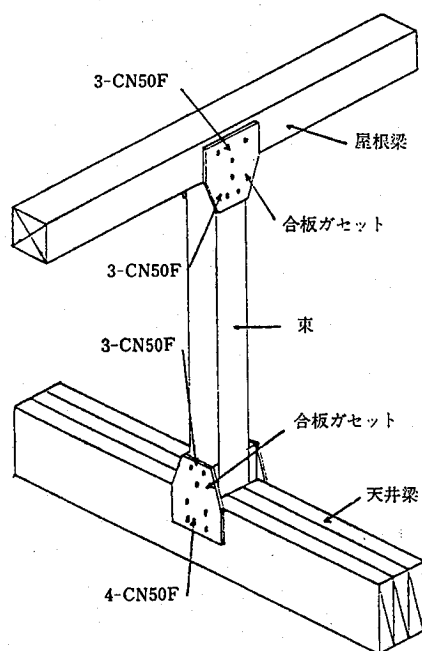
4.12-24図 陸屋根の勾配のとり方



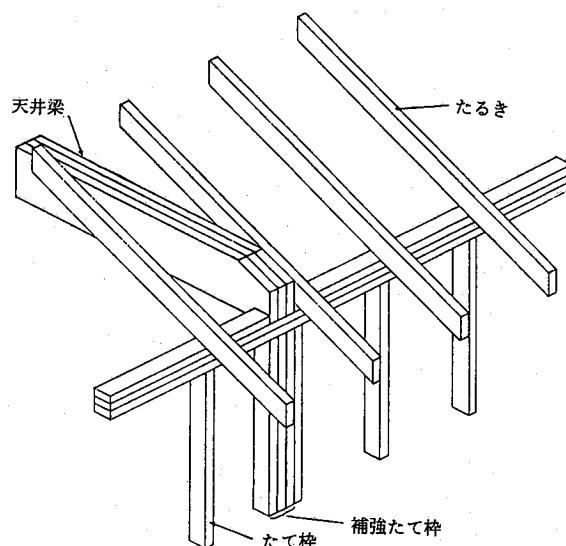
4.12.11 束建てによる小屋組

- 4.12.11.1 構成部材 構成部材であるたるき、屋根梁、束及び天井梁の各部材の寸法、スパン等は構造計算による。
- 4.12.11.2 天井梁 天井梁は製材品の3枚合せ、または構造用集成材とする。
- 4.12.11.3 接合部 束と屋根梁及び天井梁とは、両面より柱頭金物又は合板ガセットにより緊結する。
- 4.12.11.4 外壁の補強 天井梁を支持する外壁内のたて桟は補強たて桟により補強する。また、天井梁が開口部の上部にある場合はまぐさ及びまぐさ受けを必要に応じ補強する。

4.12-25図 屋根梁、天井梁と束との納まり



4.12-26図 天井梁を支持する外壁たて枠の補強



4.12.12 L 字 屋 根

L字屋根を構成する場合は、次のいずれかによる。

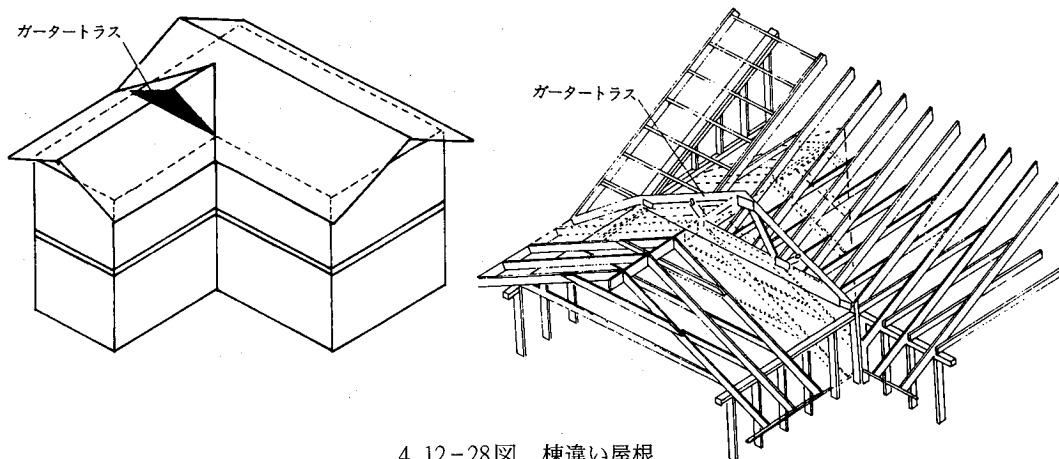
- イ. 主たる屋根（大きい屋根）とその他の屋根（小さい屋根）の境界部の下部には耐力壁又は支持壁を設ける。
- ロ. 主たる屋根とその他の屋根の境界部には、ガーダートラスを設け、主たる屋根のたるき及び天井根太と小さい屋根を支持する。なお、ガーダートラスの使用部材及び各仕口部分の釘打ち本数は、構造計算によるか、またはスパン表による。

4.12.13 棟 違 い 屋 根

棟違い屋根を構成する場合は、次のいずれかによる。

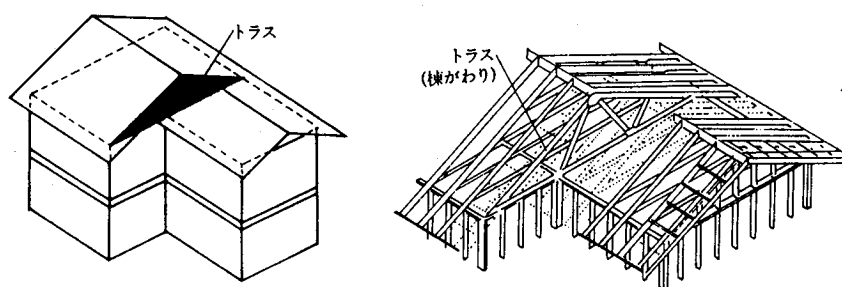
- イ. 棟がわり部分の妻小壁の下部には、耐力壁又は支持壁を設ける。
- ロ. 耐力壁又は支持壁のない場合の棟がわり部分の妻小壁には、トラスを設ける。なお、トラスは、構造計算によって安全を確かめる。

4.12-27図 L字屋根



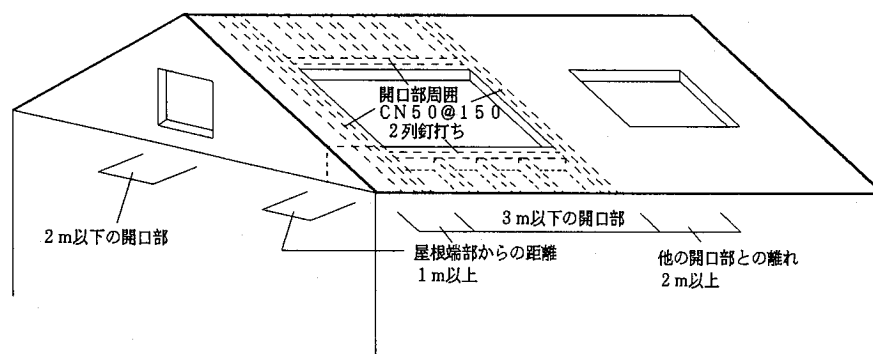
4.12-28図 棟違い屋根

(横がわり部分の妻小壁の下部に耐力壁又は支持壁がない場合)



- 4.12.14 小屋面の開口部
1. 小屋の屋根及び外壁（以下「屋根等」という。）に明かりとりの開口部を設ける場合の開口部の幅は2m以下とし、その開口部の幅の合計は、その屋根等の下端の幅の1/2以下とする。この場合の小屋の屋根部の開口部はたるきと同寸以上の開口部端たるき及び開口部側たるきにより構成し、それぞれ2枚合せ以上とする。
 2. 小屋の屋根部に設ける開口部で、開口部の位置が、屋根の端から距離が1m以上、他の開口部からの距離が2m以上であるときは、開口部の幅を3m以下とすることができる。この場合の補強は次による。
 - イ. 開口部端たるき及び開口部側たるきの断面寸法は、構造計算により決定する。
 - ロ. 屋根下張り材から、開口部端たるき及び開口部側たるきへは、CN50を間隔150mm以内に2列に平打ちする。
 3. 屋根面から開口部の幅が90cm以上の出窓をせり出す場合は、まぐさ及びまぐさ受けを4.10.6（耐力壁線の開口部）の項により構成し、まぐさのスパンは、構造計算による。
 4. 2枚合せ以上のたるきの釘打ちは4.9.7（床梁）の項に準ずる。
 5. 開口部端たるきと開口部側たるき及びたるきとの取付けは、4.9.5（床開口部）に準じて構造計算等により決定する。

4.12-29図 屋根開口部の取り方



まぐさ

開口部たるき 2枚合せ

開口部端たるき

開口部たるき 3枚合せ

3階又は2階の床枠組

- イ. 構造用合板の JAS に適合するもので厚さ 9mm 以上のもの
- ロ. JIS A 5908 (パーティクルボード) に適合するもののうち 18M 若しくは 18P タイプ、13M 若しくは 13P タイプ、24-10M 若しくは 24-10P タイプ、17.5-10.5M 若しくは 17.5-10.5P タイプ又は 30-15M 若しくは 30-15P タイプで厚さ 12mm 以上のもの
- ハ. 構造用パネルの JAS に適合するもの (たるき相互の間隔が 31cm を超える場合は 1 級、2 級又は 3 級のもの)
- ニ. JIS A 5404 (木質系セメント板) に適合する 0.9C の硬質木質セメント板で厚さ 15mm 以上のもの (たるき相互の間隔が 31cm を超える場合は 18mm 以上のもの)
- ホ. JIS A 5905 (繊維板) に適合する MDF で、30 タイプ (M タイプ、P タイプ) のもの
- ヘ. JIS A 5440 (火山性ガラス質複層板) に適合するもののうち HⅢ のもの

2. 構造用合板は、表面繊維方向が床根太方向と直交するように張り、パーティクルボード、構造用パネル、硬質木片セメント板、MDF 及び火山性ガラス質複層板は、長手方向が床根太方向と直交するように張る。

3. 屋根下張りは千鳥張りとし、3 本以上のたるき又はトラス上弦材にかかるようにし、軒先面から張り始め、むなぎ頂部で寸法調整する。

4. 屋根下張り材の継手部分には、寸法型式 204 の 2 つ割り以上 (38mm×38mm) 以上の受け材を入れる。ただし、次のいずれかの場合は省略することができる。

- イ. たるき又はトラス上弦材の間隔を 310mm 以下とし、厚さ 12mm 以上の構造用合板又は構造用パネルの 3 級のもの
- ロ. たるき又はトラス上弦材の間隔を 500mm 以下とし、厚さ 15mm 以上の構造用合板又は構造用パネルの 2 級のものをを用いる。
- ハ. たるき又はトラス上弦材の間隔を 500mm 以下とし、厚さ 12mm 以上の構造用合板で「日合連」、「COF」もしくは「APA」で定める継手 (本ざね) 加工の規格に適合するもの又はこれと同等以上のものをを用いる。ただし、各連続する屋根面において、異なる規格を混在して使用してはならない。
- ニ. たるき又はトラス上弦材の間隔を 500mm 以下とし、構造用パネル 3 級 (厚さ 11mm 以上) で「APA」で定める継手 (本ざね) 加工の規格に適合するもの、又はこれらと

同等以上のものを用いる。

ホ. たるき又はトラス上弦材の間隔を500mm以下とし、厚さ15mm以上のパーティクルボードで、日本繊維板工業会で定める継手加工の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものを用いる。

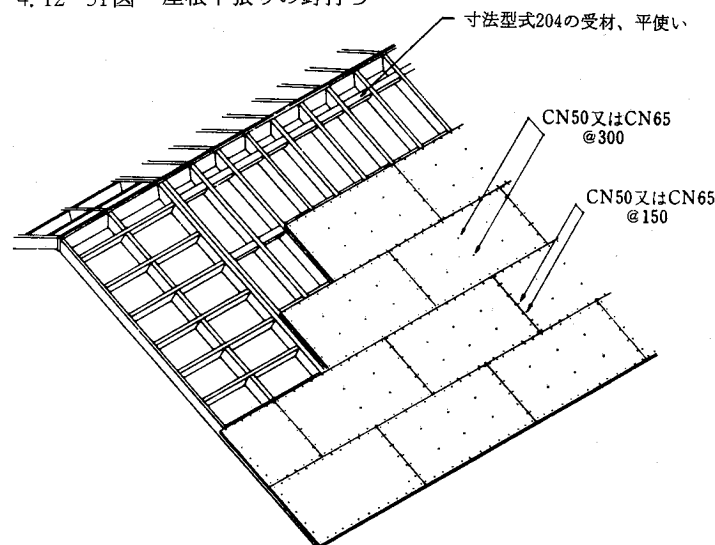
5. 屋根下張材の釘打ちは次による。

イ. CN50（床下張材の厚さが15mm以上の場合はCN65）を周辺部150mm間隔以内、中間部200mm間隔以内で床根太又は床梁及び受け材に平打ちする。ただし、MDF及び火山性ガラス質複層板の釘打ちは、特記による。

ロ. 短期許容せん断耐力が周辺部2,600N/m、中間部1,300N/m以上を有する釘打ちは、特記による。

6. 屋根下張り材にパーティクルボード（耐水性のある接着剤を用いた規格を除く）を用いる場合は、4.9.9（床下張り）の7に準じて防水処理を行う。

4.12-31図 屋根下張りの釘打ち



4.12.16 40㎡を超える区画の小屋組

4.12.16.1 一般事項 40㎡を超える区画とする場合の当該小屋組は、この項による。ただし、この項に掲げる事項に該当しないものについては前各項による。

4.12.16.2 壁枠組との緊結 1. たるき相互間にはすべところび止めを設ける。ころび止めは、たるきと同寸で換気孔を設けたもの又はたるきより1サイズ小さな寸法のものとする。
2. ころび止めの釘打ちは次による。

イ. たるき又は天井根太とは2本のCN75を斜め打ちする。

ロ. 2階外壁の頭つなぎへは、たるき間でそれぞれ2本のCN75を斜め打ちする。

4.12.17 50cmを超えるたるき間隔

4.12.17.1 一般事項 1. 天井根太間隔及びたるき間隔を50cmを超え65cm以下とする場合（以下「50cmを超えるたるき間隔」という。）の小屋組はこの項による。ただし、この項に掲げる事項に該当しないものについては4.12（平屋建又は2階建の小屋組）の各項による。

2. たるきの断面は、構造計算によるか、またはスパン表による。

4.12.17.2 天井根太 天井根太の断面は、構造計算によるか、またはスパン表による。

4.12.17.3 外壁との緊結 1. 頭つなぎの位置にはすべところび止めを設ける。ころび止めは、たるきと同寸で換気孔を設けたもの又はたるきより1サイズ小さな寸法のものとする。

2. ころび止めの釘打ちは次による。

- イ. たるき又は天井根太とは3本のCN75を斜め打ちする。
- ロ. 2階外壁の頭つなぎへは、たるき間でそれぞれ3本のCN75を斜め打ちする。

4.12.17.4 屋根下張り

屋根下張材の品質は次のいずれかによる。

- イ. 構造用合板のJASに適合するもので厚さ12mm以上のもの
- ロ. JIS A 5908 (パーティクルボード) に適合するもののうち18M若しくは18Pタイプ、13M若しくは13Pタイプ、24-10M若しくは24-10Pタイプ、17.5-10.5M若しくは17.5-10.5Pタイプ又は30-15M若しくは30-15Pタイプで厚さ15mm以上のもの
- ハ. 構造用パネルのJASに適合するもので1級または2級のもの
- ニ. JIS A 5905 (繊維板) に適合するMDFで、30タイプ (Mタイプ、Pタイプ) のもの
- ホ. JIS A 5440 (火山性ガラス質複層板) に適合するもののうちHⅢのもの

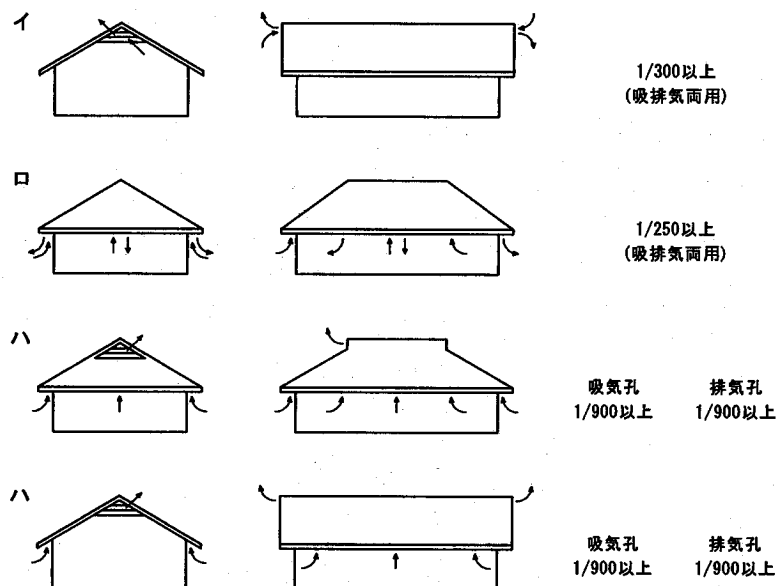
4.13 小屋裏換気・軒裏換気

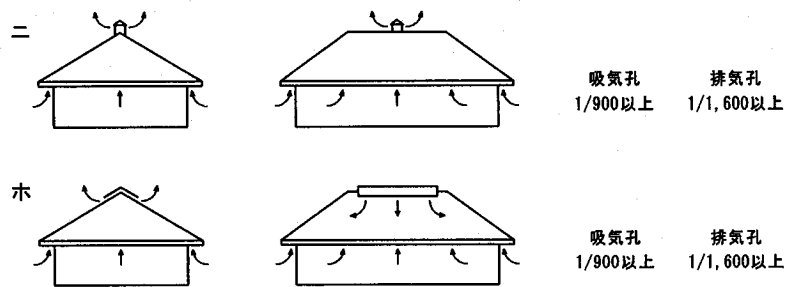
4.13.1 小屋裏換気 小屋裏空間が生じる場合の小屋裏換気は次の1及び2による。ただし、天井面ではなく屋根面に断熱材を施工する場合は、小屋裏換気孔は設置しないこととする。

1. 小屋裏換気孔は、独立した小屋裏ごとに2ヵ所以上、換気に有効な位置に設ける。
2. 換気孔の有効換気面積等は、次による。
 - イ. 両妻壁にそれぞれ換気孔 (吸排気両用) を設ける場合は、換気孔をできるだけ上部に設けることとし、換気孔の面積の合計は、天井面積の1/300以上とする。
 - ロ. 軒裏に換気孔 (吸排気両用) を設ける場合は、換気孔の面積の合計を天井面積の1/250以上とする。
 - ハ. 軒裏に吸気孔を、妻壁に排気孔を、垂直距離で900mm以上離して設ける場合は、それぞれの換気孔の面積を天井面積の1/900以上とする。
 - ニ. 排気筒その他の器具を用いた排気孔は、できるだけ小屋裏頂部に設けることとし排気孔の面積は、天井面積の1/1,600以上とする。また、軒裏に設ける吸気孔の面積は、天井面積の1/900以上とする。
 - ホ. 軒裏に吸気孔を設け、かつ、棟部に排気孔を設ける場合は、吸気孔の面積を天井面積の1/900以上とし、排気孔の面積を天井面積の1/1,600以上とする。

4.13.2 スクリーン 小屋裏換気孔には、雨、雪、虫等の侵入を防ぐため、スクリーン等を堅固に取り付ける。

4.13-1図 小屋裏換気孔の取り方例





棟部に設ける排気孔の面積 棟部に排気孔を設けて小屋裏換気を行う場合において、排気孔となる棟換気部材の孔（開口部）の形状が複雑で見付けの開口面積を求めることが難しい場合は、測定により求めた「相当有効開口面積」によることができる。

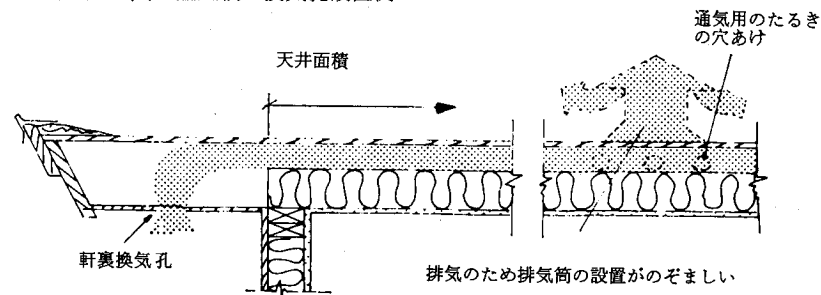
屋根断熱とする場合の注意事項 天井面ではなく屋根面に断熱材を施工する場合には、小屋裏換気孔は要さないが、以下の点に注意が必要である。

- (1) 屋根断熱を施しても日射の影響を最も受けやすい空間で室温が上昇する可能性がある。
- (2) 室内温度の最も集まりやすい空間で屋根構成木材に対し結露による腐朽の可能性がある。
- (3) 屋根内部の断熱材に雨水や室内からの水蒸気によって結露が生ずる可能性がある。したがって、屋根内部に水分、水蒸気が滞留しないような措置を講じておく必要がある。

以上の理由から耐久性上支障が出ないような次の措置を講じておくことが望まれる。

- ①断熱材の外側には通気層（厚さ 30mm 程度）を設け、必要に応じ断熱材と通気層の間に防風層を設ける。
- ②断熱材の室内側には防湿材によって防湿層を施工する等、室内の水蒸気が屋根内部に侵入しないようにする。
- ③天井をはることで密閉した天井ふところがある場合には、屋根構成部材について点検が可能となるような点検口を設けておく。

4. 13-2図 陸屋根の換気孔設置例



4. 13-3図 外壁と屋根との取り合い部

